

國學院大學學術情報リポジトリ

近代国学と皇位継承儀礼：
大正大礼と皇典講究所・國學院大學関係者の活動を中心

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001471

近代国学と皇位継承儀礼

——大正大礼と皇典講究所・國學院大學関係者の活動を中心に——

藤田 大誠

一 はじめに——問題の所在と長い前置き——

本稿は、〈近代国学〉と「皇位継承儀礼」の関係如何、即ち日本の天皇における「皇位継承儀礼」に関する研究、近代日本において行はれた「皇位継承儀礼」の制度や理論の構築、さらには実施に当たって、〈近代国学〉といふ学問（学知）やその関連人物たちが、如何なる役割を果たしたのか（或はさほど関係を有してゐなかつたのか）を主題とする。具体的には、主に「大正大礼」に焦点を当てつつ、国学的研究・教育機関の中でもその代表格である皇典講究所・國學院大學関係者による活動（研究発信、奉祝行事などの営為）を中心に検討を加へたい。^①

これまで筆者は、〈近代国学〉や皇典講究所・國學院大學に関する歴史的研究の成果をそれなりに積み重ねてきた。^②勿論筆者自身、これらの研究成果で十分とは全く考へてをらず、未だ課題は山積してゐるが、それでも一定の意義はあつたのかも知れない。かつて「国学」と言へば、限定的に「近世国学」（幕末国学含む）のことのみを指すといふのが、社会的かつ学術上における通念であつた。そして、国学の担ひ手たる国学者の営為は、硬直的な学統意識に拘束された

人々によるものといふ印象が強調され、専ら古代（上代）の古典や歴史について、宛も後年確立する近代的學術としての「国語国文学」（日本語学・日本文学）や「国史学」（日本史学）の如き研究の前提としての位置付けのみがなされてきた嫌ひがある。或は所謂「復古神道」や尊皇攘夷運動の思想と実践に携はつたにも拘らず、アナクロニズムの権化とのみ受け取られ、ましてや明治維新时期において、一時の榮光からジェットコースター的な挫折によつて転落し、無価値化したといふストーリーのもと、〈近代〉における「国学」の史的意義などある訳はなく、研究対象とする価値など無いと齒牙にも掛けられてゐなかつたと言つて良い。かかるかつての極めて閉塞的な研究状況の打開には、「一穴」程度に過ぎないかも知れぬが微力ながらも一役買つてきたのではないかといふ、細やかな「自覚」はある（自身、未だ納得いく水準にまで至つてゐないと考へてゐるため、あへて「自負」とは言ふまい）。

近年、松本久史は、国学の研究領域について、通史的俯瞰を縦軸、同時代的・全体的見取図描写を横軸としつつ、①學術としての国学の内容、②国学の社会的受容、③国学研究史といふ三つの次元に区分した上で、それらを混同しないことを徹底しながらも三次元の關係性を詳細に分析する方法の必要性を説き、次の如く記してゐる。³

まずは、學術としての国学の内容は、ここでも時間軸として近世国学と近代国学の区分をすることが第一の留意点である。そもそも、国学自体の対象を近世に限定する見解もあるが、筆者はそれを採らない。近代の国学は、依然として「国家の学」（『創学校啓』）として存在し続けたと考へている。折口信夫の聲咳に接した國學院大學の歴史学者の藤井貞文により、近代国学という問題意識が提起され、近世国学が近代学問体系の中で分化・純化するこ
とにより、近世国学が「転生」（『明治国学発生史の研究』吉川弘文館、一九七七年／『江戸国学転生史の研究』吉川弘文館、一九八七年）したとされた。その認識は阪本是丸によつて継承・展開され、明治前期の国学者の活動に

検討を加え、近代学術の中で国学は決して減じていなかったことを証明しようとした（『明治維新と国学者』大明堂、一九九三年）。その情熱はさらに積極的に「近代国学」を定義し、分析・検討した藤田大誠の研究に至っている（『近代国学の研究』弘文堂、二〇〇七年）。これらの研究は、「国学」の名を冠する國學院大學の学問アイデンティティの追究でもあったが、その成果によって、大学を中心とした高等教育機関において展開した学術としての側面を中心に、国学の影響が文学や歴史学などの近代人文学のみならず、法制度・皇室制度の整備、神社行政などの近代国家体制に影響を与えたことが明らかになっている。^④

斯様に松本は、「近代国学」研究それ自体が「国学」の名を冠する國學院大學の学問アイデンティティの追究」であることを指摘してゐるのだが、当該研究者の一人である筆者自身、この点を強く意識しながら研究してきた。即ち、〈近代国学〉研究自体が、國學院大學における校史・学術資産研究の「本丸」といふ性格を帯びてゐるのである。

また、「江戸時代後期から明治時代前期にかけて歴史考証に尽力した人びと」を広い意味の「学派」と捉へて「国学考証派」（重野安繹の言を借りたもの）と称し、彼らに関する具体的な史料をもとに地道な実証的分析を加へ、日本の近世と近代を跨ぐ西暦十九世紀を「考証の世紀」と捉へた注目すべき労作を物した大沼宜規は、「近代の「考証派国学者」の活動実態を詳細に明らかにした藤田の研究は、明治時代になると国学者は次第に居場所を失うという像を覆し、近代の国学者研究の画期となったといつてよい」と評してゐる。^⑤但し大沼は、「明治二十年代は「国学考証派」の結集の場が縮小し、代表的な「国学考証派」や古典講習科の教員が死去し、あるいは官務の一線からは退いていく」ことから、その後「学問と官務を並立させた、幅広い活動の場は失われていた」のであり、「政治的・社会的な実用性という機能と根拠に基づく歴史考証を方法として持った「国学考証派」の学問は、江戸幕府の衰退・崩壊期、明治政府の

形成期という歴史的正当性の根拠、つまり知識そのものが重視される時代、まだに「考証の世紀」に光彩を放った。明治政府の制度がかたまり安定的な運営が可能になった時、政治的・社会的実用を担う存在としての「国学考証派」の役割は終焉を迎え、政治的、社会的実用性は発揮する場を失うことになった」と結論付けてゐる（但し、大沼は、「国学考証派」による基礎的な成果が近代の人文系学問の成立に不可欠な材料であつたことも指摘してゐる）⁽⁶⁾。

大沼がグルーピングした広い意味の「学派」としての「国学考証派」にとつて、中央における「官務」即ち「官吏」としての活動の場が縮小傾向にあつたことは確かであるが、筆者は、大沼よりかなり広範囲な分野を含む多岐に互る「国学者」を〈近代国学〉の担ひ手と捉へてゐるため、明治後半期にその役割の「終焉」を迎へたといふ評価には与しない。筆者の観点からすれば、必ずしも中央の「官吏」で無くとも、近代の「国学者」たちは、中央・地方における官・私立の学校はじめ、多種多様な「場所」を得て活動をし続けながら一定の社会的役割を果たしてきたのである、それは質や量を変化させつつも現在まで引き継がれてきたと捉へられる。何より、そのやうに考へなければ、現在も存続してゐる「国学」を冠した高等教育機関「國學院大學」の存在意義そのものに疑問を呈さざるを得なくなる。それ故、この点を実証することは、國學院大學にとつて死活問題の検討課題と言つても過言では無いのである。

筆者は、近代日本における人文諸学の成立について、基盤としての総合的学問〈近代国学〉の分科や再統合といふ視座から、国学的研究・教育機関としての皇典講究所・國學院大學の校史を地道に検討してきた。⁽⁷⁾ その取り組みは、博搜して見出された確かな史料をもとに丹念に検討することによつて、基礎文献たる各「年史」⁽⁸⁾における「校史」叙述の内容を更新し、誤謬に対しては逐次修正を加へる試みでもあつた。かかる地道な取り組みこそが、令和十四年（二〇三二）に迎へる大きな画期としての國學院大學創立百五十年に向けた着実な一歩となると筆者は信じてゐる。

しかし、松本久史が「学術としての近代国学の枠組みや、その内容理解は、阪本や藤田によつて大きく開拓されたが、

近代国学の社会的受容についての検討は今後の大きな課題として残されている⁽⁹⁾と指摘してゐるやうに、「近代国学の社会的受容」といふ課題は、未だ検討の余地が多いことは否めないし、何より国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院大學の営み（活動）が生み出した学知が、どのやうに各時代の社会に「受容」されてきたのか、或はされて来なかつたのか、を問ふことは、それ自体が価値ある主題となり得ると考へる。

そこで今回主題に据ゑようとしてゐるのが、「近代国学」と「皇位継承儀礼」との関係如何といふ問題意識である。しかし、「近代」における「皇位継承儀礼」に関する先行研究は、全く無い訳ではないが、明治維新前を対象とした研究群に比べれば、それほど蓄積されてゐるとは言へない。主な先行業績としては、近代の大嘗祭を概観した西川順土や宮地正人をはじめ、明治期の即位礼・大嘗祭、明治皇室典範の関係条文や登極令などに着目し、資料紹介や論考を物した伊木壽一、小松裕、加藤隆久、若井勲夫、阪本是丸、武田秀章、高木博志、西牟田崇生、水林彪、齊藤智朗、斎藤英喜ら、大礼使官制問題を取り扱った田中真人や牟禮仁、国分航士、登極令の成立過程に関する精緻な考察のほか、長年に亘つて「近代大礼」全般を対象とした史料の発掘・紹介に努めてきた所功の仕事が挙げられる⁽¹⁰⁾。これらの先行研究を踏まへ、次に近代における「皇位継承儀礼」の経過を簡単に箇条書きで示しておかう。

① 慶應三年（一八六七）正月九日、京都の清涼殿代（小御所）にて明治天皇踐祚の儀を執行（伝統的な摂政主導の朝廷儀式）。

② 慶應四年八月二十七日、明治天皇即位式（戊辰戦争中で経費も制限された状況下、京都にて執行、朝廷の公家・官人以外に士族の官員も参列、幣帛献供、寿詞奏上、高御座の代替として御帳台使用、即位灌頂の廃止、唐風幟から幣旗への変更、服制も唐服を廃し衣冠束帯への変更、告天の焼香に代へ地球象設置など、中古の

制である唐風を廃し国風化、「皇国神裔の御礼式」復古Ⅱ新式創出）。

③ 慶應四年九月八日、明治改元（二世一元の制が定まる）。

④ 明治四年（一八七二）十一月十七日、明治天皇大嘗祭（東京斎行、斎国が全国的規模で選定され、悠紀国・甲斐・主基国・安房に決定、斎戒期間の短縮、維新政府首脳・官僚の全面的な大嘗宮供奉・参列、新儀としての太政大臣祝詞奏上、皇后拝儀〔実現せず〕、新制の国民奉賛としての「庭積机代物」、節会の国民的・国際的拡大）。

⑤ 明治二十二年二月十一日、「皇室典範」制定。践祚（祖宗の神器継承）、大礼京都執行、一世一元制の確認。

⑥ 明治四十二年二月十一日、「古今ヲ参酌」した「登極令」（皇室令第一号）裁可・公布。践祚後「直二」改元。即位礼・大嘗祭は秋冬間に連続執行。「宮中」に大礼使設置。官国幣社奉幣。践祚・改元・即位礼・大嘗祭・大饗・親謁の諸儀確定。皇后の御座（御帳台）・大嘗祭御拝の新式。

⑦ 大正元年（一九一二）七月三十日、大正天皇は、初めて明治皇室典範・登極令に基づき、践祚された。

⑧ 大正二年十一月二十二日、「大礼使官制」が勅令として公布されたことにより「大礼使官制問題」が勃発（勅令形式か皇室令形式かの論争）。昭憲皇太后崩御により一旦「大礼使」は廃されたが、同四年四月十二日に改めて裁可・公布された「大礼使官制」も勅令となった。

⑨ 大正四年十一月、大正大礼は、明治皇室典範・登極令に基づき、即位礼と大嘗祭を一続きのものとして京都で執行された（後述）。

⑩ 昭和元年（一九二六）十二月二十五日、昭和天皇は、明治皇室典範・登極令に基づき践祚された。

⑪ 昭和三年十一月、昭和大礼は京都で執行。国民奉賛、国際的性格のさらなる拡大。

本稿で着目するのは、近代皇位継承儀礼における天皇と国民との相互関係如何といふ視座である。大嘗祭と国民との関係についての言及は、①柳田國男が『朝日新聞』昭和三年十一月十二日付に掲載された「大嘗祭と国民」で大嘗祭の「式と国民生活の関係」に着目して「活きて成長する国の式」と評し、大嘗祭と民間に通ずる「古式の研究」を促したこと⁽¹⁾、そして恐らく柳田の指摘の延長線上に、②高森明勅が大嘗祭成立の不可欠の基盤、本質的契機として打ち出した、「天皇の大嘗祭」と密接不可分な「民の大嘗祭」（公民の全面的参画と奉仕による皇位継承儀礼）といふ視点⁽²⁾、さらにはこれに呼応するかのやうに、③明治天皇の踐祚儀・即位式・大嘗祭をトータルに検討した武田秀章が明らかにした、天皇の全国統治に基づく国家祭祀としての明治大嘗祭の「国民化」といふ観点⁽³⁾が想起される。

但し、昭和初年より前にかかる視座が無かつた訳ではない。筆者は、「大正大礼」前史における大嘗祭解釈を検討した別稿にて、明治四十二年の「登極令」制定によつて踐祚式・即位礼・大嘗祭を一括する「登極」概念が誕生し、さらにこれ以降大正初年にかけて即位礼と大嘗祭を統合的に捉へる「大礼」（大典）といふ新たな枠組みが生み出されていくのと並行して、国学者をはじめ多様な論者の大嘗祭解釈が継承、更新、共有される中で、大嘗祭は天皇が農業を媒介として国民との密接な関わりの中で齎行することに特質があるとする「天皇と国民の大嘗祭」といふ視点が識者間で共有されてゐたことを論じた⁽⁴⁾。すでに「大正大礼」の前には斯様な大嘗祭観が根付いてゐたのである。

なほ、西川順土は、「大正の大嘗祭は明治といふ時代に、一応のあるべき姿について検討し続けられて来た」のであり、それは明治二十二年制定の皇室典範、同四十二年制定の登極令に基づき、「明治の大嘗祭が東京で行はれた先例に拠らない」ものとして即位礼に続いて京都で齎行され、文部省の『大礼要旨』配布、大礼奉祝歌の募集選定とその普及（学校や式場での斉唱指導を含む）、大礼に伴ふ記念品（切手、葉書、煙草）の発行、大礼当日付の贈位、叙位・叙勲（四百九十八名）、授爵（九名）、大正四年十月十日付で恩赦・減刑、養老賑恤が行はれ、さらには、神社の社格昇格、

明治神宮創建計画の実施など、実に多方面かつ全国各地に互る記念事業が大々的に展開されたことを紹介してゐる。⁽¹⁵⁾これらの記述は、大礼記録編纂委員会が一般国民向けに刊行した『大礼記録』⁽¹⁶⁾の記述を参照したものである。さらに西川は、「近代の大嘗祭は種々の点に於て変化の跡を見せてゐるが、この祭儀がもつてゐる国家的意義を普く国民に徹底させたことは特筆すべきことであらう」と結論付けてゐる。⁽¹⁷⁾

また、西川は、「大礼」とは即位礼と大嘗祭を一連の行事として把握する新しい語彙である」並びに「大正の大礼は即位礼及大嘗祭が一つの行事として行はれたこともあつて、この大礼が国家的な行事であつて、国を挙げて奉祝し、また記念事業を行ふといった顕著な事象を程（引用者註・呈）してゐる」と指摘してゐる。⁽¹⁸⁾

これに関連して想起されるのは、戦後、國學院大學法学部教授となつた瀧川政次郎の回顧談である。大正四年の時点で瀧川は満十八歳、大阪の私立桃山中学校第四学年に在学してゐたが、「大正天皇の大嘗祭は、明治四十二年に制定せられた登極令に遵つて、即位式と殆ど同時に行われた。故に当時の大阪人は、この二つの式を併せたものを「御大典」と呼び、大嘗祭、大嘗会の語は殆ど聞かなかった」といふ。⁽¹⁹⁾そして、「大正四年十一月四日から三日間、大阪の町中は大へんなものであつた。民家は夏祭の時と同じように、祭提灯を軒にぶらさげ定紋のついた幕を張つていた。街の中は、／えらい奴や、長者や／と連呼して踊り歩く人々でいっぱいであつた。大嘗祭の行われる時間、京都市中の電灯が消されたことも、その時間かされた」⁽²⁰⁾「／は改行」とも書き残してゐる。貴重な体験談といへよう。

阪本是丸は、「明治天皇の崩御および大正天皇の即位・大嘗祭は神祇官衙の設置や敬神思想の普及に大きな活力を与えた。『明治大帝』を追慕する国民各層の声は崩御後、日増しに強くなり、『先帝奉祀神社』の創建運動となり、いやが上にも敬神思想の普及に寄与した。また即位・大嘗祭は、国民に祭祀を通じての敬神觀念の重要性をあますところなく伝えた」と指摘した。⁽²¹⁾加へて阪本は、「大正三年十二月七日、内務省は神社局長名で『御大典ニ付神社ノ記念施

設ニ関スル通牒」を出し、大典にさいしては単なる記念碑を設けることは却って神社の尊厳を汚すから、むしろ社殿修築や境内整備を記念事業としておこなうよう指示した。まさに大典を契機として、神社そのものに氏子・崇敬者の関心を集めるためのものであった」といふ具体例も挙げてゐるが、「明治神宮創建、即位礼・大嘗祭、さらに第一次世界大戦といった、大正初期の大きな出来事によつて神社の存在意義をいやが上にも高められた」とも述べてゐる。⁽²²⁾

以上を踏まへ、本稿では、「皇位継承儀礼」「大礼」の概念史を確認した上で、大正大礼前史における皇位継承儀礼理解や、大正大礼と全国神職会・皇典講究所との関はりに着目し、近代日本社会にとつて「皇位継承儀礼」の意義とは何であり、「大正大礼」とは如何なる経験だつたのかについて、細やかな検討を加へようとするものである。⁽²³⁾

二 「皇位継承儀礼」「大礼」の概念史

(一) 「登極」といふ新たな概念

宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料 儀制 践祚・即位 一』は、「皇位継承儀礼」を次の如く簡潔に説明する。

我が国の皇位継承儀礼においては、践祚儀・即位礼・大嘗祭の三者が最も重要な儀礼に位置づけられる。践祚儀は、践祚すなわち皇位継承がなされたことに基づいておこなわれる儀であり、その証しとしての宝器を受けられることを中心的な要素とする。また、即位礼は新天皇が皇位に即かれた旨を広く宣示される儀であり、大嘗祭は天皇が御自ら初めて新穀を用いて皇祖・天神地祇を饗される儀である。⁽²⁴⁾

但し、「皇位継承儀礼」(践祚儀、即位礼、大嘗祭)の枠組みで統一的制度が整備されたのは、明治期においてである。

明治二十二年（一八八九）二月十一日に「皇室典範」（明治皇室典範）が制定され、それに基づき同四十二年二月十一日に皇室令として「登極令」が制定された。これらを所功は、「近代的な大礼法制」と表現してゐる。²⁵⁾

「皇位継承儀礼」の枠組み、制度が明確に整備されたのは〈近代〉においてであると言つて良い。そもそも、これまで殆ど指摘されることは無かつたが、この背景には、皇位継承法（皇位継承儀礼をも含む）の成文化化（制度化）といふ〈世俗的〉営為が大前提としてある。欧米列強との対峙から近代化を志向した明治政府にとつて、それまで一般規範と同列に扱へない皇室内の自律法として臣下の思惟の埒外に置かれ、成文化化することなど思ひもよらなかつた皇位継承法をはじめとする皇室制度に関しても、欧州王室法の参照や立憲制導入とともに、国憲（憲法）と切り離せない問題として検討せざるを得なくなつたのが、日本の〈近代〉といふ時代であつた。²⁶⁾

大正天皇の皇位継承儀礼のうち、「大正大礼」（即位礼、大嘗祭）執行直前、大正四年（一九一五）十一月一日発行の『法学協会雑誌』において東京帝国大学法科大学教授の上杉愼吉は、明治四十二年の「登極令」に対する「謹解」を試みてゐるが、「登極令」制定について、「踐祚即位等ニ関スル制度ヲツハラニ定メタマヒ御儀式ノ次第モ残ル方ナク附式ニ掲ケラレテ明カナル後代ノ儀範定マレリ之前代未タ曾テアラサリシ盛事」であり、「大礼ノ儀制明カニツハラニ定マリシハ之ヲモテ初メト為スヘシ」とその画期性を正確に認識してゐる。²⁷⁾ なほ、この謹解で上杉は、「大日本帝國ニマシマシ全日本人ノ全生活ヲ包容シテ其ノ一切ノ活動の淵源根柢ニマシマシ其ノ永遠ノ理想ヲ総攬シタマヒ現御神ト大八島知ロシメス」天皇と捉へる国体観を示し、かかる天皇と国民との關係性を前提に「踐祚改元即位大嘗ニ関スル一切ノ制規」としての登極令を逐条解説してゐる。²⁸⁾

一方、『法学協会雑誌』の同号で東京帝国大学法科大学教授の寛克彦は、「御登極ノ本質」を次の如く捉へてゐる。

御登極ハ 天皇ガ 天祖ノ神靈ニ帰一セラルコトヲ開始スルモノナレドモ、之ト共ニ二代ノ 皇靈モ八百万神モ 天皇ノ中に入り給ヒ、万民モ亦 天皇ニ包蔵セラルニ至ル。然モ之ニヨリテ 天皇ハ万民各個ノ中ニ輝キ給ヒ神神ノ御存在ヲ誠ニ給フ。御登極ハ彌々新ニ神人上下、人人ノ一心同体ヲ生ゼシムル事実ナリ。サレバ特ニ新穀即チ新生ニヨリ神人、上下、人人ノ一心同体ヲ反省スル新嘗祭ヲ、大嘗祭トシテ、即位ノ大礼ニ続テ行フナリ。⁽²⁹⁾

近年の研究では、当時における上杉・寛両者の学説については、その共通性（君主主権が立憲政治に優先するといふ国体―政体一元論）と差異（上杉の唯一絶対性を強調する超越的天皇観に対する寛の天皇を中心とする汎神論的世界観）が指摘されてゐる。⁽³⁰⁾「登極」をめぐる議論でもそのベクトルに相違は見られるが、いづれも「包容」（上杉）もしくは「包蔵」（寛）といふ語を用ゐて、「登極」の事実は天皇と国民の一体性を表現するものと理解されてゐる。

「登極令」の制定は、踐祚式・即位礼・大嘗祭を一括するものとしての新たな「登極」（或いは「皇位継承」）の「儀式」「儀礼」といふ新たな概念、即位礼と大嘗祭を一連の行事として統合的に把握する「大礼」（大典）といふ新たな枠組みが生み出されていく大きな画期となつたが、かかる動向と並行して、多種多様な論者の「大礼」（即位礼・大嘗祭）解釈が登場する。⁽³¹⁾その際、有賀長雄（元帝室制度調査局御用掛、当時中華民国國務院法制局顧問）の『帝室制度稿本』（大正四年六月二十日発行）が、「皇位は「タカミクラ」と訓む。日本国民の国家及社会の上に於ける天皇の地位を謂ふ」と記した如く、各論者にとつて、近代日本社会における皇位と国民との関係をどのやうに言及、説明するのが大きな課題となつてゐた（有賀は、天皇が「大祭主」となる「皇室祭祀」の「恩澤」が「八洲生民全体」の上に及ぶことを強調した）。⁽³²⁾

(二)「皇位継承」の「儀式」「儀礼」といふ表現

園部逸夫の『皇室法概論』は、「皇位の継承に伴う儀礼は古くから行われ、平安時代の初めに「踐祚の儀」と「即位の礼」が分離して以来、踐祚の儀式は神器の伝授を中心とし、天神の寿詞を奏することは大嘗祭に際して行い、皇位に就いた天皇がこれを広く宣示することは即位礼において行うというように、踐祚、大嘗祭、即位礼とそれぞれに意義を有する儀礼が皇位の継承に伴って行われてきたとされている」と記した上で、日本国憲法下における「皇位継承儀礼」について、「象徴儀礼」（即位の礼）と「世襲儀礼」（大嘗祭）に分けて論じてゐる。⁽³³⁾

この論じ方の当否はともかく、遡つて、園部も参照する帝国学士院編『皇室制度史』第四卷（昭和十五年九月二十日発行）には、第一編「天皇」第二章「皇位継承」の第三節として「皇位継承の儀礼」が置かれ、第一款「踐祚の儀」、第二款「即位の礼」、第三款「大嘗祭」によつて構成されてゐる。即ち、「皇位継承」の「儀礼」の大枠がこの三種から成ることが明確に示されてゐるのである。勿論これは、明治二十二年二月十一日に制定された「皇室典範」（明治皇室典範）の第二章「踐祚即位」（第十・十二条）に規定された「踐祚」及び「即位ノ礼及大嘗祭」を前提とし、さらには同四十二年二月十一日公布の皇室令第一号「登極令」の条文に規定された「踐祚」、「即位ノ礼」、「大嘗祭」に対応する同令附式の第一編「踐祚ノ式」と第二編「即位礼及大嘗祭ノ式」に基づくものである。管見ではこの『皇室制度史』第四卷こそが、踐祚式・即位礼・大嘗祭を一括して「皇位継承」の「儀礼」、即ち「皇位継承儀礼」と表現することを現代（戦後）に至るまで人口に膾炙させる契機となつた文献ではないかと考へてゐる。

「皇位継承儀礼」といふ語自体は、特に戦後の昭和五十年代以降、盛んに用ゐられるやうになり、平成以降には、「皇位継承儀礼・一代一度の大嘗祭」⁽³⁶⁾や『天皇霊と皇位継承儀礼』⁽³⁷⁾などの事例をはじめ、大嘗祭に対して頻繁に使用されてゐる表現である。平成から令和への御代替はりにおいては、近代以降初めて「讓位」による皇位継承であつた

ことから、即位礼・大嘗祭に加へ、「讓位」の儀礼についても「皇位継承」の「儀礼」の一環として検討されてゐる。⁽³⁸⁾
 なほ、政府関係者の国会答弁では、大嘗祭を「(伝統的) 皇位継承」の「儀式」と表現することが多かった。⁽³⁹⁾

但し、「皇位継承」の「儀式」「儀礼」といふ表現の使用自体は、さらに遡つた時点で確認することができる。

現代の文化人類学においては、「儀式」(世俗的な ceremony) と「儀礼」(宗教的な ritual) を明確に区別することが多いやうであるが、近代日本社会の文脈では、両者は殆ど相違無く用ゐられてゐた。⁽⁴⁰⁾

管見では、国語辞書に「儀礼」の語が取り上げられるのは、明治末期頃を画期とする。

「儀式」は、近代国語辞書の嚆矢である明治二十二年の大槻文彦『言海』第二冊では「公事、祭事、祝儀ナド行フ手続ノ作法。儀例」⁽⁴¹⁾、明治三十七年の落合直文『日本大辞典 ことばの泉』第二十一版では「節会、公事、祝義〔引用者註・儀〕などの作法、又、祭などの装ひ」⁽⁴²⁾、明治四十三年の金澤庄三郎『辞林』第四版では(1)「のり。さだめ」⁽⁴³⁾、(2)「公事・神事・仏事若しくは吉凶の物事等に定まりたる設備又は作法。典礼。(規式)」と説明されているが、いずれも「儀礼」の語は立項されてゐなかつた。

しかし、明治四十四年の井上頼圀『国漢新辞典』には、「儀式」が「公事、祝義〔引用者註・儀〕などの作法、また祭などの装ひ」と説明されるとともに、「儀礼」も立項されてゐるが、簡単に「ぎしき」とあるのみで、両者を同義の語として取り扱つてゐる。⁽⁴⁴⁾ 大正四年の上田萬年・松井簡治『大日本国語辞典』第一巻でも、「儀式」が(1)「のり。法則」、(2)「公事・祭事又は凶賀の礼などを行ふ作法。典礼。儀例」、⁽⁴⁵⁾ 「儀礼」は「儀式。典礼」と説明されてゐる。⁽⁴⁶⁾
 さて、「皇位継承の儀式」といふ表現は、管見に拠れば、少なくとも明治三十年代には確認できる。

明治三十五年に赤堀又次郎(東京大学文学部附属古典講習科出身の国学系考証家)が講述した『東京専門学校文学科第五回講義録 有職故實』では、「(七) 皇位継承の儀式」として、「踐祚」と「即位」の式に言及するとともに、

項を改めて「(八) 大嘗会」を取り上げ、「これも、即位の始に行はせ給ふ大礼なり」、「皇室典範のうちにもこのことを行る、由に定められて御代の始の重き儀式なり」と述べてゐる。⁽⁴⁶⁾

因みに赤堀は、大正大礼前に刊行した『御即位及大嘗祭』でも次の如く「皇位継承の儀式」と表現してゐる。

先帝の朝、憲法、皇室典範を制して、天地と共に永く変るまじき恒の典となしたまひ、登極令を發布して、皇位継承の儀式を定めたまふ。この度の大礼は、即ち先帝の朝に定めたまひしところに依りて行はせたまふ厳儀にして、万世の後に例をのこしたまふ始なり。⁽⁴⁷⁾

また、明治三十九年、中等学校における「法制及経済科」(明治三十四年設置)の教科書において、「皇位なければ、主権の所在なし。故に、国家なし。されば、皇位は一日も欠くべからず。天皇崩御すれば、継承の順位にあるもの、当然天皇たり。践祚の式、即位の礼等は、単に皇位継承の儀式に過ぎず」と記された。⁽⁴⁸⁾ あくまで皇位継承の事実そのものに重きを置き、「儀式」はそれに附随するものに過ぎないものとして位置づけられてゐる。かかる妥当な理解ではあるものの、あまりにも践祚式・即位礼に対するそつけない認識は、先行する同科目教科書の内容を踏襲したものであつた。例へば、「天皇崩ズルトキハ、皇嗣即チ天皇タリ、践祚ノ式即位ノ礼ノ如キハ、皇位継承ノ源因ニアラザルナリ」⁽⁴⁹⁾、「此に注意すべきは皇位の継承は国法当然の結果にして 天皇崩御ある瞬間に皇嗣は即ち 天皇となるなり、即位の儀式践祚の大礼の如きは一の儀式に止まり之によりて 天皇たるに非ず」⁽⁵⁰⁾と記されてゐる。

そして、「皇位継承の儀礼」といふ表現は、昭和零年代から使用事例が散見される。

昭和二年(一九二七)には、「独創教育」で知られる教育実践家の千葉命吉が「天皇即位は皇位継承の儀礼」や

「皇位継承の儀式」、「皇位継承儀式」と記してゐる。⁽⁵¹⁾ また、中等学校の「法制及経済科」を前提とする「公民科」の解説書や憲法講義など、主に「公民教育」や「憲法教育」において幾度も使用された。皇位継承の「儀礼」「儀式」との表現は併存してゐたが、昭和戦前期には徐々に「儀礼」の使用例も増えてくる。

かくして、昭和十五年に発行された皇室制度の基礎資料たる『皇室制度史』第四巻の解説部分においては、「儀礼」の語が多用されることとなつた（無論、掲載史料の典拠文献としての『儀式』などの語も見られる）。『皇室制度史』第四巻以降も、「皇位継承の儀礼」の項を設け、「皇位御継承に関する儀礼の重なるものは、次の三種がある、其挙式は概ね古神道の典礼によつて極めて厳に行はしめ給ふのである」として、踐祚の式・即位の礼・大嘗祭を簡潔に説明する著作が見られる。⁽⁵²⁾ 昭和戦前期以降、「皇位継承の儀礼」と表現する事例が徐々に増えてゆくのである。

(三) 即位の礼・大嘗祭を統合した「大礼」（大典）概念の確立

管見の限り、国語辞書では、一般名詞としての「大礼」「大典」は次の如く説明されてきた。

大槻文彦『日本辞書 言海』第三冊では、「大礼」の立項こそされてゐないものの、「紫宸殿」の説明中、「禁中ノ正殿ノ名、大礼、正式ヲ行ハルル処。一名南殿」と記されてゐるが、「大典」は出てこない。⁽⁵³⁾ 落合直文『日本大辞典』ことばの泉「二十一版では「大礼」が立項され、(1)「朝家に関したる重き儀式」(2)「人間一生のうちにて、尤も大節なる儀式。冠婚、喪祭などの類」と説明され、「大典」は立項されてゐないが、「大儀」の説明の一つに「重大なる儀式。大典」とある。⁽⁵⁴⁾ 金澤庄三郎『辞林』第四版ではどちらも立項され、「大礼」が(1)「重大なるおほやけの儀式、即ち、御即位・立后等の如きもの」(2)「重大なるわたくしの儀式、即ち、冠・婚・喪・祭の如きもの」、「大典」が「おほいなる儀式。重大なる儀式」と説明され、井上頼圀『国漢新辞典』も大同小異である。⁽⁵⁵⁾ 大正大礼後の大正六年に刊行された

上田萬年・松井簡治『大日本國語辞典』第三卷においても、「大礼」が(1)「朝家の重大なる儀式。即ち、御即位・立后の類」(2)「一生の中にて最も大節なる儀式。即ち、冠・婚・喪・祭の類」、「大典」が(1)「重大なる典礼。大いなる儀式」(2)「重大なる法典。大法」(3)「古昔、大宰府の主典の上位」となつてゐる。⁽⁶¹⁾

重儀といふ意の一般名詞であつた「大礼」「大典」を前提として、即位礼と大嘗祭を一連の行事として統合的に捉へる新しい語彙、言はば新たな概念を持つ固有名詞として確立した「大礼」(御大礼)や「大典」(御大典)の語は、明治維新以降、国学者らによつて概ね次の如き展開で形成されたと考へられる。⁽⁶²⁾

まづ明治三年一月、下総の国学者である宣教権中博士伊能穎則が、翌年の「明治大嘗祭」に先立つて執筆した『大嘗祭儀通覧』は、香取神宮の香取文庫に自筆稿本が所蔵されてゐるが、そこには、「その儀式は本篇に概略を記す如く、いと嚴重なる事にして、実に朝廷の大典なり、是を思へば往昔神を崇敬ひ、食を重みし給ひて、万機の政、神事を以て最先としたまひし事知られて、いと貴し、かくてこの大嘗祭、御世御世に不絶行はれて、やむことなき大礼なり」と述べられてゐる。「大典」「大礼」としての大嘗祭といふ認識である。伊能は、天照大御神より皇孫瓊瓊杵尊に「斎庭の稲穂」を授けられたことを以て大嘗祭の起点とするが、我が国において「瑞穂の稲」が繁榮して「米粟の美」が万国より優れ、「上下豊熟の秋を楽しむこと」が出来てゐるのは、「神の恩頼」によるものであるとともに、歴代天皇が「食を重みし神祇を祭らせ給ふ故」にこそあり、要するに大嘗祭とは「天照大御神の大朝廷にして行はせたまへる儀式を模^ウせたまへる事疑ひなし」といふ理解を示してゐる。⁽⁶³⁾ また、昔は朝廷のみならず庶民も「新嘗せし事」があり、「上下ともに新穀を食には斎し慎める事知られたり」といふ点にも注目してゐる。⁽⁶⁴⁾

大正二年十二月には、伊能穎則(当時すでに故人)の『大嘗祭儀通覧』が、漢学・国学に精通した邨岡良弼の校訂によつて如蘭社から発行されてゐるが、その「序」を執筆した国学者井上頼固は、「大嘗は。おほにへと称して。

天皇即位し給ふ後。新穀を以て。皇祖皇宗。および天神地祇を祭祀し給ふ。一代一度の礼典なれば、諸大礼中の最も大礼なり。この故に、その準備の厳肅なる。其儀式の尊重なる。他に比類あらずなむ。(中略) 大嘗の大典盛儀は。蓋し此書に尽せりと謂つべく、且来らむ大正三年の大礼に於る。国民一般の心得とも成りぬべく。はた後進者が座右にも供ふべき書なるからに。今回。わが如蘭社より発刊する事となしつ」とその発刊趣旨を記してゐる。⁽⁶⁵⁾ こちらにも「諸大礼中の最も大礼」「大典盛儀」としての大嘗祭と捉へてゐる。

そもそも、大嘗祭に対する基本認識は、近世・幕末国学、とりわけ考証派国学の系譜を継ぐ明治以降(近代)の国学者たちも共有してゐた。⁽⁶⁶⁾

伊能穎則にも学んだ考証派国学者の小中村清矩が「大嘗会御用」を務めてゐた神祇省が明治四年十一月に公表した「大嘗会告諭」⁽⁶⁷⁾では、「大嘗会之儀」は、天孫降臨時における「天祖天照大御神」が神勅とともに天孫に斎庭の穂を授けられたことに始まり、「其稲種を播て新穀を聞食」したことが「大嘗新嘗ノ起原」で「殊ニ御即位継体ノ初ニ於テ大嘗の大義(引用者註・儀)ヲ行ヒ玉フコトハ新帝更ニ斯国ヲ所知食シ天祖ノ封ヲ受玉フ所以ノ御大礼ニシテ国家第一ノ重事タリ」と述べてゐる。その上で、「殊ニ御即位継体ノ初ニ於テ大嘗の大義(引用者註・儀)ヲ行ヒ玉フコトハ新帝更ニ斯国ヲ所知食シ天祖ノ封ヲ受玉フ所以ノ御大礼ニシテ国家第一ノ重事タリ」と記され、具体的には、天皇が「天祖天神地祇ヲ饗祀」され、「新穀の饗饌ヲ聞食シ即酒饌ヲ百官群臣ニ賜フ」ものであることと示し、「夫穀ハ天祖ノ授与シ玉フ所生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニシテ天皇斯生民ヲ鞠育シ以テ其恩頼ヲ報シ天職ヲ奉シ玉フコト」であるため、「天下万民」即ち「人民」(国民)としては、斯様な「大嘗会」の趣旨を奉戴し、当日は休業の上、産土神を参拝して奉祝しないわけにはいかないと説いた。

明治十八年頃から二十年代前半にかけて、当時小中村清矩の養子となつてゐた小中村(池邊)義象が養父の命に

よつて執筆した恒例（新嘗祭を含む）と臨時（即位、大嘗会を含む）の朝儀・祭祀等の行事に関する論考においては、「皇家大礼（古礼）考」と表現してゐた。⁶⁸つまり、「皇家」（皇室）の「大礼」（古礼）といふ文言を用ゐて恒例（朝賀〔附小朝拝、四方拝〕、元日節会、白馬節会、踏歌節会、新嘗祭・豊明節会、視告朔〔附二孟句〕、射礼〔附賭弓〕、駒牽、荷前）と臨時（即位、大嘗会、立后、立太子、元服、大喪、朝覲、御賀）の朝儀・祭祀等の行事を表現してゐたのである。小中村義象は、宮内省図書寮の『図書寮記録 中編 天』所収「皇家古礼考 臨時篇」冒頭の「総論」においては、「我皇家ノ礼典ハ上古以来歴世ノ沿ル所ナリト云ヘトモ其式ハ率ネ漢土ノ制ヲ用キ玉ヒシナリ唯大嘗新嘗ノ二式ノミハ本邦固有ノ大礼ナリ」と記してゐる。⁶⁹

小中村義象は、明治二十二、二十三年に発行された皇典講究所における講演記録の表題として、「御即位の大礼」、「大嘗の大礼」とそれぞれに「大礼」の語を用ゐてゐる。⁷⁰前者の講演「御即位の大礼」では、「御即位の大礼は、第一に天祖より授けたまひし、三種神器伝へたまふを主とす」と語り、後者の講演「大嘗の大礼」では、「皇家の礼典は、中古以来漢土の制を斟酌したまへるも多かるを、唯大嘗の大礼は、太古以来幾千年を経て、聊も他国の法と交へたまはず、純然たる国風を存せられしもの也」、「凡大嘗祭は、天皇位に即れたまひて、天神地祇を祭りたまふもの」と述べてゐる。⁷¹しかし、いづれも未だ一般名詞としての「大礼」理解であつた。

明治後期における「登極令」の起草過程では当初、「即位式」（即位令、登極令）と「大嘗祭式」（大祀令）の草案が作成されてゐたが、明治三十九年六月頃までには帝室制度調査局が両者を統合した「登極令」案となつてゐた（但し、決定的画期は未だ解明されず）。⁷²無論、「登極令」第四条「即位ノ礼及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニテ於テ之ヲ行フ／大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル後続テ之ヲ行フ」／は改行を示す。以下同じ）に示された秋冬における連続執行（スケジュール合理化）は、「皇室典範」第十一条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」を前提としてゐる。⁷³

また、大正三年二月に多田好問が記した『登極令義解』草稿においても「即位・大嘗ノ二大礼」と表記され、大嘗祭については「即位の大礼ト離ル可カラザルノ大祀」とも書かれてゐるが、「登極令」第五条に規定された「大礼使」の義解草稿では、「又先朝、明治元年即位ノ礼挙行セラルルノ時ニ於テハ、大礼御用掛ヲ定メ、之ヲ京都ノ皇宮ニ置カレ、大嘗祭ヲ挙行セラルルノ時ニ於テハ、大祀御用掛ヲ定メ、之ヲ東京ノ宮城ニ置カル。此レ近例ナリ。今、此等ノ故事ヲ参酌シテ、皇宮ノ中ニ大礼使ヲ置キ、勅令ヲ以テ其ノ官制ヲ定ムルコトトセラル。此レ即位ノ礼及大嘗祭ハ、皇室ノ盛儀ニシテ帝国ノ大典タルノ故ヲ以テナリ」とあり、明治における即位式（京都開催）と大嘗祭（東京開催）がそれぞれ「大礼御用掛」と「大祀御用掛」を置いてゐたものが、「即位ノ礼及大嘗祭ハ、皇室ノ盛儀ニシテ帝国ノ大典」である故に、両者を統合し「大礼使」なる名称に一本化された事情が述べられてゐる。⁽⁷⁴⁾

大正四年九月の文部省『大礼の要旨』では、「抑々即位の礼及び大嘗祭は、御代の初に行はせらるる御一代一度の大礼にして、我が国至重の儀典なり」とされた。⁽⁷⁵⁾要するに、即位の礼・大嘗祭はそれぞれ別個に一般名詞的意味（皇室の重大儀式）としての「大礼」と位置付けられてゐたものが、明治四十二年制定「登極令」で予告された「大礼使」規定を経て、大正四年十一月における大正天皇の即位礼・大嘗祭までには、両者を統合した概念、枠組みとしての固有名詞的な新たな語彙として「大礼」の語が確立してゐたと見られる。なほ当時、文部省『大礼の要旨』を念頭に置いた大礼講話において、「御即位及び大嘗祭は、国家の非常の大典」と表現する向きもあつた。⁽⁷⁶⁾

また、大正四年十月、大礼使事務官牛塚虎太郎は、「予の考では御大礼とは即位礼と、大嘗祭とを併せたものであると思ふ。其の訳は事の実質から見て、即位の礼及び大嘗祭は共に陛下御一代に唯一度行せらるる大典盛儀であるのと、先帝が即位の礼及び大嘗祭は以後京都で行ひ度いといふ御思召があり、「後の大礼を行ふものは宜しく此の地に於てすべし」との御言葉があつて、これに基づいて皇室典範や登極令の規定が出来て、即位の礼及び大嘗祭が京都に

於いて行はせられることになったのと、又登極令にも各条に於いて「即位の礼及び大嘗祭」と両者を並び称せられた正文があり、殊に即位の礼及び大嘗祭に関する仕事をする所を「大礼使」といふ所から大礼といふのは此の二つを合はした意味に解すべきものであると考へるのである」と述べてゐる。⁽⁷⁷⁾この言は、即位の礼・大嘗祭を統合した「大礼」(大典)概念の確立過程を端的に纏めた記述と言へよう。

そして大正四年十一月、京都帝国大学文科大学教授の三浦周行は、「或ハ大嘗祭ガ即位ノ礼ト独立セル一祭祀タル点ヨリ其登極令中ニ編入セラレタルニ対シテ嫌焉タルモノアリ。然レドモ古来踐祚大嘗祭ノ名サヘアリテ二者モトヨリ密邇ノ関係ヲ有シ、普通ノ祭祀ト同一視スベキニアラザレバコレヲ皇室祭祀令ニ収メシヨリハ寧ロ登極令ノ規定トスルヲ穩当トスベシ」と述べ、「登極ノ新制ハ即チ此ノ意義深長ナル聖旨ノ表現ニシテ、亦模倣ヨリ独創ニ移ルベキ我文化進展ノ一反映ナリト謂フヲ得ベキナリ」といふ積極的な評価をしてゐる。⁽⁷⁸⁾京都帝国大学赴任前には國學院講師の経験もあり、小中村清矩の如き「近代国学」的学風の延長線上に位置付けることも可能な「文科派」法制史学の立役者である三浦周行が、「登極ノ新制」に対して肯定的評価を行つてゐることは、頗る興味深い。⁽⁷⁹⁾

さて、高木博志は、「一九〇九年(明治四十二)に制定された登極令において、制度上、大嘗祭は即位礼に従属していたが、大正大礼(一九一五年)以降、社会的には大嘗祭の固有な性格が全面にでて喧伝された」として、明治期には国際社会における欧州王室儀礼との互換性に基づく即位礼の重視があつたものの、大正大礼後の社会的な論調から、国際社会の中で逆に大嘗祭の固有性が評価されて浮上すると主張してゐる。⁽⁸⁰⁾

高木が論拠の一つとしたのが、大正元年十月発行(大正二年三月十五日再版)の賀茂百樹(靖國神社宮司)『通俗講義 登極令大要』にある「登極とは、嵩崇至極の天津高御座に登り賜ふことを云ふ」、「登極の字を以て、踐祚の式と即位の礼との二つを総括せられたるものと知るべし」との記述である。⁽⁸¹⁾これは、「登極令」に冠された語が

『続日本紀』や『儀式』、『延喜式』といふ日本の古典に見える「登極」(騰極)から採られたことを踏まへての忠実な語義解釈であり、文献実証に忠実な国学者の学問的立場からすれば、元来「登極」≡「踐祚・即位」であることは自明の史実であつた。それ故、ここでは「登極」概念に大嘗祭をも含まれるとの解釈は慎重に避けてゐるが、以下に挙げる「登極令」第十八条「諒闇中ハ即位ノ礼及大嘗祭ヲ行ハス」の説明を読めば、即位の礼後の皇祖と神祇に対する「祭祀」としての「大嘗」の説明にこそ力点があることが分かる。

以上述べたる如く、登極の御事は、前半踐祚の御式は、諒闇中なれば、国民一般謹慎の意を表すべく、後半即位の大儀は、国家の一大礼なれば、奉祝の意を表すべきなり、古は崩御を受けたる踐祚は、多少の年月を経て行ひ給ふを、例とせしかども、今日は時世古の如くならず、一日も君主を空うすべからざれば、崩御に引續きて、祚を踐ませ給ひ、諒闇を闋りたる後、即位の大儀を行はせ給ひて、皇祖天神地祇を祭らせ、百僚にも饗宴を賜はせらる、なり、予は本令を拝見して、皇祖神祇に敬事し給ふ叡慮に感激して、思へらく、此の御令は、国体の根源を明にし、君臣の大義を示し、斯道の大本を實行し給へる御儀なれば、我国体の尊きを説き、皇祖皇宗の道を教へんとするには、能く本令の御主旨を敷衍するに如かずと、大日本史に、凡祭祀莫^レ重^二乎大嘗^一、敬神尊祖之道、報本反始之義、咸備焉、と云へり、予は更にこの登極令に至りて、大成の美を済せるものと、云はんとす、⁽⁸²⁾

高木は、冒頭のみを切り取り、「奉祝すべき大礼として即位礼をあげ、大嘗祭は、位置づけられない」⁽⁸³⁾と述べるが、聊か一面的である。その部分は、「諒闇中」か否かといふ時期を見極めた上で「登極の御事」である「踐祚の御式」と「即位の大儀」に対して国民が踏まへておくべき両極の姿勢(謹慎と奉祝)を述べる文脈であり、そこに大嘗祭を無理に

位置付ける必要は無かった。それよりも、その後文において、即位の礼に続く「皇祖天神地祇」に対する「祭祀」（大嘗祭）の意義を強調してゐる点に注目すべきである。賀茂は、「この御令を拝見するに、神祇の祭典に始りて、神祇の祭典に終る、敬神尊祖を以て、建国の大本とする我国体の懿美、まことに因ある哉」とも述べてゐるのであり、そもそも即位の礼と大嘗祭の執行を「秋冬ノ間」としたことは、賀茂も指摘してゐるやうに古例では原則として大嘗祭が新穀収穫に合はせ新嘗祭と同様の十一月に斎行されてきたことに由来してゐると捉へられることからすれば、日程の観点からは、逆に即位の礼の方が大嘗祭に「従属」したと考へることもできない⁽⁸⁾。筆者は高木の消極的評価とは異なり、「皇室典範」制定と地続きでそれを基盤とする「登極令」の成立こそが、即位礼と大嘗祭を一連の行事として把握する「大礼」（或いは「大典」）や、踐祚式・即位礼・大嘗祭を一括するものとしての「登極」、「皇位継承儀礼（儀式）」といふ新たな概念、枠組みを生み出していく大きな画期、転換点であつたと捉へてゐる。

大正二年十一月における國學院大學・皇典講究所神職養成部講師・植木直一郎の講演に見られるやうに、当時は「即位の大礼及大嘗祭」といふ即位の「大礼」と大嘗祭を併記する表現がなされることがあつた。⁽⁸⁾一方で賀茂百樹の『通俗講義登極令大要』巻頭言には「当今 陛下、祚を踐ませ給ひ、將に基年の後に。即位の盛儀、大嘗の大礼をも、行はせ給はんとす」とあるやうに、「大嘗の大礼」なる表現も使用されてゐた。つまり、即位の礼と大嘗祭それぞれを「大礼」と表現してゐたのであるが、かかる使用法は、明治初年の伊能穎則『大嘗祭儀通覧』や神祇省の「大嘗会告諭」でも大嘗祭を「大礼」と表現してゐたが、小中村義象に見られる如く、主に明治十年代後半からのことであつた。

三 大正大礼前史における皇位継承儀礼理解

(一) 賀茂百樹『通俗講義登極令大要』

大正大礼を目前にして、当時の国学者・神道人の代表格であつた靖國神社宮司・賀茂百樹が講述した『通俗講義登極令大要』(會通社、大正元年十月十月初版、大正二年三月十五日再版)が刊行された⁽⁸⁶⁾。

賀茂百樹は明治四十二年(一九〇九)三月二十九日、神宮奉斎会広島本部長から転じて別格官幣社靖國神社の宮司に就任してゐた⁽⁸⁷⁾。つまり、『通俗講義登極令大要』の巻頭言(大正元年九月二十三日の日付)に「この書は、去し明治四十二年三月二十日広島県開催の斯民会において講演せんとして、草案せしものなり。初め登極令の発布せらるゝや。拝読して思へらく。登極の大典は、建国の大本を原ねて行はせられ。これに由りて、国家の元首立ち、これに由りて、国家の中心定まる所以のものなれば、周くこれを国民に知得せしむる要ありと」(同書巻頭言)と記されてゐるやうに、「登極令」(明治四十二年二月十一日、皇室令第一号)が公布されて間もない時期、しかも東京赴任の直前に起草してゐた講演原稿(草案)が本書の原本であつた。以後、この講演草案は筐底に納められたままであつたといふが、明治から大正への御代替はりに際し、「大橋(朗・靖國神社禰宜)、井上(頼教・靖國神社主典)、内藤(正一・府社金刀比羅宮社司)、新海(肇・靖國神社主典)等の諸子」(亀甲括弧「」内は引用者註、以下も同様)に「一小冊子と為して、広く世間に頒たんこと」を乞はれたため、悩んだが結局は「寧、当年草案のまゝこそよけれど、掌典宮地(嚴夫)大人に囑して、懇篤なる閲読を煩はして、出版に附すること」としたのである(同書巻頭言)。

管見では、この賀茂百樹『通俗講義登極令大要』は、奥付に「大正元年十月十日発行」、発行者・大橋朗、印刷所・陸軍省構内小林出張所(印刷者・小林又七)とある「初版本」(九九頁、①)と、「大正二年三月十五日再版」、発行者・

大橋朗、印刷者・佐伯外美雄、印刷所・八洲舎、発行所・會通社となつてゐる「再版本」(九五頁、②)の二種類を確認してゐる(いづれも定価二十五錢だが、組版を異にしてをり、多少の加除修正がなされてゐる)。

細かな相違点はともかくとして、特に初版本①の時点では、「登極令」第十八条「諒闇中ハ即位ノ礼及大嘗祭ヲ行ハス」の注釈中、「国喪」に関する詳しい歴史的説明がなされてゐたが、再版本の段階ではそれが丸々削除されてゐる。これは、明治天皇大喪儀(大正元年九月十三〜十五日)を終へたばかりの大正元年十月の時点では詳述してゐたものの、翌年三月の段階では、「登極令」の解説のためには削除した方が良い要素であると判断したものと思はれる。また、初版本①では、同条注釈の最末尾に「而して、天皇の登極は、国家発動の根原にして、其の大儀は、国家精神の大本なれば、大に本令を敷衍して、之を一般国民に知らしめざるべからず、これ謨学を顧みず、疎雑なる草案を以て、この講壇に登りし所以なり、」(六五頁)といふ一文があつたが、再版本②では削除されてゐる。

一方、再版本②では冒頭部分において、三点に互る「天皇登極に於ける重大の要件」(踐祚・即位・大嘗祭の三大要件)とその起因としての「皇祖天照大神の垂れ給ひし三大神勅」(同床共殿の神勅・天壤無窮の神勅・斎庭の穗の神勅)に関する記述を大幅に加筆し、さらには第四条の注釈部分の中で、「即位の儀式」の歴史的展開についてより具体的な典拠を挙げて詳述するため、記述をかなり増やして修正してゐる。

なほ、所功は、『通俗講義登極令大要』を二度翻刻してゐる。後者の翻刻については二種類の活版冊子を対校してをり、その校異の内容を見る限りでは、筆者のいふ初版本①と再版本②との関係にほぼ対応してゐるやうに思はれるが、所が検討した二種の冊子は発行日が両方とも「大正元年十月十日」で総頁も同様だとされてをり、修正の流れについても逆の②→①の方向性で捉へられてゐる。筆者のいふやうに初版本と再版本の二種のみであれば分かり易いが、もし初版段階ですでに二種存在してゐたのであれば、先後関係の確認は難しくなる。

ともあれ、どちらにせよ現在から見れば、やはり稀覯本であることは否めないであらう。賀茂の『通俗講義登極令大要』が、皇位継承に関はる踐祚式、改元、即位礼、大嘗祭について規定された、即ち「皇位継承儀礼」の法律的根拠として制定された「登極令」の逐条説明（注釈）に関しての最も早い先駆的な刊行書籍であつたことは疑ひない。因みに「登極令」の逐条注釈については、その数は少ない。夙に所功が指摘してきた点であるが、多田好問『登極令義解』（大正三年癸丑紀元節）の識語、宮内庁書陵部圖書寮文庫所蔵）と上杉愼吉「登極令謹解」⁽⁹⁾の存在が知られてゐる。特に前者は帝室制度調査局御用掛として「登極令」の立案・起草に直接関与した多田好問によつて条文・附式全体に互る詳細な註釈が施されてゐる興味深いものであるが、自筆草稿のため刊行はされてゐない⁽⁹⁾。

賀茂百樹自身は、『通俗講義登極令大要』について、「迂遠かつ粗笨の記述」或いは「本書は一時の筆のすさびに成れる通俗の一場の講演案にして、世の学者たちに資せんとするものに有らざれば、附図の如きも、成るべく簡略に従へり。そは旨とする所、御令の大要を敷衍して未だ知らざるものをして、此の国家樹立の大本を知らしめ、此の卓越せる国体の尊嚴を、欽仰せしめんとする微意なればなり」などと謙遜の語を書き連ねてゐる（巻頭言）。しかし、本書全体を貫いてゐる講述（執筆）方針は、適宜我が国の古典や歴史書における記述や法令を典拠として引用しつつ、有職故実に関する造詣を縦横無尽に駆使して逐条説明（実質的には附式の内容も組み込み注釈）するといふ、如何にも神道・国学の碩学らしい文献実証的態度である。勿論、あくまでも本書は小冊子であり、また、時代的制約も否めないものの、伝統的古制と明治以降の新制の両面に目配りした概ね適切な説明となつてゐるといへよう。

賀茂百樹は、『通俗講義登極令大要』再版本の冒頭に加筆された部分において、「天皇登極に於ける重大の要件」として、「一 祖宗の神器を承け給ふ」「二 天津日嗣を継承し給ふことを宣り給ひ宝祚無窮の寿詞を受け給ふ」「三 大嘗祭を行ひ斎庭の御饌を聞食し給ふ」といふ三大要件を挙げ、その「本源はわが国家肇造の際に於ける

皇祖天照大神の垂れ給ひし三大神勅に起因する」と述べる。⁹²さらに賀茂は、「第一の神勅は天位の信徴たる天璽の神器中神鏡の尊むべきを明示し、第二の神勅は皇統の無窮を宣言して、なほ千万世に祝福あらせられ、第三の神勅は孝敬の道を致して衣食の重すべきを教へ給ひしなり」として、三大要件が三大神勅に起因することは明白であると述べるとともに、「歴世の天子よく其本源を忘れ給はず、忠実なる国民亦これを奉事して天孫降臨より幾千載猶能く天上の儀を存し優然として皇祖の左右に奉侍するが如く儼然として今日に実現せるもの我国体の尊嚴我聖徳の深原なる心を潜めて思はざるべからず」と記し、天孫降臨と神勅を起点として、皇祖と天皇、国民との間の密接な関係として紡がれてきた歴史が現在まで貫かれてゐる点が我が国の「国体」であること、それが最も集約して顕現される出来事が「登極」（踐祚式、即位式、大嘗祭）であることを読者に強く訴へかけてゐる。

なほ、斯様な賀茂による天孫降臨を起点とする「登極」観並びに「国体」観は、次の箇所を集約されてゐる。

謹で案ずるに、皇祖の神訓は、天孫降臨に際して煥〔引用者註・煥〕発せられ、これによりて我国体の基礎は確定したり、この故にわが国家諸般の事は、多くは皆此の時に発源せり。中にも天皇登極の御儀の如きは、殊に、茲に根原せるを以て国民たるもの又我国体を知らんとするもの、この登極令を一読せざるべからず。これ不肖を顧みず、この御令の太要を敷衍する所なり。⁹³

また、『通俗講義登極令大要』は、「登極令」第四条の箇所即位の礼と大嘗祭に関して詳細に注釈を加へてゐる。ここでは賀茂の「登極」（即位）観が窺はれる部分のみ触れておく。賀茂は、新天皇が「紫宸殿の高御座に登り給ひて、寿詞を受けさせ給へる大儀」について、延喜式祝詞（明記はされてゐないが「大殿祭」の祝詞）を引きつつ、

「此祝詞によりても、この天津高御座には、天皇が自ら登り給ふにもあらず、また国民が天皇として登らせ奉る義にもあらずして、皇祖の登らしめ給ふ義なることを知るべく、上にも述べし如く、天祖如在の礼を尽して、大礼を挙げさせらる、最重大の儀式と知るべし」と述べてゐる。⁽⁹⁵⁾そして、大嘗祭については、その起源を「皇祖天照大御神の新嘗聞食し給ひしに起り」、その斎行理由は天孫降臨に際しての「斎庭の穂の神勅」に基づくとし、「此祭は天皇即位の後、始めて新穀を以て、天照大御神及び、天神地祇を奉祭し給ひて御親も喫し、臣下にも賜ふ一世一度の新嘗なれば、年々の新嘗祭に分ちて、大嘗祭と云ふなり、諸祭祀中にありて、古来大祀として、最重んずるは此祭に限れり、されば莊嚴鄭重に行はれ、準備用度の如きも他に其比を見ず、御儀式は古代の御式にて、更に外国風めけること、一節だに加はらされば、純日本式とぞ云ふべき」と説明してゐる。⁽⁹⁶⁾「国学」の正統的理解を継承、表現してゐると言へる。

(二) 大嘗祭の祭神と国民に関する諸論考

賀茂百樹は、『通俗講義登極令大要』の再版本刊行後も「登極」に関連する講話を行つてゐる。

大正二年（一九一三）八月に「登極」の概説を試みた「登極ノ御事ニ就テ」⁽⁹⁷⁾は、冒頭に「本篇ハ本社ニ於テ賀茂靖國神社宮司ノ講話セラレタルモノナリ」と記されてゐるやうに、東京偕行社における講話の記録である。この小冊子は概ね『通俗講義登極令大要』に即した内容であるが、「登極ノ御事ハ 天皇御親ラガ登極遊サルノデモナク国民ガ登極ヲ御ススメ奉ルノデモナク 天祖天照大神ノ御心ニテ 大神ノ御前ニ於テ、大神ノ御登ラシメニ相成ル詔デ有リマスカラ、歴代ノ 天皇ハ、皆天上ノ儀ノ如クセヨトノ旨ヲ体セラレテ、皇孫降臨ノ時ノ古式ニ準拠セラレテ 天祖ノ御霊代タル 御鏡ヲ 天祖ト仰ギ 天祖ノ御前ニ於テ、当時参列アリシ諸臣ノ子孫ノ奉侍ニ依リテ登極遊サルノデ有リマス」と述べてゐる。先述した三大神勅についてはやや詳しい記述をした上で、踐祚式・即位礼・大嘗祭の

諸儀式を時系列的に解説してゐる。

また、賀茂は大正四年六月の『全国神職会会報』第二〇〇号（大札号）に掲載された「大嘗に預る神祇」といふ論考において、より一層踏み込んだ独自の大嘗祭解釈を開陳してゐる。

賀茂はまづ、踐祚並びに即位は、「共に神勅のまに／＼御挙行になるので、実に尊厳無上の御典儀」であるが、「更に／＼最も吾々の直接生活上に深甚なる交渉あるを感じるものは、実に御即位の礼後に於て引続き行はせらる大嘗祭である」と指摘した上で、「大嘗祭は 陛下御一代に只一度、御代始めの新穀を以て、京都に御新設の大嘗宮に於て御自身大神主とならせられ、いと／＼御町重に皇祖天神と天神地祇とに新穀の神酒神饌を御請饗あらせられ、御親らも御直会として聞食され、臣下にも御頒賜相成る処の重き御祭典で、其の御調度御順序等は実に畏いことばかりである」といふ「大嘗祭の御精神」を明快に述べてゐる。⁽⁹⁸⁾さらに、斎庭の穂の神勅に基づき、「皇孫降臨」後の歴代天皇が大嘗祭を重く厳しく御奉仕されるといふことは、「之れ人の命は食を以て本とす、其食の始めを授け給ひたる御神恩は高大である。其始を忘れず本に報い給ふ大御心」や「人民の生命は稲穀〔引用者註・穀〕に在るので、民の為に食を重んぜさせ給ふ御仁慈の大御心から、更に年々の五穀の豊穰ならんことをお祈りになる」などの「民」のために「食」を重んずる「深長の御意味」を含む叡慮があることを強調する一方、「夜を徹しての御神事と拝承しては、大嘗祭当夜に於ける国民の用意も亦一方ならぬ緊張を要すべきではないか」と呼び掛けてゐる。⁽⁹⁹⁾

かかる国民生活との関係を強調する大嘗祭解釈の前提には、賀茂百樹独自の祭神観があつた。即ち、大嘗祭当日の勅使派遣による皇靈殿・神殿、神宮、全国の官国幣社に対する奉幣の儀（「登極令」第十二条）は、「皇祖天神地祇に奉幣せしめらるゝ大御心」によるものであるとともに、宮中三殿の「神殿」に祀られてゐる「天神地祇」に含まれる神々は、「二千年乃至三千年過去の遠い世の神々」のみならず、「吾々の先祖」や親族をはじめ「現に嘗ては現身を

以て此世に在りし頃、吾々と共に言葉を交はし顔を合はせた方々」、そして「実は此等神々の中には、吾が靖國神社の御祭神もまします」(「未だ世間の人の多くは存知する者が少いやうであるが、夙く吾が靖國神社の御祭神は明治天皇の臣下の忠誠を思召さる、厚き大御心から、宮中神殿の中に御祭り込みになつて居る」)のであり、それ故「大嘗祭当夜に於ては、畏くも尊貴無上の 皇祖天照皇大神と御同列にて、至尊御手づからの御饗応に接し給ふのである。御祭神の遺族は素より、帝国の臣民たるもの、此一事を拝承して感泣せざるものがあらうか」といふのである。⁽¹⁰⁾

このやうな大嘗祭祭神観の背景を考へるに、明治四十二年に賀茂百樹が靖國神社宮司に就任して以来、大正期から昭和戦前期に至るまでに更新して行く思想——①独自の家族国家観(神々を根、天皇・皇室を幹、国民を枝葉と見る「日本魂の生る樹」と喩へた)を基盤とする「国体」観、②出雲大社祭神の大己貴神(大国主神)の国譲りを前提とする天孫降臨と死を決して活動した靖國神社祭神が導いた明治維新を「歴史上の二大事件」と見る歴史観、③軍人のためだけではない「一般国民ノ神社」や「全国民の祀らる、神社」としての在り方を重視する靖國神社観、④遺族にとつての個別具体的な親しい祖先の人霊であると同時に「永久の生命」を持つ総合的な「国家の神霊」や「国民の神」となつた「自己の生命を国家の生命に継足した神」といふ「英霊」(靖國神社祭神)観など——に照らしてみる必要があらう。⁽¹¹⁾要するに(近代日本)において、賀茂百樹宮司を中心に据ゑて紡がれてきた靖國神社「教学」と「国民」的要素がより強調された近代的大嘗祭認識とが有機的に結合された統合的理解が見られるのである。

大嘗祭の祭神については、古くから議論のあるところであるが、岡田莊司が明快に述べる如く、祭祀の原点や古儀の観点から捉へるならば、現在は「天照大神祭神論」(天照大神一柱のみ)が最有力とされてゐる。⁽¹²⁾

ただ、近現代の大嘗祭に限定してみると、齊藤智朗が整理したやうに、皇室典範制定過程の中で紆余曲折はあつたものの、古代の『令義解』と近代の『皇室典範義解』といふ二つの「義解」を通し、近代以降現在に至るまで、政府

の公式見解では、大嘗祭祭神は天照大神及び天神地祇とされてゐる。明治四年における大嘗祭の際、先述の如く神祇省「大嘗会告諭」には「天祖天神地祇ヲ饗祀」とあつた（これに先行する同三年執筆の伊能穎則『大嘗祭儀通覧』も同様）。しかし、齊藤が明らかにしたやうに、明治皇室典範の制定過程において、その重要な起草者の一人である井上毅は、明治二十一年三月作成の「皇室典範説明」（國學院大學圖書館所藏梧陰文庫所収）で「令義解」を根拠とする「神祇ヲ祭ル」を改め、一条兼良『御代始鈔』や季瓊貞藥『季瓊日録』（『蔭涼軒日録』の一部）を典拠として「天祖ヲ饗スル」とのみ記してをり、「天照大神祭神論」を採用してゐた。また、齊藤が指摘した如く、当時井上が古典知識のシンクタンクとして動員してゐた国学者の一人・小中村（池邊）義象の「皇家古礼考 臨時篇」（『圖書寮記録 中編 天』巻一、宮内省圖書寮、明治二十年十二月）がその解釈を導く重要な典拠を示した参考資料であつたと、結局、「皇室典範説明」の延長線上で公表が目指された『皇室典範義解』の成立過程（牧朴真・重野安釋・股野琢による審査が画期）の中で『令義解』の解釈に復して「天祖及天神地祇」と改められたこと、『皇室典範義解』（國家学会、明治二十二年四月）は枢密院議長・伊藤博文の私著といふ体裁で公表されたものの実際には公的な性格を帯び、以後の政府における公式見解に影響を与へ続けたと考へられることはいづれも妥当な考察と言える。

なほ、皇室典範制定後の明治二十三年、皇典講究所講演の記録において小中村義象は、一方では「皇家古家考 臨時篇」と同様に『統神皇正統記』や『御代始鈔』、『令抄』を典拠として「天皇親ら天祖天照大神を奉祭したまふ」と書きつつも、他方では「凡大嘗祭は、天皇位に即れたまひて、天神地祇を祭りたまふものにして、其原天祖天照大神に始れり」、「天祖の御徳を報し、併せて天神地祇を祀らせたまふは、素より然あるべき御事なり」と述べてゐる。前年における「天祖及天神地祇」説の実質的な「公定」が影響してゐるものと思はれる。

また、復姓して池邊義象となつてゐた大正二年には、「悠紀殿は太神宮を祭り（夕膳）主基殿は他の神々を祭られる

（曉膳）との説もあり。或は両殿共に太神宮以下総ての神々を併せ祭られるとも申すのである⁽¹⁰⁾、さらには『令義解』と『令聞書』の記述から、「されば悠紀の御祭は天祖天照大神を祭られ主基の御祭はその他の天神地祇を祭られること、思ふ」といふ如き新たな見解を示してゐる⁽¹¹⁾。但し、池邊は大正三年三月十八日、温知会にて「悠紀は太神宮をまつり主基は他の神々と古来申してありますが、或は両殿共に大神宮をはじめ諸の神々との説もあります」とも述べてをり、その祭神説に確信があつた訳でもなかつたやうである⁽¹²⁾。同年十二月末、池邊は、『大嘗会神饌仮名記』の一節を引き、「これによれば、両殿共にこの祭文を申上げ奉り給ふことであれば、悠紀も主基も同じく、天照大神をはじめ奉り諸の神々を祭られるやうである。或は『令聞書』の説があやまりで、朝夕の御膳を同じく大神宮はじめ諸の神々に献られることかとも思ふ」と前年に打ち出した自説を事実上撤回してゐる⁽¹³⁾。

実はかかる池邊の自説修正に影響を与へたと思はれるのが、大正三年三月の河野省三（私立埼玉中学校教諭、翌年から國學院大學講師）による「悠紀殿主基殿祭神考証」である。河野は大嘗祭祭神説を大別して、（一）両殿ともに天照大神のみ、（二）悠紀殿には天照大神、主基殿には天神地祇、（三）悠紀殿には天神、主基殿には地祇、（四）両殿ともに天照大神を含む全ての天神地祇、の四つに整理して各説の議論を詳細に考証、批判した上で前三者の説を否認し、『大嘗会神饌仮名記』に見ゆる、天子御祈請の語や『伯家部類』に載する、元文三年の大嘗会御供神御祝詞なども引きつつ、第四説の「悠紀殿、主基殿共に、天祖並に天神地祇を祭るものなること」を採つてゐたのである⁽¹⁴⁾。

因みに大札直前の大正四年八月、池邊義象・今泉定介共編『御大札図譜』が刊行されてゐるが、その編者による「諸言」では、「大嘗祭は同じく／天照大神の賜ひし斎庭の穀の古義に則り、本年の新穀を以て悠紀、主基両殿に於て、／天照大神を始め奉り、／皇祖／皇宗の神霊を請饗し、自らもきこしめさるゝ御儀なり」と記されてゐる⁽¹⁵⁾。どちらが書いたかは不明であるが、ここでは祭神が天照大神と皇祖皇宗といふ皇統のみに限定されてゐるやうに見える。

次に、この時期における他の神社関係者の大嘗祭神説もいくつか見ておきたい。

大正二年、皇典講究所神職養成部教習科講師の植木直一郎は神職養成部同窓会において「天祖天照大神に御食を天皇親ら奉られる、極めて神聖莊嚴なる御祭儀⁽¹¹⁾」と述べてゐたが、翌三年には「この祭は、天皇踐祚即位の後新穀を以て天祖天照大神をはじめ、あまねく天神地祇を親しく奉祭し給ひ、また御親らもきこしめす御一世一度の新嘗祭なれば、諸祭祀の中にて最も重き祭なりとす⁽¹²⁾」と政府が「公定」した見解に即したものとなつてゐる。

また、櫻井東花も、悠紀・主基両殿の祭神が異なるといふ説を否定し、「両殿とも御祭神は同様で、皇祖並に天神地祇八百万神である（本居翁の説）それは御神座奉安の模様からしても祝詞の上からしても然うである。謂はゞ神様が一晚御泊りになるの精神である⁽¹³⁾」とほぼ同様の説明をしてゐる。その他の諸論考においても、天照大神（天祖、皇祖）及び天神地祇（八百万神）を祭神とする見方が殆どである⁽¹⁴⁾。

ただ、大宮兵馬は、「大嘗宮にて、御親祭あらせられる御神は、伊勢にます、天照皇大神であらせますると同時に、更にまた、大御神以後の数多の神等も、一柱も残さず漏さず、悉く取りすべて大御神の御名の中に含め奉りて、御祭を行はせ給うのであります⁽¹⁵⁾」といふ一即多の如きユニークな説を立ててゐる。さらに藤岡好古は、具体的な祭神名を直接記してはゐないが、神宮学者の御巫清直と語らふ中で示唆を得て「悠紀殿にまづ和魂を祭り、次に主基殿に荒魂をなごめたまひしこと、いさ、か疑ふべきものあらずよく考へさとるべし⁽¹⁶⁾」と述べてゐる。

大正四年六月二十五日発行の『全国神職会会報』第二百号は、「大札号」として多くの神社関係者・神道人、国学者などの識者が寄稿してをり、「国民教育」、「国民精神統一」、「国民生活」、「国民性」、「国民一般の奉祝方法」などのキーワードとともに大札が論じられてゐる。ここで目黒和三郎や中島博光、賀茂百樹はいづれも、大嘗祭において天皇（新帝）は親ら「大神主」となられ神々を祀られると述べた⁽¹⁷⁾。また、河野省三は、大嘗祭のみならず即位礼をも

含めて「神国の御大礼」なのだと説いた⁽¹⁰⁾。さらに関根正直は、「大嘗祭は正に御祭典式であつて農事産業奨励の御趣意も窺はれる」として、新穀献納や明治大嘗祭において始まつた庭積机代物（全国の国民からお供へされる特産物、農産物、水産物）について「誠に一般農家の光榮ではあるまいか」と「祭農一致の大精神」を唱へた⁽¹¹⁾。

そして三浦周行は、「大礼と君民関係」について説き、「大嘗祭は、此の御即位について、新帝が天祖天照大神を始め奉り、天神地祇に古例に依つて、当年の新穀を以て造られた御饌、神酒其の他の神饌を供し給ひ、新帝親らも、それを聞食すと共に、引続いて、百官群臣にも、大饗を賜はる儀式である。これ等の天神、地祇中には固とより皇室の御祖先もあらせられるが、又臣民の祖先の国家に功勞のあつた廉で神に祀られ、官幣若しくは国幣を享けつゝ、あるものも少しとせぬ。これ等は其の數に限りはあつても、国民の共通的祖先の代表的なるものと申して差支はない。大饗に御召となつて御宴に列する百官臣僚とても、亦自ら一般臣民の代表的なる意味をも含まれる事である」として、「過去に於ては、皇室の御祖先を始め奉り、一般の祖先を御崇敬遊ばされ、又現在に於ては、一般臣民と共に樂み給ふ大御心を御表示遊ばされると申すが、即ち此の御大典の根本の御精神」だと述べてゐる⁽¹²⁾。

この論考は、前年に京都府教育会より刊行された三浦周行の著作『即位礼と大嘗祭』における「君民関係から觀た大典の意義」といふ節の部分を転載したものである⁽¹³⁾。かかる言説は、『全国神職会会報』大礼号の同じ誌面に掲載された、先述の賀茂百樹「大嘗に預る神祇」における「天神地祇」のうちに国民の先祖や家族・親族たる靖國神社祭神（英霊）も含まれるといふ大嘗祭神觀とも全く通ずる考へ方であつたが、時系列的にいへば、賀茂百樹の方が先行する三浦周行の著作における記述に示唆を受けた可能性もあると思はれる。

なほ、当時の通俗的な大礼解説書にも、「即ち參列する百官群臣は、国民の代表で、供饌せられる天神地祇は、国民の祖先の代表なのだ」と記されてゐる⁽¹⁴⁾。

さて、東京帝国大学文科大学教授の萩野由之は大正三年四月、「大嘗祭と云ふのは、天皇の御即位の後に於て、其の年の新穀を以て酒を造り、飯を焚いて、天照大神を初め、普く天神地祇に奉り、天皇御自身も召上り、群臣百官にも賜はると云ふ、斯う云ふ御式」と述べた上で、その特質として、「天皇御一代にたつた一度しかないと云ふこと」、「儀式に於て少しも外国風を用ゐられないで、日本固有のものをそつくり伝へると云ふこと」、「皇室でなされる儀式ではあるけれども、尚ほ天下万民と俱になさると云ふこと」の三点を挙げてゐる。⁽¹⁵⁾ここで三点目に注目すると、萩野は、大小軽重の相違はあるものの新嘗祭と同様に「此祭の主意は瑞穂国の天皇が瑞穂国の国民と共に皇祖皇宗に対し奉つて、報本反始の御祭をする」と云ふのである」が、「此風は根本に遡つてみると、国民一般の風で人々々々皆其の年に出来た新米を祖先に供へて幸福を祈ると云ふやうなことは、農を重んずる所の日本の国風としては昔からあつた事と見える。〔中略〕何処の田舎にも一家庭、一村落の新嘗をする」と云ふ風がありとすれば、朝廷は其の国民の総本家として殊に大切に御執行になつたと云ふことが古くからの風でなくてはならぬと思ふ」と指摘してゐる。

後年西川順土も注目してゐたが、同時期（大正三年三月）には、三浦周行が『即位礼と大嘗祭』の「結語」で「大典」と「民間風俗」（氏神の祭や新嘗、神社の秋祭など）との關係に着目してをり、また、同年四月刊行の櫻井秀（國學院出身の風俗史研究者）『即位大嘗典礼史要』には、「新嘗の風習」が皇室のみならず「民間に於ける類似の風習」があることを具体的事例を以て指摘した上で、「なほ大嘗全般の礼典を詳に考ふるときは、その間いづれかの辺に於て、本邦民族の由来を暗示するものあるを思はしむ。将来学者の手によりて多民族の古風と比較研究を行ふに至らば、得るところ少なからざるべし」と記され、同年八月には三矢重松が「民間の新嘗」の遺風調査を提唱してゐる。⁽¹⁶⁾

さらには、史料編纂官・和田英松は大嘗祭の意義について、「天孫降臨の際、天照大神が天孫に供御の料とし国民の食料として、御授けになりました斎場の稲穂の成熟した初穂を以て、吉例により御代始に當りて、天照大神、及び

天神地祇を御招聘になつて、御自ら御饗応になり、御自分にも御相伴なさるのであります。即ち御先祖から賜はつた稲を播種して得た初穂で、先祖を饗するといふ意でありますから、報本反始で、祖先を敬する意であります。これは、朝廷の上ばかりではない、国民の食料としても賜はつたものですから、前にも述べた如く、古代にては、民間にても各自新嘗をしたものであります。それが後には民間の新嘗はすたつて、朝廷の御式のみとなり、殊に御代の始に盛大なる大嘗祭を御執行になるのは、国民に代はりて、御親祭なさるのであらうかと考へられます」と述べたが、かかる見解は、大正大礼前史における大嘗祭解釈の集大成であると思はれる。⁽¹⁸⁾要するに当時、大嘗祭は天皇が農業を媒介として国民と「俱になさる」こと、或は「国民に代はりて、御親祭なさる」ことにその特質があるといふ見方、高森明勅の書名を換骨奪胎して借りるなら「天皇と民の大嘗祭」といふ視点が識者間で共有されてゐたのである。

なほ、同じ誌面（『國學院雜誌』御大礼号）で史料編纂官補の八代国治は、「要するに御大礼は、一は天祖の天位に昇りて現御神となられ給ひしことを天祖及び天神地祇に告げ、併せて百官万民に知らしめ、尊祖の意を明にしたる〔引用者註・「も」抜け〕」ので、一は皇室の仁慈を垂れ神を尊び民を愛し農事を重すべきこと〔引用者註・「を」抜け〕示し、人民忠誠のよりて起る所以を明にしたもので、所謂忠孝両道の本源を示したものである」と記してゐる。⁽¹⁹⁾

また、関根正直校閲・加藤貞次郎謹述『即位大嘗御大礼講話』には、「大嘗祭には御告文と申して神様に御告げになる文がございますが、矢張一般臣民に障ることも無きやうにとの有難い思召を以て神様にお祈り遊ばされます。これによりまして、此のお祭が唯だ天皇御一人のお祭でなく、一般臣民に代らせられて遊ばされるお祭であるといふことが窺ひ知られます」と書かれてゐる。⁽²⁰⁾

かくして、大正大礼前後において、天皇と国民との間をより一層強く堅く結び付ける精神的紐帯となすべく、大嘗祭解釈の継承、更新、共有を絶えず積み重ねるやうな文章群が、近代日本社会に蓄積されたのである。

四 大正大礼と全国神職会・皇典講究所

(一) 大正大礼の概観

明治四十五年七月三十日午前零時四十三分（公式発表）、明治天皇は崩御された^①。

同日に皇太子嘉仁親王（大正天皇）が皇室典範第十条に遵つて即時に践祚、三種の神器を継承され、皇位継承がなされた。ここでは、『大礼記録』や『大正天皇実録』といふ公式記録などに基づき、この明治から大正への御代替はりの経緯について、一連の祭典・儀式を概観しておきたい。

① 践祚式

践祚に伴ひ、登極令に遵つて行ふ具体的な祭典・儀式としては、「賢所ノ儀第一日ノ儀」（掌典長・岩倉具綱が天皇御代拝奉仕・御告文奏上、宮地巖夫掌典が皇后御代拝奉仕、翌日の第二ノ儀、翌々日の第三ノ儀には御告文無し）並びに「皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀」が斎行され、同時に午前一時より「剣璽渡御ノ儀」（新帝・大正天皇が正殿に出御の上、剣璽の渡御があり、徳大寺実則内大臣によつて宝剑・神璽は国璽・御璽とともに御前の案上に奉安され、天皇が御会釈）が行はれ、次いで「大正」と即時改元される旨の「改元ノ詔書」が降された。同日には「皇太后宮職官制」と「大喪使官制」が公布・施行された。

また、翌三十一日は、宮城正殿にて「践祚後朝見ノ儀」が行はれ、貞明皇后とともに出御された大正天皇より、「朕今万世一系ノ帝位ヲ践ミ統治ノ大権ヲ継承ス祖宗の宏謨ニ遵ヒ憲法ノ条章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ尽シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ」

等の勅語を賜り、西園寺公望内閣総理大臣が群臣を代表して奉答文を奏した。

②大礼の準備と前儀

同年九月十三日から十五日にかけて明治天皇大喪儀が執り行はれた後、十月九日には渡邊千秋宮内大臣は、暫定的に宮内省内の十名に「即位礼及大嘗祭準備委員」を命じ、翌大正二年一月十一日には宮内省達第三号「大礼準備委員会規則」が公布されて「大礼準備委員会」（第一次、委員長・渡邊千秋宮相）が設けられ、準備を進めてゐたが、諒闇明けの十一月二十一日には勅令第三百三号「大礼使官制」が公布され、大礼使総裁・伏見宮貞愛親王や大礼使長官・原敬内務大臣はじめ、次官・御用掛・参与官・事務官といふ職員が任命された。

大正三年一月十七日には、即位の礼は同年の十一月十日、大嘗祭は十三日に行はれるべき旨が御治定されたことに伴ひ、宮中三殿（賢所・皇靈殿・神殿）においてそれぞれ「期日奉告ノ儀」が行はれ、大正天皇は御拜の上、御告文を奏されるとともに、神宮並びに神武天皇山陵、前帝四代の山陵に勅使を發遣された（十九日に各々奉幣）。二月五日には、神殿において「斎田点定ノ儀」を行ひ（神殿前庭に定められた卜庭にて、掌典の宮地厳夫・園池実康をして古例に遵つて「遺制を尋繹」した上で亀卜を行はしめた）、大嘗祭の斎田として、悠紀地方が愛知県、主基地方が香川県と勅定された。

しかし、同年四月十一日午前二時十分（公式発表）に昭憲皇太后が崩御されたことにより、大礼使官制は廃止され、大礼実施は延期となつた（登極令に規定は無かつたが、大礼延期奉告の儀が十五日に賢所・皇靈殿・神殿、十七日には神宮・神武天皇山陵・前帝四代の山陵にて斎行）。大嘗祭斎田については、十七日において大礼延期後も存置される旨の御沙汰があつた。

同年五月二十四日から二十六日にかけて昭憲皇太后の大喪儀が執行された。なほ、八月二十三日には、欧州大戦（第一次世界大戦）下において「日英同盟」を結ぶ日本はドイツに宣戦し戦闘を行つてゐる（十一月七日に青島陥落）。

同年九月二十三日には改めて宮内省達第八号「大礼準備委員会規則」が定められ、「大礼準備委員会」（第二次、委員長・波多野敬直宮相）が設けられた。そして諒闇後の大正四年四月十二日、勅令第五十一号「大礼使官制」の裁可・公布によつて、内閣総理大臣の管理に属して即位礼・大嘗祭に関する事務を掌る「大礼使」が改めて設置され、大礼使総裁・伏見宮貞愛親王や大礼使長官・鷹司熙通をはじめ、次官・御用掛・参与官・事務官・典儀官・書記の職員が置かれた。同月十九日には賢所・皇霊殿・神殿にて天皇親祭の「期日奉告ノ儀」、そして神宮並びに神武天皇山陵、前帝四代の山陵に「勅使発遣ノ儀」が行はれ、二十一日には各々「奉幣ノ儀」が執り行はれた。

そして、悠紀斎田（愛知県碧海郡六ツ美村）では、同年四月二十二日に祓式、二十三日に播種式、六月五日に田植式が、主基斎田（香川県綾歌郡山田村）では、四月十六日に祓式、二十二日に播種式、五月二十七日に田植式が斎行された。

同年八月十一日に大嘗宮地鎮祭、十三日に名古屋離宮賢所仮殿地鎮祭、十五日に悠紀・主基両斎田地鎮祭が行はれ、九月十七、八日には主基斎田の「拔穂前一日大祓ノ式」及び「拔穂ノ儀」、十九、二十日には悠紀斎田の「拔穂前一日大祓ノ式」及び「拔穂ノ儀」、十月十六日には悠紀地方新穀供納式、十七日には主基地方新穀供納式が滞りなく執り行はれた。

③大礼本儀―京都行幸、即位の礼―

同四年十一月六日には、京都において即位の礼及び大嘗祭が行はれるため、大正天皇は三種の神器を奉じ（剣璽のみならず神鏡Ⅱ賢所も奉遷）、京都の皇宮に向かつて移御の途に就かれた（登極令第十一条には「皇后ト共ニ」とあり、

同令附式にある如く、これ以後の諸議に皇后も出御された上で、即位礼では御帳台に就かれ、大嘗祭当日悠紀・主基の御拝といふ新例が開かれるはずであつたが、この度は皇后御懷妊のため、行啓はなされず、「諸儀の辰時に際し遙拝」されることとなつた。

行幸に先立つては、賢所にて岩倉具綱掌典長以下により祭典が斎行されて天皇御代拝、皇后御代拝の後、掌典長は次長・掌典・内掌典を率ゐて殿内に参進の上、賢所を御羽車に奉遷し、八瀬の駕輿丁十六名が御羽車を奉舁して賢所正門を發輦、大正天皇も鉄橋前において御羽車を奉拝された後、鳳輦にお乗りになり、御羽車に続いて宮城正門を出御され、盛大な奉送を受けられつつ、宮城と東京停車場間は特別公式鹵簿を編成して進み、東京停車場より列車に御乗車された（鹵簿は名古屋、京都、伊勢においても隨時編成された）。この日は名古屋停車場にて着御、御降車の際に賢所を御拝された後、名古屋離宮に駐輦された（賢所は同所仮殿に移御）。翌七日には京都皇宮に御到着になり、「賢所春興殿ニ渡御ノ儀」が行はれ、天皇御代拝、皇后御代拝があつた。この京都皇宮における賢所奉安の斎殿である春興殿は今回新造された。八日には即位礼の習礼が行はれた。

十日午前、「即位礼当日賢所大前ノ儀」が斎行された。大正天皇は進衣所の御学問所（登極令附式では「宜陽殿」と規定されてをり、昭和大礼ではこちらが用ゐられた）を出御の上、内陣の御座に着御された。侍従の日根野要吉郎と清水谷実英が劍璽を捧持してそれぞれ案上に奉安した後、天皇が御拝、御告文を奏された。御告文では、即位礼に当たり、皇祖・天照大御神以来の皇統を引く歴代天皇、特に維新を進められて「不磨之典」（大日本帝国憲法）を欽定された先帝・明治天皇の「大御業」を継承して、普段から懼れ畏みつつ勤めに励み、仕へ申し上げる御所存を誓はれ、国の安泰を祈請されてゐる。その後、内掌典朝山儀子が「御鈴」を奉仕し（九十九回）、劍璽並びに天皇は入御された。続いて皇后御代拝（朝香宮鳩彦王妃允子内親王）、皇太子裕仁親王以下皇族の拝礼があつた（登極令には未成年の

皇太子による御拝並びに紫宸殿の儀の参列についても規定されてゐなかつたが、「聖旨に依る」ものといふ。なほ、この儀の直前には、賢所大前の儀の奉告のため、東京宮城において、「即位礼当日皇靈殿神殿ノ儀」が掌典次長・九条道実以下の奉仕により行はれ、勅使・皇后宮御使が参向、拝礼してゐる。

当日午後には「即位礼当日紫宸殿ノ儀」が執り行はれた。京都皇宮の正殿である紫宸殿は、かつて明治天皇の即位式が行はれた場所である。千数百名が参列する中、御学問所を出御され、黄櫨染御袍を召された大正天皇は、高御座の北階よりお昇りになつて御帳内の御椅子にお著きになり、劍璽も御帳内の案上に奉安された。侍従により御帳が褰げられると天皇は御笏を端してお立ちになり、諸員の拝礼を受けられ、御着席になられた。大隈重信首相が南階の下に参進、北面して立つと、再度お立ちになられた天皇より、勅語を賜つた（諸員最敬礼）。

即位の礼に当たつての勅語には、「朕惟フニ皇祖皇宗国ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ万世一系ノ帝位ヲ伝ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠実公ニ奉ス義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ万邦無比ノ国体ヲ成セリ」といふ皇位の根拠、由来と我が国の君民關係が示されるとともに、「朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス」ることをお誓ひになられてゐる。^(四)

次いで南階を昇つた大隈首相より寿詞が奏され、それが終はると首相は南階を降りて左右万歳旛の間に至り「天皇陛下万歳」を唱へると、参列諸員が一斉に和して三唱したが、この瞬間は午後三時三十分であり、同時に日本列島並びに台湾・樺太・朝鮮のほか、日本人の住む至る所においても、喇叭や礼砲、寺院の梵鐘、工業の汽笛などがこれに応じてゐる。

また、翌十一日には、即位礼の終了を皇祖の神靈に告げてその冥護を謝し給ふため、「即位礼後一日賢所御神樂ノ儀」

が行はれ、天皇の御拝礼、皇后御代拝、皇族以下諸員拝礼の後、日付が変はる午前零時三十分まで御神樂が奏された。なほ、古制では三夜に互るのが例であつたが、明治天皇即位式より一夜に止められることとなり、登極令附式でもそれを踏襲してゐる。

④大礼本儀―大嘗祭―

同日には大嘗宮が竣功、十二日には小御所に舗設した御禊所にて「大嘗祭前二日御禊ノ儀」、皇宮内承明門外にて「大嘗祭前二日大祓ノ儀」が行はれ、十三日には悠紀・主基両殿にて「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭ノ儀」、皇宮内小御所にて「大嘗祭前一日鎮魂ノ儀」（皇室祭祀令附式中の「新嘗祭前一日鎮魂ノ式」の如くとされた）が掌典部員・大礼使職員をして執り行はれた。

かくて十四日には御一代一度の大祀である大嘗祭当日を迎へるが、これに先立ち、十二日には小御所にて、期日奉告の際と同様、神宮及び皇靈殿・神殿に対する「勅使発遣ノ儀」があり、当日の十四日にはそれぞれ「奉幣ノ儀」が行はれた。また、全国の官国幣社（合計百八十一社）に対しては、直接各地方長官などに勅使を仰せ付けられたため、奉納の幣帛神饌料や御祭文等は事前に各所管・地方庁に発送され、十四日に「奉幣ノ儀」が行はれた（登極令第十二条、附式に拠る）。

十四日午前、春興殿にて「大嘗祭当日賢所大御饌供進ノ儀」（掌典次長以下が神饌を供し、掌典長が祝詞奏上、天皇御代拝、皇后御代拝）が行はれた。

そして、十四日から十五日に亙る「大嘗宮ノ儀」が開始された。早朝から大嘗宮を裝飾、午後三時三十分より悠紀・主基両殿における神座を奉安し、繪服・籠服を奠した。午後五時十分には斎火の灯火・燎火を点し、神門外の庭燎を

焼いた。参列諸員が参進した後、諸幄舎内の電灯を全て消灯。佐伯有義掌典が掌典補二名並びに楽官・女官を率ゐて悠紀稲春舎に参入、稲春歌を奏し、「稲春ノ儀」が行はれた。佐伯掌典は掌典補を率ゐて南庭の帳殿に参進し、庭積机代物を安置。終はつて岩倉具綱掌典長が悠紀殿に参進し、祝詞を奏した。

大正天皇は午後四時三十分京都皇宮を御出門、頓宮にて「大忌御湯ノ儀」の後、六時四十分、侍従長・鷹司熙通の奏請にて出御、廻立殿に渡御の上、「小忌湯ノ儀」の後、御祭服を召されて御手を浄められ、劍璽とともに悠紀殿に渡御、外陣の御座に著御された。柴垣内の幄にて楽官が国栖の古風を奏し、次いで悠紀地方の風俗歌を奏し終はると、親王・王・公族は小忌幄舎、各妃は殿外小忌幄舎、諸員はその本位にて拝礼され、八時五分には親王・王各殿下は悠紀殿南簀子東方の座に就き、同九分、膳屋より南庭の廻廊に神饌を行立、脂燭が南階下に至ると、削木を執れる石野基道掌典が南階下に進み警蹕を称へ、諸員敬礼し、楽官が直ぐに神楽歌を始めた。同十分に天皇は内陣の御座に著御、岩倉掌典長は外陣に参入して奉侍した。陪膳・後取女官が外陣に参入すると、御手水を供し、さらに掌典より神饌を後取女官に伝へ、さらに陪膳女官に進めた。十時十二分には天皇の神饌親供が終はり、諸員が敬礼する間に御拝礼、御告文を奏し、次いで「御直会ノ儀」として御親らも新穀の御飯並びに御酒を聞し召された。神饌を徹し、天皇は、親王以下を扈從して廻立殿より頓宮に還御され、その他諸員・参列者も皆退下し、十一時二十分に終了した。「悠紀殿供饌ノ儀」は、天皇が廻立殿に渡御されてより約五時間に及んだ。

次いで翌十五日一時五分より「主基殿供饌ノ儀」が斎行された。その儀は全て悠紀殿と同様で、一時五十四分に出御、神饌を親供され、四時三十分御拝礼、御告文を奏し、五時三十五分には頓宮に還御、六時二分には京都皇宮に還幸された。

⑤大礼後儀―大饗、親謁、還幸―

十六、十七日には、即位礼及び大嘗祭後に皇族はじめ、群臣百僚、外国使臣等を召して饗宴を賜る「大饗」が、饗宴場（食堂及び豊楽場、登極令附式に規定された「豊楽殿」の代用として、二条離宮二の丸の北方大手門内の松林を開き新造）において開かれた。古制では、辰の日の悠紀節会、巳の日の主基節会及び豊明節会を行はれてゐたが、登極令附式では、古今を斟酌して第一日の儀、第二日の儀と夜宴を催すこととされた。十六日に「大饗第一日ノ儀」（勅語を賜ひ、大隈首相が奉答、外国使臣の代表であるロシア特派大使が奉答、明治天皇大嘗祭後の節会式に則り、古式の献立、諸楽師による久米舞、悠紀・主基両地方の風俗舞、五節舞、八百九十七人参列）、十七日には「大饗第二日ノ儀」（洋式晚餐、式部職楽隊による洋楽、記念の銀製菓子器の下賜、百四十六人参列）と「大饗夜宴ノ儀」（万歳楽、太平楽、欧州管弦楽）が行はれた。因みに、大饗第一日に合はせて、所在地において饗饌を賜ふ「地方饗饌」も行はれ、召されたる者の数は十一万九千五百七十二名に及んだ。

十九日、大正天皇は京都皇宮を御出門、「即位礼及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀」のため、伊勢に行幸、行在所の神宮司庁に註蹕され、二十日に豊受大神宮、二十一日には皇大神宮において親謁（御拝）された。二十二日には京都皇宮に還幸され、二十四日に神武天皇山陵、二十五日に明治天皇山陵、二十六日に孝明天皇・仁孝天皇・光格天皇各山陵に親謁（御拝）が行はれた（即位礼及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ親謁ノ儀）。

二十七日、春興殿において祭典を行はれた後に賢所を御羽車に移御し、天皇は賢所とともに東京還幸の途に就かれ、名古屋御一泊を経て二十八日には東京宮城に還幸（東京還幸ノ儀）、賢所も温明殿に還御された（賢所温明殿ニ還御ノ儀）。二十九日には「東京還幸後賢所御神樂ノ儀」、三十日には「還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀」（天皇御拝）が行はれたのである。

その後、十二月二日には青山練兵場において大礼観兵式、四日には横浜沖にて特別観艦式がそれぞれ行はれ、また、七、八日には大礼御慰勞の思し召しによる宮中晚餐並びに夜宴が開かれ、九日には東京市奉祝会に大正天皇が臨幸されてゐる。

(二) 即位礼・大嘗祭当日における全国神社の祭典

明治天皇の皇位継承儀礼は、旧來の伝統の範圍内に留まつた踐祚式はともかく、即位礼と大嘗祭は維新の氣風漲る新例を多く含むものであつたが、いづれにせよ、各儀はそれぞれ別個に行はれた面が大きかつた。

これに対し、大正天皇の皇位継承儀礼は、明治皇室典範を基盤として制定された（實際には皇室祭祀令との關係も密接）登極令といふ「近代法制」によつて初めて統合的に制度化され（踐祚式・即位礼・大嘗祭を「登極」概念に包含）、即位の礼と大嘗祭が一統きの枠組みと認識された「大礼」（大典）として行はれたのであり、皇室や政府、日本国民にとつて、国史上、未曾有の経験であつた。

大正における新たな枠組みとしての「大礼」の執行とその全国民的経験は、多少の修正はあれど、後の昭和、平成、さらにはこの度の令和における即位の礼・大嘗祭にとつても安定した運営を行ふための基準となつた、極めて大きな出来事であつた。しかも、この皇位継承儀礼の制度化といふ営みは、勿論完全な定式とまではいへないが、出来る限り古今の先例を踏まへつつ新例をも組み込んだ、慎重かつ抜本的に構築された初の試みであつた。帝室制度調査局御用掛として「登極令」の立案・起草に直接関与した多田好問が大正三年（一九一四）二月に記した自筆草稿『登極令義解』（未刊行だが立法者意図の一端を示したもの）には、「皇室典範ノ大綱」に基づきつつ、踐祚・即位・大嘗祭・改元に関する「規準ヲ条挙」し、「古今ノ典制ヲ酌衷」して規定されたものが「登極令」であると明記され、その

詳細な逐条註釈の中には「古今ヲ参酌」などの文言が頻出してゐる。⁽¹⁵⁾

和田英松は、大正三年三月の講演で明治天皇の即位礼に言及し、「中世以来の儀式は支那風を用ひたのでありまして、香を焚いて天に告げられると云ふ事の代りに、奉幣の案を具へて、天神地祇に御即位の事を御告げになると云ふことにしたのであります。中世以後に於ける御即位式を改定せられましたけれど、支那風である外形の変更のみで、儀式の精神は其のまゝ採られたのです。且寿詞を奏する上古の式をも入れて、古来の儀式を参酌析中せられたものであります」と述べた。⁽¹⁶⁾かかる維新期の〈復古Ⅱ新式〉精神に基づき、大嘗祭のみならず即位礼でも神祇祭祀の面を重視する姿勢が打ち出され、その延長線上に登極令の制定があつた。先述したやうに、賀茂百樹の『通俗講義登極令大要』では、「凡て、事の前に於て神を祭るは、我国古来の風にして、特に御即位の御事たるや最重大の御儀なるを以て、先之を祖宗に告げ賜へるなり」、或いは「この御令を拜見するに、神祇の祭典に始まりて、神祇の祭典に終る、敬神尊祖を以て、建国の大本とする我国体の懿美、見つべきなり」と記されてゐる。⁽¹⁷⁾

要するに阪本是丸が指摘する如く、「登極令」では、宮中三殿はじめ神宮、第一代神武天皇及び前帝四代の山陵への奉告や奉幣、親謁のほか、官国幣社への奉幣といふ祭典の規定が鏤められてをり（第一、七、十二、十六、十七条）、その根幹は「敬神」（古来、即位と大嘗祭に際し行はれてきた神宮と諸社への奉幣）と「崇祖」によつて貫かれてをり、祭祀と儀式は別個のものでは無かつた。⁽¹⁸⁾

ただ、「登極令」で規定された大礼（即位の礼・大嘗祭）と一般の神社祭祀（伊勢の神宮を除く）との直接的関わりは、大嘗祭当日における官国幣社奉幣のみであつた（第十二条）。⁽¹⁹⁾そこで大浦兼武内相と岡市之助陸相は大正四年四月九日、大隈重信首相宛に「御即位式及大嘗祭当日神宮官国幣社以下神社ニ於テ祭典挙行ニ関スル件」を提出し、次の如く請議した。⁽²⁰⁾

皇室祭祀令第十七条並登極令第十二条ノ次第モ有之本年ニ限り新嘗祭ヲ行ハレス大嘗祭ヲ行ハレ勅使ヲシテ神宮並官国幣社ニ奉幣セシメラレ候処右大嘗祭当日行フ祭祀ニ関シテハ神宮祭祀令並官国幣社以下神社祭祀令中何等記載無之ニ付テハ該祭祀ハ大祭ト定メ度又登極令第十二条ニ依リ即位ノ礼ヲ挙ケサセラル、当日勅使ヲ派シテ皇靈殿神殿ニ奉告セシメラレ候ニ付テハ其ノ当日神宮並官国幣社以下神社ニ於テモ此ノ威儀ニ際シ祭祀ヲ執行セシムルヲ相当ト認ム而シテ該祭祀ハ中祭ト決定致度依テ別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

この件は審査の結果、六月二十四日には「相当ノ儀」とされて「請議ノ通閣議決定」に至り、七月三日に勅令第百八号（神宮対象）と第百九号（官国幣社以下神社対象）が公布され、神宮及び官国幣社以下神社は、即位礼当日に祭祀（中祭）を行ひ、大嘗祭を行ふ年には新嘗祭は行はず、大嘗祭当日に祭祀（大祭）を行ふこととされた。十月十九日には、内務省令第十四号「即位礼大嘗祭当日官国幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ関スル件」において、奉幣を受ける官国幣社の「祭式次第」（府県社以下神社の祭式次第は大正三年三月二十七日の内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式」中、新嘗祭の例によるとされた）及び祝詞（即位礼当日は官司・社司・社掌、大嘗祭当日は、官司、社司・社掌、幣帛供進使）、さらには府県社以下神社中、神饌幣帛料供進指定神社に供進すべき神饌幣帛料の金額（大正二年十一月二十二日公布の内務省令第十五号中、例祭の例により、府県社・金十五円、郷社・金十円、村社・金七円）が規定された。¹⁰⁰

また、大礼に関する神宮の祭式は十一月八日の内務省令第十六号で規定されたが、同日には一木喜徳郎内相より神官・神職に対して、「此ノ皇室並国家ノ重典タル祭祀ニ方リテハ国民拳テ皇運ノ無彊ト国家ノ隆昌トヲ奉祝スヘキハ固ヨリ其ノ所ナリト雖モ殊ニ神官神職ニ在リテハ斎肅敬衷心ノ誠ヲ致シ一意神祇奉仕ノ道ヲ竭シ敬神尊祖ノ美風ヲ

發揮シ益々国体ノ精華ヲ宣揚スルニ努メ以テ此ノ盛儀ニ処スルニ万遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ」といふ内務省訓令第十二号も出されてゐる。⁽¹⁰⁾要するに政府から神官・神職に求められたのは、真心籠めて祭祀に勤しみ、「国体ノ精華」の宣揚に努めるといふ、大正二年四月二十一日に公布された内務省訓令第九号「官国幣社以下神社神職奉務規則」第一条「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司ナルヲ以テ平素国典ヲ修メ国体ヲ弁シ操行ヲ正シクシテ其ノ本務ヲ尽スヘシ」に基づくものであつたといへよう。かくて、全国の神社は勅令・省令・訓令に基づき大礼当日の祭典を行つたが、それは「神道各派」(教派神道)も同様であつた。⁽¹⁰⁾

(三) 神社界の大礼奉祝事業と祈年・新嘗両祭

もともと神職たちは、祭典奉仕に留まらず、数多くの積極的な奉祝事業を模索、実行してゐた。⁽¹⁰⁾『全国神職会会報』の編輯主任である目黒雨峯(雨峰、和三郎)は、大正三年一月の同誌論説で「御即位式及大嘗祭を行はせ給ふこの千載一遇の時期に遭ひて、吾人はいかなる事を為すべきか」と問ひ掛けつつ、「当日各社の用意執行等の事柄に非ずして、この御即位の大礼が、前後如何に神祇に關聯して挙行せらるゝか、則御即位の大礼は、我が大日本神国の国体を、具体的に明示し給ふ所のものなれば、その内容を知悉して、之を世間一般の人士に、普く知らしむるの方法を執るべき事」を神社関係者に勧奨して講演と印刷物配布といふ具体的方法を提示するとともに、大正二年十一月二十二日公布の内務省令第十五号により、指定された府県社以下神社の神饌幣帛料供進が例祭に加へ同年四月より祈年祭・新嘗祭にも適用されることをも踏まへつつ、各府県各郡各区が有する農事試験場・試作場等を斎田とした上で新穀を各府県鄉村社の新嘗祭に奉獻し、その稲種を翌年の祈年祭当日に神社より授与して播種することを提案してゐる。⁽¹⁰⁾

また、目黒は同誌次号にて、「祈年新嘗両祭」は本末關係を有し、「祈年は一年の五穀豊穰を神祇に祈願する祭儀に

して新嘗はそれに対する報賽の典」であり、かつて『延喜式』ではともに「中祀」（大祀は「踐祚大嘗祭」のみ、奉幣に預る祭神は祈年祭三千百三十二座、新嘗祭は案上官幣に預る三百四座）であつたと同様、大正三年一月二十六日に公布されたばかりの勅令第九号「神宮祭祀令」や勅令第十号「官国幣社神社祭祀令」でも「この両祭は、孰れも大祭に編入」されてゐるにも拘らず、「独り皇室祭祀令に於いて、新嘗祭を大祭に列せられるにも拘らず、祈年祭を小祭に列せられたる」ことを訝しんでその改正を叫び、「皇室祭祀令と、神宮及神社祭祀令と一致して、国民をしてこの二祭の、皇室と合体せる即ち我が国体上重要な二大祭たるべきものなることを知らしめんと欲する事切也」と訴へた。⁽¹⁶⁾

かくの如く神社界では、「天皇陛下御一代に只一度の新嘗祭」としての大嘗祭を控へ、原祭としての祈年祭と報賽祭としての新嘗祭の「両者因果して、氏子人民と結び付かなければなりませぬ」といふ理念のもと、「大嘗祭と新嘗祭との意義既に同じである以上は、新嘗祭の原祭である処の祈年祭の主義をも、一般に周知せしむるといふことは、蓋し自然」であるため、特に祈年祭の意義を強調し、その位置付けの向上に努めた。⁽¹⁶⁾

國學院大學講師・東京帝国大学史料編纂官補の山本信哉は、「祈年祭と大嘗祭とは共に産業に関する祭祀であつて、祈願と報賽との意味に於て離るべからざる関係を有するもの」であり、「天孫降臨以前から国民一般に行はれた所の、我國民自然の要求に基いた大切な神事であつて、建国以来常に是等の風俗習慣を尊重し、其の長を取り、短を補つて更に力強き新意義を加へられたものが、即ち今日既に行はれる所の大嘗祭及び祈年祭等の諸祭祀である」として、「若しも之が國民と何等交渉なく、単に皇室丈の御儀式、国家若しくは公共団体の形式的典礼となつて仕舞つては、最早神社及び祭祀の生命は無くなつたも同然」であるから、教育その他の國家機關によつて、これらの真意義を「國民一般の心裏に徹底せしめると同時に、國民自身も亦之を自覺する様に大に勤めなければならぬ」と述べてゐる。⁽¹⁷⁾ 山本は、祈年祭及び新嘗祭・大嘗祭は皇室や國家・公共団体といふお上が形式的に行ふものではなく、全国各地の神社

祭祀、つまりは産業・生活を介し「国民」との密接な連関のもとで斎行しなければその「生命」は無いと警鐘を鳴らしたのである。

かかる動向を齎した直接の発端は、まづ明治四十一年九月十八日公布の皇室令第一号「皇室祭祀令」第三章「小祭」の第二十一条で「祈年祭 二月十七日」と規定されながらも従来、賢所・神殿では二月十七日、皇霊殿では二月四日の班幣の日に斎行されてゐたが、大正三年からは三殿の祈年祭とも二月十七日に祭日が集約されたことに伴ひ、神社界で皇室祭祀令改正の議が起つたことにある（但し、祈年祭の「大祭」化を含め、実現には至らず⁽¹⁸⁾）。大正二年には内務省当局より各地の神職団体に対し、「祈年新嘗等の祭祀」や「大嘗祭の由来」を一般に周知せしめるための「考案」が諮問されたため、先述した目黒の提案と同様の方法が提起されてをり、また、すでに明治二十七年五月九日の内務省訓令以降、官国幣社以下神社の祈年祭と新嘗祭はともに「大祭」の位置付けとされてゐたが、大正二年十一月二十二日の内務省令第十五号によつて府県社以下神社の神饌幣帛料供進の対象に両祭が加はり、翌三年一月二十六日の勅令第九号「神宮祭祀令」や勅令第十号「官国幣社神社祭祀令」、翌二十七日の内務省令第四号「官国幣社以下神社祭祀」でも両祭は「大祭」とされたことが背景として挙げられる。⁽¹⁹⁾

さて、大正の「大典」に当たつては、農本主義者として知られ、愛知県立農林学校校長や同県における農業の要職を兼任した山崎延吉が、「農会の事業」として①神社の基金を積立てること、②神社に神田を設置し採種田を経営すること、③神棚を設けて敬神の意を表することを挙げたことに見られるやうに、国民（ここでは農家）の神社に対する期待が高まつてゐた。⁽²⁰⁾

それ故、全国の神社においては、大札に関する記念施設や事業が積極的かつ数多企画されてゐたが、大正三年四月十一日の昭憲皇太后崩御に伴ひ、即位礼・大嘗祭は延期となつたため、各種奉祝事業も停止の已む無きに至つた。

大札奉祝の気運が仕切り直されるのは、翌大正四年の年明けであつた。目黒和三郎は年頭の『全国神職会会報』論説で、同年における「神職社会」で取り組むべき事業や問題を七つ取り上げてゐるが、その第一に挙げられたのは「(一) 本年秋冬の候に行はせらるべき御大札御挙行の事」であり、「即ち昨年よりの継続事業として神社の施設経営の記念を万年に伝ふべき細大の事に對し層一層慎重緻密の深慮を以て画策に従事すべき責任あるを忘るべからず。而してこの御大札の事たる、吾が邦神社の由来性質を、實地に説明すべき恰當の事実なるを以て、一般国民の脳裡は、この真意義を覚得せしめて、神社に對する觀念を一層明確ならしむべき好機会たり。依りて吾人は、氏子を始め、一般臣民に、これが真意義を了得せしむべき責任覚悟を以て、この御大札を迎へざるべからず」と述べてゐる。^四

次いで目黒は、「(二) 祈年新嘗の意義の普及」、「(三) 立官問題」(神祇特別官衙設置運動)、「(四) 基督教徒對神社問題(神社の定義を確定せしむる事)」(前年十月に神戸で開かれたキリスト教の組合教会總會で「神社と宗教の區別に関する建議」を決議し、「宗教にあらざる」神社における戰勝祈念を問題視し批判したことに發端とする「神社對宗教」問題)、「(五) 小学教科書改善問題」(「修身」と「読本」〔国語〕の両国定教科書に神社の由来・性質を説く部分が全く欠如してゐるため、その改善を求める)、「(六) 戰勝國戰後経営に関する斯界問題」(日清・日露戰後の先例を踏まへ、前年八月十一月の第一次世界大戰に伴ふ日独戰の戰勝後における国民性の發揮・進展と神社との密接な關係を意識する)、「(七) 神職講習会」(神職の質的向上を図るため、各種講習会に積極的に参加することを求める)を挙げて逐次説明を加へてゐるが、これらが「大正大札開催年において神社界が喫緊の課題と位置付けてゐた内容であつた」^四。

なほ、改めて起こされた神社界の大札記念事業としては、例へば、「吾人国民と国家と相離るべからざる、而も深厚なる一大關係を有する神社の發展となる事業を以て、尤も好事業となし、神社の存在する地が其の最好場所たるを信ず」といふ自負のもと、①神社財産増成、②社格昇進、③御新田設置、④神殿其他建造物の造営、⑤境内樹木植付、

⑥神苑設置、高大なる石鳥居・石燈籠の新設など、神社の発展や森厳を加へる事業が提案された。⁽¹³⁾但し、夙に内務省神社局長・井上友一は、大正三年十二月七日付通牒で、「境内地ノ修造其他神社ニ必要ナル建物及工作物ノ建設、境内地ノ整善記念神林ノ経営或ハ防火設備ノ完成等ノ如キ或ハ又此際由緒調ヲ完成シ社記ヲ作ル如キハ最モ神社ニ適応シタル挙」としつつ、これまで各地で行はれてゐた単なる「記念碑」の建設などは神社施設として直接必要性が無く、神社境内の存厳や風致を損ふとして、釘を刺してゐた。⁽¹⁴⁾

(四) 全国神職会・皇典講究所の奉祝方案

昭和皇太后崩御から一年経ち、諒闇も明けた大正四年四月十六日から二十三日まで、全国神職会通常会が皇典講究所で開催された。⁽¹⁵⁾十八日の建議案委員会提出建議のうち、目黒和三郎外二十四名による「御大礼当日国民奉祝ノ儀式ヲ一定セラレタキコト」は可決され、「今回ノ決議ヲ以テ其調査ヲ、全国神職会及皇典講究所ニ依頼シ其結果ヲ内務省ニ提出スル事」となつた。

その他、大札関連では、東京府外七県神職聯合会による「大嘗祭ニ際シテ府県社以下神社ニモ其筋ヨリ相当ノ御待遇アリタキコトヲ建議スル事」と「大札ヲ記念センタメ社格社号ヲ整理スルコトヲ其筋に建議スル事」、額賀大直・西角井正男・河野省三・目黒和三郎・櫻井稲麿（一部近藤久顕外六名）による「大札記念事業トシテ本会ハ左ノ各項若クハ其内ヲ選ビ之ヲ実行セラレタキ事」（賀表奉呈、神殿を造営し皇典講究所に寄附、古社・名社の調査・復興、神社界の物故功労者調査と恩典の上申、神職表彰規定の制定・実行、記念出版）がいづれも可決された。

また、宮崎県神職会及び目黒和三郎外二十二名による「祈年祭日（二月十七日）ヲ国ノ大祭日トスル事ヲ其筋ニ建議スル事」も可決された。さらに緊急動議の一つとして出された鹿島敏夫・額賀大直提出、戸田忠友外四名賛成の

「本秋御大典後、十一月二十日前後ニ本会臨時大会ヲ京都ニ於テ開催スル件」も可決されたが、吉田豊・長谷外余男が提出した「御大礼ニ全国神職代表者ノ参列ヲ許サル、様幹部ニ於テ尽力スルコト」は否決された。これらの結果は翌日の本会議で報告の上、確定された。

二十三日には内務省主催で官国幣社宮司と各府県の神社事務主任官の会合が開かれたが、そこで内務省より出された「指示事項」の「大礼ニ関スル件」には、「今秋大礼ニ際シ神宮ヲ始メ官国幣社ニ在テハ大嘗祭ノ当日奉幣ノ為勅使ヲ差遣セラレテ大祭ヲ行ハセラレ又即位礼ノ当日ハ特ニ中祭ヲ行ハシメラル、ノ見込ナリ其ノ司職ニ在ル者ハ勿論此際大嘗祭ノ由来ヲ普ク所在地方民ニ周知セシムル様努力セラレンコトヲ望ム」とあつた。即位礼・大嘗祭当日の祭典実現に向けての法令整備が進行中であることが窺へるが、その前提には次の如き動きがあつた。

全国神職会では大礼について、大正二年度から「其筋まで内申」し、内務当局者に対しても内談するところがあつたが、大正四年一月二十六日付で井上友二内務省神社局長より鍋島直大皇典講究所長（全国神職会会長）に対して正式に通牒があり、「一、今秋行ハセラルベキ御即位及大嘗祭ノ大典ニ就キ神社及氏子等ニ於テ施設又ハ舉行シ可然事柄」と「一、右ニ付神社ニ関シ新ニ施行シ可然諸制度殊ニ其際行フヘキ祭式祝詞案」が諮問された^(四)。これを受けた皇典講究所では、種々協議したものの、結局は全国神職会において内申してゐた諸項目を改め、次のやうに九項目に互つて答申した（原則、項目のみ示す^(五)）。

- ① 「大嘗祭当日各神社ニ於テ行フ祭典ニハ各地方公吏其他重ナル者等ヲ参列セシメラレタキ事」
- ② 「御即位ニ関シ旧儀ニ由リ大奉幣大神宝ノ御儀アリタキ事」
- ③ 「御即位ノ当日神社ニ於テ祭典ヲ執行スルノ規定ヲ発セラレタキ事」

- ④ 「官国幣社大嘗祭幣帛ハ明治四年ノ例ニ准ヒ現品ヲ以テセラレタキコト」
- ⑤ 「本年ニ於ケル府県社以下大嘗祭奉幣ノ規定ヲ発セラレタキ事」
- ⑥ 「御即位礼大嘗祭当日ハ明治四年太政官達書ノ例ニ准ヒ国民一般所在神社ニ参拝シ奉祝スベキ訓令ヲ発セラレタキコト」
- ⑦ 「御大礼前周ク天下ニ大祓ヲ行ハセラレタキコト」
- ⑧ 「古来近畿ノ神社御崇敬ノ例ニ准ヒ各神社ニ就キ社格昇進其ノ他ノ特典アリタキ事」
- ⑨ 「此ノ機会ニ於テ記念ノ意義ヲ以テ施設又ハ举行スベキ事柄ハ左ノ類ナルベシ」(一、基本財産ノ造成、二、神田ノ設置、三、記念造林記念植樹、四、神殿ノ裝飾及祭具調度類ノ整備、五、建物ノ修築完備、六、鳥居玉垣等必要物ノ造営、七、楯矛等ノ裝飾物備付、八、文庫ノ設置、九、神社由来ノ調査)。

勿論全て実現に至つたのではないが、先述の如く①③⑤はそれなりの措置がなされ、⑧も即位礼当日に官国幣社十七社の昇格と祭神増加があり、一定数は実現してゐる。⁽¹⁹⁾

全国神職会通常会で決議された「御大礼当日国民奉祝ノ儀式ヲ一定セラレタキコト」の調査を依頼された皇典講究所では同年九月、「江湖の参考」とするため、即位礼・大嘗祭・大饗当日における「御大礼奉祝方法」を立案した。⁽²⁰⁾

「御即位礼当日」は、「国民は宝祚の無窮を祈り、聖寿の万歳を祝すべき」として、「各戸に於ける奉祝」は、(1)新年に準じ、門戸に国旗を掲げ、常盤木(松、竹、柿など)を立て、注連縄を張ること(大饗当日まで)、(2)神棚及び霊屋を淨め、供物を奉つて鏡餅を供へ、相応の裝飾を施した上で、酒肴、餅か赤飯を調べ、一家団欒して聖寿万歳を祝し奉ること(日陰蔓を門か床柱に懸けるのも可)、(3)神社に参拝することを挙げた。

「公共的奉祝」は、「1」式場の入口には各戸と同様の装飾、「万歳旗」も可、「2」式次第では君が代や奉祝歌、万歳三声（首相の万歳三唱時刻を以て）の合唱などを組み込む、「3」街頭の設備としては、国旗、注連縄、桺等による装飾、標の山（かつて大嘗祭において引き立てられた、種々の作物を飾り悠紀・主基の標木を建てたもの）を象つた山車や山鉾を飾るのも可、と提案した。

「大嘗祭当日」は、「国民も亦、身を清め、新穀を以て、神祇家霊を祭り、静粛に皇祚の無窮を祈り奉るべき」として、「1」神社に参拝すること、「2」当日、各地の神社において肅行される大祭に参列すること、「3」酒食（大嘗祭の神饌に縁あるもの）を調へて神棚・霊屋に供へ、かつ家内一同会食することが推奨されてゐる。

さらに、「大饗当日」は、「君臣和楽の日なれば、奉祝の宴会、余興なども此の日に於て開催し、国民挙りて、盛に祝賀の至情を表すべき」とされた。なほ、このうち、「万歳旗」と「標の山」は、同年九月五日に千葉県で開かれた一府七県神職聯合会にて可決されたもので、千葉県神職会長により皇典講究所と全国神職会幹部に諮議されてゐた事柄であつた。

皇典講究所・國學院大學（当時の校舎は飯田町）では、当然かかる奉祝方法を実践した。十一月六日（天皇西下の日）には馬場先門内にて奉送、十日は祝賀の式を挙行して万歳三唱、十四日は一同で産土神の筑土神社に参拝し、帰校の上で白酒・黒酒・鯛・昆布等で祝ひ、記念の祝餅を頒布して解散、「謹慎の間に和氣藹々たるものありき」といふ様子であつたといふ（十日より十七日に互つては休業して祝意を表してゐる）¹⁰。

なほ、これらの奉祝方案は、同年六、七月の『全国神職会会報』で目黒和三郎が希望してゐた「大札当日国民一般の奉祝方法」とも共通する内容を多く含んでゐるが、彼は皇典講究所の奉祝方案を歓迎しつつも、もう少し詳しい説明が必要と注文を付けるとともに、「大体消極的にして静粛を主」としてゐることに疑問を呈し、「一般国民の至誠を

漲らせる熱情を酌量せざる方案」とも指摘した。⁽¹⁰⁾ 目黒の議論で注目すべきは、大札当日における国民の態度として、「敬虔静粛に奉祝せよ」と「熱狂歓呼して奉祝せよ」といふ積極と消極二様の意見を紹介した上で、彼自身は即位礼当日と大嘗祭当日のどちらも、「その蕭條寂寞にして、慶賀の本義を没失せんよりは、寧ろ粗野非礼に陥り易き傾向あらんも、熱狂歓呼せんに若かず」として「国民至誠の情勢に放任するを以て当に然るべき所のもの」とすべきとの見解を示してゐることである。⁽¹¹⁾ つまり、いづれの日も、国民の至誠・至情が自然に発露されるため、原則として放任主義で多少の行き過ぎも可、といふ大らかな包容性を示してゐた。

勿論、即位礼と大嘗祭はその本旨において大いに差異はあり、特に後者は天皇が「大神主」として親しく天神地祇に接して「徹宵御祭事」を行はれる「純然たる祭祀」のため、そのことを国民は確り「奉体」して（心に留めて）おくべきではあるが、「即一は陛下直接に對し奉り、一は直に天神地祇に奉對せる事なるを以て、大嘗祭当日の熱狂歓呼、さほど陛下に對し奉りて、非礼の事には非るべし」といふのである。「国民」、つまり民間からの視点に徹する目黒にとつて大切なことは、即位礼と大嘗祭の性格の差異よりも、両者を「大札」（大典）といふ一連のものとして捉へつつ、「即位礼当日には、万歳旂により、大嘗祭当日には、標の山により、各本拠ある方式によりて、国民が満腔の熱誠を発露して、その至情をわが大君と天神地祇とに捧げ奉りて、神君臣三者の、接邇密親を図りかくして始めて皇祚万歳、天壤無窮の実体発現すべき也」といふ点にあつた。

かかる国民による放縱もある程度厭はないといふ態度は、京都帝国大学教授の三浦周行も同様であつた。三浦は、「市民として祝意を表する事は、是非共あつて欲しい、これに就て御祭り騒ぎといふと、一種輕蔑の意味に響くが、時と場合とによる事で、皇室の為に、国家としても国民としても、これを敬祝しなければならぬ、御大典に際しお祭騒ぎを為すことは寧ろ望ましいことである。／殊に御大典の精神は、新帝が政を執らせたまふことを、天神地祇に

御奉告になると同時に、一般臣民にも御示しになるのであるから、臣民の欣喜の情抑へ難いといふのが当然の事である」との談話を経済誌に寄せてゐる。⁽¹⁰⁾

一方、内務省当局は、同年十月十六日に内務省地方局長・渡邊勝三郎より地方長官に宛てた通牒において、御大典奉祝に関しては、「地方民ノ負担」や「下層者等」に対する苦痛を感じさせないやうにとの理由から、「専ラ至誠質実ヲ旨トシ徒ニ華美虚飾ニ流レ之カ為負担ノ重キヲ来サシムカ如キコト無之様」指導すべきことを強く求めてゐるやうに、如何にも役所らしく、逸脱に対する強い警戒感を示してゐたのである。⁽¹¹⁾

(五) 大礼を迎へた感慨

大正四年十一月四日の即位礼当日、皇典講究所・國學院大學は、同所長・学長の鍋島直大（正二位勲一等侯爵）の名を以て「寿詞」を公表し、「即位大嘗の大典」に当たつて「⁽¹²⁾ 夙に皇典講究所國學院大學を設立して国体を講明し立国の基礎を鞏くし以て聊か聖恩に酬い奉らむことを期せり」と建学の精神（明治十五年の皇典講究所総裁・有栖川宮職仁親王の告諭）の一節を引きつつ、誓ひを新たにしてゐる。⁽¹³⁾ また同日、全国神職会も会長の鍋島の名で「賀表」を奉呈し、「即位ノ大典」を挙げ、神祇を「穀祭」して「天祖ノ神勅」を新たにされた新帝に対して「神人共ニ和シテ」その宝祚無窮を寿ぐ中、「⁽¹⁴⁾ 国家ノ宗祀ニ奉事スルモノ」も「歓喜ノ至リ」として「聖寿ノ万歳」を唱へてゐるが、別個に公表された『全国神職会会報』の「会報子」による「吉詞」では、即位礼勅語を受けて「義は君と臣との名にあれど、情は猶親と子の如く、幾年月を経つ、今の大御代に至りて全く世に比なく他し国の模ひもえせぬ国体とこそは成りにたれ」と家族主義的な君民一体の国体観を確認してゐる。⁽¹⁵⁾

『全国神職会会報』奉祝号の論説で目黒和三郎は、即位礼において首相の音頭のもと万歳三唱を唱和する「声響」が、

紫宸殿前庭のみならず、同時に全国津々浦々に「交互伝達せる点」を見れば、「百聞一見に若かざるが如く、御即位礼と大嘗祭との実物示教に就いて国民が得たる感想」は、従来自分たちが「国体の由来、神社の性質、国家と神社との関係等に就きて所論せし所」とは比較にならないとして、「我が国の国民思想と国民道徳は、この御大礼を一境界線として、前後霄壤月鼈の差あることを疑はざる所のものなり」と指摘した上で、「わが日本全国の津々浦々、山間僻陋に至る迄、悉く御大礼期間中」は一時「神代化」乃至は「上古化」したこと、具体的には皇典講究所並びに全国神職会が提案してゐた「御大礼奉祝方案」が、全国各地における家庭や神社、公共的奉祝会場等において実現したことを「実に吾人が空前の大快哉事」だと述べてゐる。⁽¹⁰⁾

かかる実感は、目黒自身が社司として奉仕する神奈川県の県社阿夫利神社で齋行された「大嘗祭当日祭」における参列者（小学生四百名、氏子区民四百名）による実際の奉祝風景が「悉く吾人の理想を遺憾なく發揮」したものであったといふ体験に裏打ちされたものであったが、同誌編輯記者として入るはずであった大礼会場の京都市行きを断念し、社掌を務める郷里埼玉県の上小川神社（無格社）並びに兼務社における即位礼及び大嘗祭当日祭の様子を詳細に書き留めた櫻井東花（稲麿）の報告をも踏まへるならば、少なくとも彼らの如き熱意を持つ現場神職の日常的な心掛けや取り組みの努力によつて、社格を問はず全国の神社では相当程度、同様の状況が現出されたといへよう。⁽¹¹⁾

実際、皇典講究所の「御大礼奉祝方案」は、全国各地の神職団体を通して神社及び一般に周知されてゐた。例へば、大阪府の神職団体かつ神職養成・国学的研究機関でもあった「財団法人大阪國學院」では、十月十八日付で府下の各神社に対して「御大礼ニ付奉禱ノ件」を通知し、さらに十月末発行の機関誌において、文部省が九月に発表した『大礼の要旨』や大礼当日の祭典に関する関係法令とともに、皇典講究所の「御大礼奉祝方案」を掲載して周知を図り、即位式当日には大阪國學院講堂で職員生徒一同が奉祝式を挙行し、万歳三唱を行つてゐる。⁽¹²⁾

また、石川県金沢市役所の『大礼奉祝記録』に拠れば、大正四年十月二十六日には石川県神職会金沢市支部が「御大礼奉祝方案」を一般に行はしめんことを決議してゐるが、即位礼当日は「味爽慶鐘鳴り、午下祝砲とどろく。市中は国旗風に翻り、裝飾善を尽し、瑞祥の氣空に漲り、慶驩の聲衢に盈てり。人皆斯の如く盛大莊嚴なるは、開市以来、未だ曾て比類を睹ずといふ」状況で、紫宸殿における首相の万歳奉唱時刻に合はせて「市民一斉高く万歳を唱へ、其声天地を震撼せり」と描写されるとともに、大嘗祭当日には、別格官幣社尾山神社における「大嘗祭」にて勅使（石川県知事代理内務部長・夏秋十郎）参向の上で奉幣がなされ、市内の県社・郷社・村社における大祭でも、指定神社には各々幣帛供進使と随員（県属、市長、市の助役・収入役・書記等）の参向について記録されてゐる。¹⁰⁾

大礼当日における全国各地の奉祝状況¹¹⁾の詳細は省くが、大正大礼では、人々が全国至る所で同じ日時に同じ行為を共有了たのであり、「大日本帝国」といふ空間を同時に意識し、「日本国民」であることを強烈に自覚することとなつた皇位継承儀礼であつた。

（六）神社界と仏教界

全国神職会では、大正四年四月の通常会で可決されてゐた通り、京都府神職会の全面的協力のもと、大礼終了直後の十二月五日、「御大礼奉祝記念臨時全国神職大会」を京都府立高等女学校（大嘗宮のある仙洞御所隣り）の講堂にて約八百名を集めて開催し、「即位大嘗ノ大礼ハ我が立国ノ精神ヲ明カニシ、国民ノ敬神思想ヲ振興セシメタルコト大ナリ。吾人ハコノ機ヲ逸セズ、益々祭祀制度ノ真髓ヲ發揮シ、健全ナル敬神思想ノ普及ニ努力センコトヲ期ス」との決議案が満場一致で決議された。¹²⁾

ただ、同大会では、来賓の内務省神社局長・塚本清治が「折角国民の敬神思想を發達せしむることに於て、諸君自ら

努むべきことが肝要であらうと思ふ。諸君が何等活動することもなくして居つては、事件が起らぬばかりでない。益々衰へるものであるから、敬神思想普及發達の如きは、諸君の方から一般国民に仕向けるやうにせねばならぬのである」と檄を飛ばし、東京帝国大学教授・東京高等師範学校教授の萩野由之は講演で、「御大札についても神職諸君が今少し直接関係した方がよかつた」として、本来「神職の内の人々で、明津御神の即位式に典儀官として仕へ奉ることが出来たならば、誠に名実の伴つたものとなるのである。要するに之れは神職諸君が眠つて居るのではないが、活動して社会と近づいて居らぬ故ではなからうか。それには神職の修養として人格を高める、次には学識を豊富にすることである。すべて自分の地位、官位、資格が高くなればなるほど、人を感化する力が深遠になるのである。低ければ他人を感化する力は鈍くして且つ薄いのである」と苦言を呈した。⁽¹¹⁾

いくら神社が「国家ノ宗祀」と位置付けられてゐようと、實質的にはそれに見合ふ経済的基盤も与へられないまま、仕事量からしても一人の神職が十社から二十社以上の兼務社を持つ場合もあるなど、神社数に対して神職数も全く足りず、即位礼・大嘗祭当日祭への対応も奉務する神社全てに対して同様の水準で行ふことは不可能といふ状況（神饌幣帛料供進指定神社以外は当日前後に行はざるを得ない、無格社は止むを得ず当日祭廃止を唱へる者もゐたなど）にあつたことから明らかなやうに、不遇かつ過酷な環境に置かれて来たにも拘らず、懸命に神社を維持しつつ、可能な限り地域社会や国民に国体觀念を説き続けてきた神職たちに対して、過剰かつ酷な要求と言はざるを得ない。しかし逆に言へば、近代日本社会における神社神職の等身大の〈実力〉のほどを示してもゐるのである。

かかる役人や学者からの聊か耳の痛い言を、参集した全国の神職たちは如何に受け止めたのだらうか。少なくとも目黒和三郎は、塚本神社局長の言を「然り」として神社界の「自進力」の乏しさと「因循自棄」の通弊を認め、「御大札の実物示教」を「国体、神祇、君民の諸関係に対する、生ける説明」として「神明奉仕に並げる職責」、任務で

ある「国民道徳的觀念の普及保持」に奮勵邁進すべきとの意気込みを健気にも示してゐる。⁽¹⁵⁾

また、日本全国が大札奉祝で盛り上がる中、広島・島根・香川・石川・山形県などの各地で、仏教教団（特に真宗、西本願寺）と地方行政官との間で確執が生じてゐた。これは例へば、同年十月十九日に本派本願寺（西本願寺）執行所が全国の門徒に対し、大典時に行政当局や神職が奨励する「七五三縄を張つて櫛或は神棚を設ること」は未だ訓令が無いため、一地方で斯様な宗教的行為（宗教的な神道に附随する儀式）を「強ふる」場合は門徒として応ずる必要がないといふ旨の訓示を出したことに伴つて発生した行政当局との軋轢などであつたが、神社界の立場からすれば、「昨年基督教徒が神戸に於いて決議せし宗教と神社とを混同したる議論を踏襲して、今更ながら此処彼処に会合して、或は県の当局者に迫り、或は政府に質問書を提出せんなどと頻りに喧騒を極めて居る」として、「それが何れも御大礼奉祝方案が問題となれるもの」であつた。⁽¹⁶⁾

目黒和三郎は、宗教紙『中外日報』の記事をそのまま詳しく引き、その官憲による強制的・圧迫描写の部分に関しては誇大報道の疑ひを示しつつ、大典奉祝に関する門松（櫛）や斎竹、七五三縄は、「宗派神道専有の儀式」ではなく、元来は神祇式に発し現今は新年の松飾りに見られる如き「一種の国風国俗」として、一般的に祝福すべき時の装飾となつてゐるなど、仏教側の主張を厳しく批判してゐる。⁽¹⁷⁾

『全国神職会会報』では、前海軍大臣・八代六郎や東京帝国大学教授・芳賀矢一、皇典講究所幹事長・全国神職会協賛の山田新一郎などの仏教側に対する批判論考や、反対運動の実践をしばらく掲載し続けてゐる。⁽¹⁸⁾

一方、内務省神社局の官製雑誌の性格を持つ『神社協会雑誌』では、特段この問題を取り上げなかつた。ただ、東京高等師範学校教授・吉田静致の論考では、自身は「彼の祝賀の意を表示が為めに七五三縄を張るといふが如き」は「我国民の一般的民族慣習」として見るものの、「宗派的儀式」と見る者もあるため解釈が一定しない儀式を「宗派的

偏見に囚はるゝこと強き特殊の宗派に強ひんとせし行政当局者は不賢明」と言はざるを得ないとし、さらに「或種の神道といふ宗派のもの」がそれに便乗して「一宗派の私占物」であるかの如き態度を取るのも宜しくないとするが、西本願寺側に対しても「既に一般的民族慣習となりしものを、宗派的色彩ありとして之を毛嫌ひして排斥するといふことは往々にして一般国民をして他の貴重な民族的慣習そのものを排斥するに至らしむる虞れなきにあらず」と述べ、喧嘩両成敗の見解を示してゐる。ここでは「宗派神道」と「西本願寺」との対峙の如き構図となつてゐて非宗教としての「神社神道」の位置付けは定かでないが、先述した如く目黒は「国風国俗」として捉へてをり、さらには内務省神社局長・塚本清治も「何等宗教的意義を持つて居るものと考へて居らぬと認められる」としてゐるため、吉田の認識と同様であつた。⁽¹⁹⁾

目黒がいふ如く、かかる角逐は大礼奉祝に沸く時期にも拘らず露はになつた「神社对宗教問題」の一面であつて、神社界にとつても熟議の上で根本的解決が求められるべき問題であつたが、大礼翌年五月の全国神職会通常会においても、「宗教家に関スル件」(広島県神社以下神社神職代表者・澤山義彰提出)は「協議事項ニ移シタル件」として一通り目を通されるだけで終はり、笛吹けど踊らぬまま問題は先送りにされたのである。⁽²⁰⁾

但し、斯様な仏教教団、特に真宗における抗議は、大礼当時における彼らの待遇に対する様々な不満から生じた面も大きい。⁽²¹⁾ 大正四年十二月十七日、浄土真宗本願寺派(西本願寺)の寺院出身で広島県選出の衆議院議員(中正会)・龍口了信が衆議院に提出した「宗教尊重ニ関スル質問主意書」は、当時における西本願寺の見解を代弁したものであるが、「一 宗教ノ尊重ニ就テ」、「二 宗教ト教育トノ関係ニ就テ」、「三 神社ト宗教トノ関係ニ就テ」、「四 仏教徒ノ凌辱ニ就テ」、「五 管長ノ改易ニ就テ」、「六 宗教法案ニ就テ」といふ六項目を立ててゐるうち、大礼時の事件に触れた三、四の項目を次に掲げる。⁽²²⁾

三 神社ト宗教トノ關係ニ就テ

神社ハ宗教ニ非ス然ルニ府県社以下ノ神職ハ葬儀説教ヲ為シ神符神水加持祈禱ヲ行フ其ノ行為ハ全然宗教教師ト異ルナシ是ノ如キハ神社ヲ以テ宗教ト為シ神職ヲ以テ宗教教師ト為スモノニ非スヤ今回ノ御大札ニ際シ或地方ニ於テ神社強制參拝神棚設置等ノ問題ヲ惹起セシハ畢竟神社ト宗教トヲ混同セルノ結果ナリ之ニ關スル政府の所見如何

四 仏教徒ノ凌辱ニ就テ

今回ノ御大札ニ際シテ仏教徒ハ大ナル凌辱ヲ受ケタリ即チ（一）管長制度ノ嚴存セルニ拘ラス之ヲ無視シ仏教五十六派ヨリ僅ニ一名ノ總代ヲ參列セシメ而モ其ノ待遇ハ非常ノ下位ニアリ（二）叙位叙勲ニ關シテハ僧侶ヲ除外セリ（三）京都府知事ハ各宗本山宗務所ヲ侮辱セリ（四）地方賜餐ニ於テ全ク僧侶ヲ度外視セリ（五）或地方ニ於テ神社強制參拝神棚設置ヲ布達シタル跡アリ是ノ如キハ独リ仏教徒ニ對シテ侮辱若ハ迫害ヲ加ヘタル所以ニ非サルカ

これは二十日に島田三郎衆議院議長より大隈重信首相に転送された後、翌五年二月十日付の一木喜徳郎内相と高田早苗文相による答弁書が十二日に閣議に供され、十七日に衆議院議長に回付された。次に先の質問に対する答弁のみ引いておく。

三 神社ハ国家ノ宗祀ニシテ宗教ニ關係ナク神職ハ神社ニ奉仕スヘキ国家ノ機関ニシテ固ヨリ宗教教師ニアラス只府県社以下ノ神社神職ニ在リテハ明治十五年内務省乙第七号達ニヨリ葬儀ニ与ルコトアルヘク又神職が偶

宗教ノ説話ヲナスコトアリトスルモ共ニ神職トシテノ行為ニアラサルコト勿論ナリ又神社ニ於テ神符ヲ授与スルカ如キハ神社奉仕ノ目的ニ反スルモノニアラス

四

政府ハ今回ノ御大札ニ際シ仏教徒カ大ナル凌辱ヲ受ケタル事実アルヲ認メス（一）仏教五十六派ヨリ一名ノ管長ヲ総代トシテ参列セシメラレタルハ事実ナルモ之ヲ以テ凌辱ナリト謂フヲ得ス而カモ其ノ待遇ハ勅任取扱トシテ待遇セラレタルモノニシテ相当ナリトス（二）叙位叙勲ノ詮議ニ於テ故ラ僧侶ヲ除外シタルコトナシ（三）京都府知事カ各宗本山宗務所ヲ侮辱セルコト無シ（四）地方賜餐ヲ於テ仏教各派管長、管長事務取扱及門跡寺院住職ヲ召サレタルニ徴スルモ僧侶ヲ度外視シタルモノニアラサルコト明ナリ（五）或地方ニ於テ神社参拝等ノ申合セヲ為シタレハトテ仏教徒ニ対スル迫害ナリト謂フヲ得ス

三の回答では従来の内務省神社局による「神社非宗教論」を踏襲しつつ神社と宗教は混同してゐないと一蹴してゐる。四はいづれも明快な回答であるが、要するに政府、内務省・文部省としては仏教徒の誤解、被害妄想であると断じたに等しい。⁽¹⁸⁾

なほ、山田新一郎は、「今回の御大典に就て仏教各宗の間に当局の扱ひ方に就て不平があるやうだ併かし神職の間に於ても当局は御即位式にも総代を召さしめず地方賜餐にも与からなかつた、マサカ此等の感情や不平から神社問題が起たのではあるまいが、仏教家の中に神社と国家との關係に就て理解が足りない為に意志見解の相違を来たし思想上の衝突を来たすすれば実に残念なことである」と述べてゐる。⁽¹⁹⁾

實際、即位礼に召されたのは、神道各派総代・千家尊愛（大社教管長）、仏教各派総代・山下現有（浄土宗管長）の各一名（神宮大官司の子爵・三室戸和光の名もあるが、勿論神宮は「神宮司庁官制」を持つ皇室・国家と密接不可分の

特別な神社であつて、当然大宮司は「神官」であり、神社「神職」の代表といふ訳ではない）、大饗第一日における地方賜饌には「神仏各宗管長」及び「門跡寺院住職」がその資格を得てゐる。⁽¹⁸⁾即ち、大札当日は神社で祭典を行ふべき神職もさることながら、キリスト教の代表も含まれてゐない。ただ、大正四年十月十四日の『官報』に拠れば、「京都二行幸ノ儀並東京ニ還幸ノ儀中東京停車場並京都停車場ニ於テ奉迎奉送ノ為停車場ニ参集ノ諸員」として、「神仏各宗派管長」、「門跡寺院住職」の他、最後に「文部大臣ノ選定シタル基督教教師」が入れられてゐる。⁽¹⁹⁾

ともあれ、かかる位置付けは、〈非宗教〉たる「神社」（神社神道）であれ、〈宗教〉である宗派神道教団や仏教教団であれ（ましてやキリスト教教団はなほのこと）、当時の〈世俗的〉な政府にとつては他意無く実力と立場に即して公平に差配したまでのことであつたのである。

五 むすび―「登極の大典」の確立―

本稿では、大正大礼前史における、〈近代国学〉の担ひ手である皇典講究所・國學院大學関係者を中心とする多種多様な論者が物した「皇位継承儀礼」に関する諸論考を取り上げ、主に現在の日本政府における「大嘗祭の意義」にも含まれることになる大嘗祭祭神観（天照大神及び天神地祇）、国民観、農業観について検討した。⁽²⁰⁾

その結果、明治四十二年の「登極令」の成立こそが践祚式・即位礼・大嘗祭を一括するものとしての「登極」概念を誕生させ、これ以降大正初年にかけて、即位礼と大嘗祭を一連の行事として把握する「大札」（大典）といふ新たな枠組みが生み出されていくことを明らかにした。また、賀茂百樹による、天皇と農（食）に象徴される国民生活との歴史的・現在的・将来的関係を強調する大嘗祭解釈や、「天神地祇」のうちに国民の先祖や家族・親族たる靖國神社祭神（英霊）も含まれるといふ大嘗祭祭神観には、靖國神社「教学」と「国民」的要素がより強調された近代的大嘗祭認識とが

有機的に結合された賀茂独自の統合的理解が見られたものの、その前提には三浦周行をはじめ、様々な論者の大嘗祭解釈が繼承、更新、共有される中で密接に重なり合ひ、相互に影響してゐたと考へられる。今後は、先行研究で着目されることの多い「昭和大礼」前後における大嘗祭解釈への展開について詳しく検討する必要がある¹⁸⁾。

大正大礼前後の経緯を具に見てゆくと、政府は登極令に規定されてゐる皇位繼承儀礼（即位礼・大嘗祭）の内容や形式（神式）を鑑み、全国の神社神職に対して、神社における即位礼・大嘗祭当日祭の斎行や奉祝方案の策定、大礼の意義宣布といふ一定の役割を与へてゐたといへよう。しかしこれらの事項も元来、法制度的には、神宮を除けば登極令第十二条の大嘗祭における官国幣社奉幣以外に皇位繼承儀礼と全国の神社（特に神社の大部分を占める「民社」たる府県社以下神社）との直接的繋がりは明記されてゐなかつたものを、全国神職会や皇典講究所を中心とする神社界が政府当局に対し地味な働きかけを粘り強く続けた末に神職たちが獲得してきた賜物であつた。

さらにいへば、かかる役割は一朝一夕の要請で得られた訳ではなく、それ以前の明治中期以降、経済的かつ宗教的側面を極力制限され続けてきた神社神職たちが、「祭政一致」を標語とする神社特別官衙設置運動を軸に据ゑた神社と神職の待遇改善、祭祀の真姿顕現を目指す地道な取り組みによつて、遅々たる歩みながら少しずつ政府当局から引き出してきた成果を基盤、前提としてゐた。勿論一方で、明治半ばには神社経済を国家的・公的に保護する方針を殆ど放棄し消極化してゐた政府は、出来る限り神社に対する財政的負担を小出しに押さへつつ、神職並びに地域社会の氏子・崇敬者、周辺協力者に神社の維持運営を任せるとともに、神社や祭祀を通して国民に「国体」観念や国民道徳を醸成する仕事を担つてもらふため、彼らとの利害が合ふ線を常に模索してゐた。但しその実態は、劣悪な環境に置かれてゐた「民社」神職の我慢に寄りかかるものであつた。

この延長線上において実現した、大正二年十一月二十二日公布（翌年四月一日施行）の内務省令第十五号による、

府県社以下神社中指定神社に対する神饌幣帛料供進について従来の例祭に加へ祈年祭・新嘗祭にも適用するといふ施策は、神社界にとつて非常に大きな理念的意義を持つものであつた。それ故、本来、国民生活（農業、産業、食）にとつて密接不可分な祭祀である祈年・新嘗両祭が相俟つ重要性について、改めて一般社会に周知せしめ、特に新嘗祭に比べ軽視されがちであつた祈年祭の意義を強調し、その位置付けの向上に尽力したのである。

「大正大礼」前後における神社界、神職たちの取り組みは、必ずしも当時における神社や神職全体に対する大幅な優遇措置や地位向上の結果に繋がるものでは無かつたが、特に西本願寺教団は神社界の動向を警戒し、皇典講究所が策定した「御大礼奉祝方案」に対しては強い非難が浴びせかけられた。神職にとつて、大礼（即位礼・大嘗祭）の諸儀式そのものに対する神社界の直接的関与の薄さも露はとなつた。つまり理念・理想の上では大礼のうち、主に大嘗祭（さらには祈年祭・新嘗祭）を通して一体であるべき皇室祭祀と神社祭祀との結合が実際には不完全であることが改めて浮き彫りになり、即位礼・大嘗祭当日祭を全神社において全うすることも難しい現実がある中、内務省神祇局や学者たちから実力や努力の不足を論はれ、発破をかけられる始末であつた。

さらに「大正大礼」前後における神職たちの主体的な営みも、キリスト教や仏教（特に真宗）の教団より放たれた「神社対宗教問題」といふ矢により出鼻を挫かれ、逐次その対処に迫はれた。即ち、「大正大礼」時における神社界の積極的な取り組み、諸活動も、「敬神崇祖」思想の普及には聊か寄与した面があつたかもしれないが、特段神社や神職の地位向上や優遇措置には直結しなかつたのである。かくて、「大正大礼」記念の如き一過性の細やかな成果だけでは到底満足できない者たちによる不断の取り組みがこれ以後も続けられていくことになるのである。

一府七県神職連合会が大正二年十一月に発行した（編纂出版は埼玉県神職会に一任し、櫻井稲磨が執筆）『即位礼及大嘗祭の意義』には、「即位の大礼、大嘗祭の大儀、之を合せて登極の大典と謂ふ。實に大日本帝国建国三千年來の

註

歴史の縮図である。神代の盛業、肇国の光景、国民精神の由来、皆この大典の諸儀式中に宿つて居る」と記された。⁽⁹⁾ また、同書末の「登極令表解」には、「踐祚式」「即位礼」「大嘗祭」(さらには即位礼・大嘗祭の前儀・後儀)からの傍線を統合・集約する上部の場所に「登極」と書かれてゐる。近代日本において再編され、新たな枠組みを獲得した「皇位継承儀礼」Ⅱ「登極」(踐祚式・即位礼・大嘗祭)概念、新たな固有名詞と化した「大礼」(即位礼・大嘗祭)概念の確立過程と並走する中で、皇位継承儀礼に関する多種多様な言葉が紡がれてきたのである。

(1) 本稿は、すでに発表済みの論文である藤田大誠「大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―」(『神道宗教』第二五四・二五五号、令和元年)、同「大正大礼における神社界の活動―全国神職会と皇典講究所を中心に―」(『國學院雑誌』第一二〇巻第一号、令和元年)、さらには研究口頭発表である同「大嘗祭をめぐる政教問題の回顧と展望」(政教関係を正す会研究会、平成三十年九月二十九日、於神社本庁)、同「近代皇位継承儀礼に関する一考察」(第六十五回神道史学会大会研究発表、令和元年六月二日、於皇學館大学)、同「皇位継承儀礼と近代日本社会―大正大礼における神社と国民―」(「宗教と社会」学会第三十二回学術大会個人発表、令和六年六月十五日、於國學院大學渋谷キャンパス)、同「近代国学と皇位継承儀礼」(神道宗教学会例会「日本・フランス君主即位儀礼の比較に向けて 再論」、令和七年一月二十五日、於國學院大學渋谷キャンパス)の内容を取捨選択の上で再構成し、大幅な加筆修正を行ったものである。

(2) 藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、同「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、同「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演 総目録解題』―」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學校史・學術資産研究』第一号、平成二十一年)、同「國學院大學における伝統文化教育の意義と展望」(『國學院大學 人間開発学研究』第二号、平成二十二

年)、同「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」(『國學院大學校史・學術資産研究』第二号、平成二十二年)、同「近代国学と郷土史」(由谷裕哉・時枝務編著『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平成二十二年)、同「大阪府皇典講究分所から財団法人大阪國學院へ」(『國學院大學校史・學術資産研究』第三号、平成二十三年)、同「近代国学と日本法制史」(『國學院大學紀要』第五〇号、平成二十四年)、同「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」」(『國學院大學人間開発学研究』第三号、平成二十四年)、同「皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十四年)、同「神仏分離後の神社と神官・神職」(『神道宗教』第二二八号、平成二十四年)、同「近代国学と人文諸学の形成」(藤巻和宏・井田太郎編『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年)、同「近代における国学的教育機関の社会的役割に関する一考察―財団法人大阪國學院の事例から―」(『日本教育史学会紀要』第五卷、平成二十七年)、同「国学的教育機関に関する基礎的考察―近代国学と教育」の視座から―」(『國學院大學人間開発学研究』第七号、平成二十八年)、同「近世の考証的学問から近代国学へ」(井上泰至編『近世日本の歴史叙述と対外意識』勉誠出版、平成二十八年)、同「大阪國學院史―創立百三十五年・通信教育部開設四十年―」(一般財団法人大阪國學院、平成二十九年)、同「國學院大學における建学の精神「神道精神」の一考察」(『國學院大學校史・學術資産研究』第一〇号、平成三十年)、同「近代国学と皇典講究所・國學院大學の国史学―学部国史学科成立前史―」(『國學院大學校史・學術資産研究』第一三三号、令和三年)、同「國學院大學運動部活動史研究序説―近代日本における学生スポーツの一事例として―」(『國學院大學人間開発学研究』第一三三号、令和四年)、同「近代国学と国史学―國學院大學の国史学科と国史学会―」(小澤実・佐藤雄基編『史学科の比較史―歴史学の制度化と近代日本―』勉誠出版、令和四年)、同「明治期における國學院の運動部活動―國學院同窓會の体育部から運動部へ―」(『國學院大學校史・學術資産研究』第一五号、令和五年)、同「近代国学と神職―皇典講究所(本所)・皇典講究分所の意義と役割―」(『神社本廳総合研究所紀要』第二九号、令和六年)などを参照。

(3) 松本久史「国学研究の将来によせて」(『日本思想史学』第五五号、令和四年)五八頁。

(4) 前掲松本久史「国学研究の将来によせて」五八、五九頁。

(5) 大沼宜規『考証の世紀―十九世紀日本の国学考証派―』(吉川弘文館、令和三年)八、九頁。

(6) 前掲大沼宜規『考証の世紀―十九世紀日本の国学考証派―』三一―三三頁。

(7)

筆者の〈近代国学〉研究、皇典講究所・國學院大學「校史」研究の成果に基づき、次にその要旨を記しておく。

前提として近世、幕末維新期には和学講談所（和学所）などにおける国学的教育や実用に即した考証作業が行はれてゐた。明治初年には「本教学」を設定した京都の皇学所、「神典国典ヲ以基本トシ漢籍ヲ以テ羽翼」とした仮大学校（京都学校）、「神典国典ヲ依テ国体ヲ弁テ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」を眼目とした東京の大学校（本校）の挫折があった。明治前・中期には、東大（東京大学→帝國大学→東京帝國大学）、とりわけ明治十五年（一八八二）に設置された東京大学文学部（帝國大学文科大学）古典講習科（略称・古典科）国書課を主な舞台として、〈近世国学〉同様、「国体」理解の学問でありつつも「神典学」の要素を前景化しない宗教性を封印した〈近代国学〉（大綱は事実・制度・言詞）が形成され、古典科終焉後には、「国文学」といふ名の〈近代国学〉（大綱は歴史学・法制学・言詞学、即ち「広義の」国文学）Ⅱ〈近代国学〉といふ構図が成立した。しかし、この構成は徐々に細分化し、漢学系・洋学系学問との競合や共鳴、差異化、棲み分けなどの複雑な展開の中から国文学、国語学、国史学、日本法制史などの近代的学術分野が成立する。一方、大正期には、「国体」理解の根幹と目された「神道」を対象として宗教性的の前景化と国学的総合性の揺り戻しが生じ、西洋由来の哲学系諸分野（倫理学・宗教学など）と国学系諸分野（国語学・国文学・国史学など）の研究を統合することで「神道学」が成立するのである。このやうに官学たる東京帝國大学においては〈近代国学〉の総合性が解体され、部分的繼承としての分科や再統合が行はれたのである。

しかし他方、明治十五年に創立された私立の国学的研究・教育機関である「皇典講究所」を経営母体として同二十三年に設立された国学的高等教育機関の「國學院」では、同十五・二十一年に存在した「一種の国学科」である東京大学文学部（同十九年に帝國大学文科大学）附属古典講習科（古典科）の〈近代的国学構想〉（「事実」「国史」・「制度」「法制史」・「言詞」「国語国文」）の講究が主眼）や帝國大学が輩出した人文系の人的資産を講師陣として引き継ぐことにより（帝國大学系国学と皇典講究所系国学の合流）、「專国史・国文・国法ノ攻究」を軸としつつ「海外百科ノ学モ網羅兼修」する総合的学問としての「国学」を保持し続けた。なほ、國學院は同三十七年に専門学校令による「私立國學院」（大学部〔国史科・国文科、予科二年、本科三年、大正八年（一九一九）には道義科も設置、師範部〔国語漢文歴史科↓国語漢文科・歴史地理科、三年〕・専修部〔国史科・国文科、三年〕）となり、同三十九年には「私立國學院大學」と改称した（大正八年に「私立」を削り「國學院大學と改めた」。同九年には大学令大学へと昇格し、「財団法人皇典講究所」を経営母体とする國學院大學は、学部〔専修学科には道義学科（昭

和二年には同学科中に倫理科・哲学科を開設・国史学科・国文学科・予科・研究科を持つ私立大学となつた（慶應義塾大学・早稲田大学が昇格した二ヶ月後、中央大学・日本大学・法政大学・明治大学・同志社大学と同時に昇格、師範部は同年に高等師範科、同十二年には高等師範部となる）を置いた。同十二年には、校舎を飯田町から渋谷に移転する。

また、皇典講究所は、神官試験（後の学階試験）、即ち「神職任用資格」の検定試験実施¹¹授与といふ事業をその大きな柱に据ゑて出発したが（厳密に言へば、その出発点から「教育」を伴ふ「神職養成」を行つてゐた訳ではない）、加へて明治三十三年から「神職講習会」を開設して新たに「神職養成」の機能を持つこととなつた。そして同四十三年の「神職養成部」設置により初めて、内務省から委託された「神職養成」事業を行ふ常設的神職養成機関の形式が整ひ、もう一つの大きな柱が建てられた。つまりこの年、内務大臣より皇典講究所に神職養成事業が委託されたことに伴ひ、原則として「中学第三学年修了以上ノ者」を入学資格とする「神職養成部」（同三十三年から同四十二年まで開設された「神職講習会」を発展的に解消）が設けられ、そのうち神職教育科で判任待遇の神職を養成した。昭和二年（一九二七）には、それまでの皇典講究所（本所）の神職養成部教育科を發展・充実させるため、改めて高等神職の養成を期し、専門学校令に拠る國學院大學附屬「神職部」の設置が昭和二年二月十四日附で内務大臣の認可を受けた。「國學院大學附屬神職部」は同年四月から発足し、これにより従來の「皇典講究所神道養成部」は閉鎖された。この新たな神職養成機関は、本科と別科を置く修業年限三年の旧制専門学校レベル（中等教員養成機関であつた國學院大學附屬高等師範部と同様）の高等神職養成機関であつた（二年以上の修了者には判任神職の資格を与へ、三年を修了した者には学階「学正」を授与）。なほ、同三年より内務大臣の委託を受け、改めて皇典講究所に二年制の「神職養成部」を開設し、尋常神職の養成を行ふこととした。即ち昭和四年までには、國學院大學附屬「神道部」（「神職部」から改称）と皇典講究所「神職養成部」といふ二種（高等・尋常）の養成体制が確立したのである。

(8)

皇典講究所編『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）、國學院大學編『國學院大學七十年史』（國學院大學、昭和二十七年）、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和四十五年）、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』（國學院大學、昭和五十四年）、國學院大學百年小史（國學院大學、昭和五十七年）、國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上・下巻（学校法人國學院大學、平成六年）、校史資料課編『國學院大學百二十年小史』（学校法人國學院大學、平成十五年改訂版）、國學院大學研究開発推進機構校史・學術資産研究センター編『國學院大學一三〇周年記念誌』（國學院大學、平成二十四年）、國學院大學編『國學院

大學一四〇周年記念誌」(國學院大學、令和四年)など。いづれにしても、平成十九年設置以来、現在に至るまでの國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センターにおける「校史」研究の飛躍的進展からすれば、最早各「年史」の記述をそのまま引いて事足りる水準の論考では飽き足らないと感じる研究状況になつてゐることは確かであらう。

(9) 前掲松本久史「国学研究の将来によせて」六〇頁。

- (10) 西川順土「近代における大嘗祭」(皇學館大學神道研究所編『大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、昭和五十三年)、宮地正人「天皇制イデオロギーにおける大嘗祭の機能―貞享度の再興より今日まで―」(『歴史評論』第四九二号、平成三年)、伊木壽一「明治天皇御即位式と地球儀」(『歴史地理』第五二巻第六号、昭和三年)、小松裕「登極令の制定について―元号問題との関連において―」(『歴史評論』第三五八号、昭和五十五年)、加藤隆久『神道津和野教学の研究』(国書刊行会、昭和六十年)、若井勲夫「明治皇室典範の制定過程と大嘗祭」(『神道史研究』第三二巻第二号、昭和五十八年)、同「枢密院会議における大嘗祭論議」(『日本』第三七巻第一二号、昭和六十二年)、阪本是丸「明治の即位式・大嘗祭を繞る論争」(『神社本庁教学研究部教学研究調査資料第一輯』昭和六十一年)、同『近代の神社神道』(弘文堂、平成十七年)、武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』(大明堂、平成八年、(文庫版)法藏館、令和六年)、高木博志『近代天皇制の文化史的研究』(校倉書房、平成九年)、西牟田崇生「島根県大田市物部神社所蔵 明治大嘗の記―解説と翻刻―」(『神道学』第一五三・一五四号、平成四年)、水林彪「即位儀礼からみた近代天皇制の特質」(利谷信義・吉井蒼生夫・水林彪編『法における近代と現代』日本評論社、平成五年)、齊藤智朗「井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―」(弘文堂、平成十八年)、同「近代における皇室制度と御代替」(『神社本庁総合研究所紀要』第二四号、令和元年)、斎藤英喜「神道・天皇・大嘗祭」(人文書院、令和六年)、田中真人「近代天皇制国家における即位礼・大嘗祭―一九一四年の大礼使官制問題―」(『日本史研究』第三八一号、昭和五十四年)、牟禮仁「資料紹介」大禮使官制問題関係資料(一七)(『藝林』第三八巻第一一四号、第三九巻第一一三号、平成元、二年)、国分航士「明治立憲制と「宮中」―明治四〇年の公式令制定と大礼使官制問題―」(『史学雑誌』第一二四編第九号、平成二十七年)、所功「近代大礼関係の基本史料集成」(国書刊行会、平成三十年)などを参照。なほ、『別冊歴史読本 図説天皇の即位礼と大嘗祭』(新人物往来社、昭和六十三年)や『別冊歴史読本 絵図と解説』(新人物往来社、平成二年)の中にも関連論考が多々収録されてゐる。

(11) 柳田國男「大嘗祭と国民」(『朝日新聞』昭和三年十一月十二日、『定本柳田國男集』第三一卷、筑摩書房、昭和三十九年)。

佐伯有清『柳田国男と古代史』（吉川弘文館、昭和六十三年）六七―一三二頁を参照。

- (12) 高森明勅『天皇と民の大嘗祭』（展転社、平成二年）三頁、同『天皇と国民をつなぐ大嘗祭』（展転社、令和元年）二頁。
- (13) 前掲武田『維新期天皇祭祀の研究』第八章「明治大嘗祭前史の一考察」、第九章「明治大嘗祭の一考察」を参照。
- (14) 前掲藤田大誠「大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―」を参照。
- (15) 前掲西川順土「近代の大嘗祭」三七七、三八一頁。
- (16) 大礼記録編纂委員会編『大礼記録』（内閣書記官室記録課、大正八年）。
- (17) 前掲西川順土「近代の大嘗祭」三七七、三八一頁。
- (18) 前掲西川「近代の大嘗祭」三九三頁。
- (19) 瀧川政次郎『律令と大嘗祭―御代始め諸儀式―』（国書刊行会、昭和六十三年）三九九頁。
- (20) 前掲瀧川政次郎『律令と大嘗祭―御代始め諸儀式―』四〇五頁。
- (21) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）三二一頁。
- (22) 前掲阪本是丸『国家神道形成過程の研究』三一頁。
- (23) 大正大礼と社会、国民との関係といふ主題に関連する先行研究としては、日本近代史、建築史、都市史、人文地理学、芸能史、図書館史、宗教社会学、民俗学などの観点から、大礼記念事業、都市空間（特に京都府）、建築、地域社会、伝統文化、神社、学校、図書館などの観点から検討したものが多く、昭和大礼をも含んだ考察もある。東條文規『図書館の政治学』（青弓社、平成十八年）、原戸喜代里・大場修「大正大礼における下賜建物の教育施設への転用過程」（『日本建築学会計画系論文集』第七六巻第六六五号、平成二十三年）、戸田文明「大正大礼と京都府」（『四天王寺大学紀要』第五二号、平成二十三年）、松田隆行「大正天皇の「御大典」と地域社会―天皇の即位儀礼と国民統合―」（『花園史学』第三二号、平成二十三年）、中川理「祝祭を通じて受容される近代都市空間―大正大礼で変わる京都を例として―」（山野英嗣編『東西文化の磁場―日本近代の建築・デザイン・工芸における境界的作用史の研究―』国書刊行会、平成二十五年）、磯部敦・早川由美・鈴木小春・田村美由紀「大礼記念文庫の書籍文化環境―大正大礼と奈良女子高等師範学校―」（『書物・出版と社会変容』第二六号、平成二十六年）、中嶋謙昌「もう一つの大典能―大正大礼の京都における天覧能の頓挫―」（『神戸女子大学古典芸能研究センター紀要』第一〇号、平成二十八年）、佐藤守弘「一九一五年の電気都市―大正大礼とイルミネーション―」（『大正イマジニティ』一三三、

平成三十年）、中川祐希「国家儀礼を契機とした景観形成―近代期における京都駅前を事例として―」（『人文地理』第六九卷第三号、平成二十九年）、原田雄斗「天皇の代替わりと神社界―大正期における『全国神職会会報』の論説を中心に―」（『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』第一号、平成三十年）、矢嶋正幸「大正天皇悠紀斎田の一〇〇年―近代国家儀礼と「民俗芸能」の関係性―」（『日本民俗学』第二九七号、平成三十一年）、藤本頼生「天皇信仰の展開」（島蘭進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史 第三卷 教養と生命 大正期』春秋社、令和二年）、櫻井颯「大正大礼における登極令「附式」の運用について」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第六〇号、令和三年）など。なほ、大正から昭和への御代替はりとは国民との関係については、中島三千男の「天皇の代替り」を考える」（岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭―』（柏書房、平成元年）や『天皇の代替りと国民』（青木書店、平成二年）に代表される専ら「近代天皇制国家」による「国民統合」といふ観点からネガティブに捉へた論考群があり、先述した大正大礼を対象とする論考中にもかかる趣旨を持つものも散見される。ただ、全体的に神社や祭祀制度の変遷、その関連史料については適切に検討されてゐない傾向にある。また、明治から大正への御代替はり前後における明治神宮創建、神社や神職の動向に着目して論じてゐる研究も数多く見られる。例へば、山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）、畔上直樹『村の鎮守』と戦前日本―「国家神道」の地域社会史―（有志舎、平成二十一年）、佐藤一伯『明治聖徳論の研究―明治神宮の神学―』（国書刊行会、平成二十二年）、藤田大誠『青山葬場殿から明治神宮外苑へ―明治天皇大喪儀の空間的意義―』（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四九号、平成二十四年）、今泉宜子『明治神宮―「伝統」を創った大プロジェクト―』（新潮社、平成二十五年）、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』（鹿島出版会、平成二十七年）、平山昇『初詣の社会史―鉄道が生んだ娯楽とナシヨナリズム―』（東京大学出版会、平成二十七年）、岡本貴久子『記念植樹と日本近代―林学者本多静六の思想と事績―』（国際日本文化研究センター、平成二十八年）、島蘭進『明治大帝の誕生―帝都の国家神道化―』（春秋社、令和元年）、長谷川香『近代天皇制と東京―儀礼空間からみた都市・建築史―』（東京大学出版会、令和二年）など。

(24) 宮内庁編『皇室制度史料 儀制 践祚・即位 一』（菊葉文化協会、令和二年）一頁。

(25) 所功『近代大礼関係の基本史料集成』（国書刊行会、平成三十年）一九七頁。

(26) 前掲藤田大誠『近代国学の研究』第六章「近代皇位継承法の形成過程と国学者―明治皇室典範第一章成立の前提―」三三三、

三四七、三四八頁を参照。「明治皇室典範」の第十一条においては、同一条文中に「即位の礼」と「大嘗祭」が記載されたが、元々両者は成文化法の過程においてそれぞれ異なる来歴を持つてゐた。「即位の礼」の成文化法に関しては、比較的早くから「国憲」編纂の場において検討され、それは明治九年以降の「元老院国憲案」の各草案で「帝位継承」といふ章の最後の条文として「即位の礼」なる文言の記載がなされた。しかしこの条文は、即位の礼施行時の「国憲遵守の宣誓」に主眼があつたことは明らかであり、これは欧州各国国憲の条文をそのまま移入したものでまさに「世俗的」関心の方に重点を置いた条文だつた。この「即位宣誓儀式」は井上毅の「奉儀局取調不可挙行意見」において否定されて以後は消滅し、「即位の礼」の成文化法も暫く無く、在露公使時代から岩倉の「旧慣」保存策に影響を与へてゐた柳原前光が、明治二十年に明治皇室典範の叩き台ともいふべき大部の「皇室法典初稿」を起草して改めて「即位の大礼」の文言が取り入れられ、「西京」（京都）での施行が規定されるとともに、「大嘗会」の文言もここで初めて記されることとなり、漸くこの二つが「第二章 踐阼即位」といふ枠組みの中で同時に記載の対象となつた。これは「ロシアをはじめとする圧倒的な欧州王室儀礼の影響」（前掲高木博志『近代天皇制の文化史的研究』第二章「一八八〇年代の天皇就任儀礼と「旧慣」保存」と明治初年の「東京奠都」に伴ふ即位礼・大嘗祭の施行地の違ひから惹起した問題が、明治十六年四月に「京都」を以て即位式並びに大嘗会施行の地と定めることになり決着したことが大きい。以後も、ロエスレル「王室家憲答議」などの影響もあり、井上毅が「即位の礼」条文の「西京」施行や「大嘗祭」の記載を一旦消すことがあつたが、基本的にはこの枠組みの中での成文化法は貫徹された。このやうに、それまでの「皇位継承原則」条文中心の皇室法起草作業と比べると、恐らく同じ「儀式」（或いは儀礼）であっても皇位継承に関はる「祭祀」である性格から国憲編纂作業以来、成文化法の動きに乏しかった「大嘗祭」まで記載するやうになつたことは、明治期の国内外における政治的状况に伴ふ極めて「世俗的」な営為だつたといへるのである。

(27) 上杉愼吉「登極令謹解」（『法学協会雑誌』第二三卷第一号、大正四年）三頁。

(28) 前掲上杉愼吉「登極令謹解」一、五頁。

(29) 寛克彦「御登極ノ本質」（『法学協会雑誌』第二三卷第一号、大正四年）四三、四四頁。

(30) 西田彰一「躍動する「国体」 寛克彦の思想と行動」（『ミネルヴァ書房、令和二年』七九―八二頁）。

(31) 前掲藤田大誠「大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―」を参照。

(32) 有賀長雄の「大祭主」論は、葦津珍彦の「祭り主」論を想起させる。これについては別途詳細に論ずる必要性を感じてゐるが、

葦津による「皇祖皇宗の祭り主たる天皇」といふ表現の早い事例として、葦津珍彦「天皇の祭祀と建国の精神」（『神社制度調査資料 第八 天皇・祭祀・憲法』（神社本庁、昭和三十七年）二四頁がある。

- (33) 園部逸夫『皇室法概論―皇室制度の法理と運用―』（第一法規出版、平成十四年）二六八、二六九頁。
- (34) 帝国学士院編『帝室制度史』第四卷（帝国学士院、昭和十五年）一〇一九八頁。
- (35) 上山春平『日本の国家像』（日本放送出版協会、昭和五十五年）一六四頁。
- (36) 岡田莊司『大嘗の祭り』（学生社、平成二年）序章「皇位継承儀礼・一代一度の大嘗祭」九頁。
- (37) 佐々木聖使『天皇霊と皇位継承儀礼』（新人物往来社、平成二十二年）。
- (38) 大江篤編『皇位継承の歴史と儀礼』（臨川書店、令和二年）、佐野真人『皇位継承の儀礼』（皇學館大学出版部、令和五年）。
- (39) 大原康男編著『詳録・皇室をめぐる国会論議』（展転社、平成九年）一三三、一四四、一五〇、一五二頁。
- (40) 鈴木正崇『象徴人類学』（綾部恒雄編『文化人類学二〇の理論』（弘文堂、平成十八年）二二八、一二九頁。
- (41) 大槻文彦『日本辞書 言海』第二冊（大槻文彦、明治二十二年）二四四頁。
- (42) 落合直文『日本大辞典 ことばの泉』第二十一版（大倉書店、明治三十七年）四〇四頁。
- (43) 金澤庄三郎『辞林』第四版（三省堂、明治四十三年）三三〇頁。
- (44) 井上頼圀『国漢新辞典』（大倉書店、明治四十四年）五五五、六〇五頁。
- (45) 上田萬年・松井簡治『大日本国語辞典』第一卷（金港堂書籍、大正四年）一〇八二、一〇八三、一二二二頁。
- (46) 赤堀又次郎『東京専門学校文学科第五回講義録 有職故實』（東京専門学校出版部、明治三十五年）一一一、一三三頁。
- (47) 赤堀又次郎『御即位及大嘗祭』（大八洲學會、大正三年）二、三頁。
- (48) 土屋彦太郎・相川茂郷（岡田朝太郎修訂）『中等法制経済教科書』（明治書院、明治三十九年）一五頁。
- (49) 小崎傳・田邊慶彌（岡松参太郎校閲）『法制経済教科書 法制編』（寶文館、明治三十四年）六二頁。
- (50) 高橋正熊・松本敬之（神藤才一閲）『中等法制経済教科書 法制之部』（國光社、明治三十五年）二三頁。
- (51) 千葉命吉『万世一系の哲学と天皇即位史論』（厚生閣書店、昭和二年）四三、一二五、一二七頁。
- (52) 松野修『戦前公民科における体制的危機認識―日本におけるファシズムと公民科―』（『日本の教育史学』第三四集、平成三年）三四、一二六、一四〇頁。

- (53) 北澤種一・倉澤剛『公民科の教材研究』下篇（改進黨房、昭和六年）序文二頁、七四頁。
- (54) 竹内雄『憲法原論』（明治大学出版部、昭和九年）三三五頁。
- (55) 黒木盈『大東亜の中心理念』（図書研究社、昭和十七年）一一三―一一五頁。
- (56) 大槻文彦『日本辞書 言海』第三冊（大槻文彦、明治二十二年）四四二頁。
- (57) 前掲落合直文『日本大辞典 ことばの泉』第二十一版、八一四、八二四頁。
- (58) 前掲金澤庄三郎『辞林』第四版、八九九、九〇四頁。
- (59) 前掲井上頼圀『国漢新辞典』一一五二、一一五八頁。
- (60) 前掲上田萬年・松井簡治『大日本国語辞典』第一卷、三九七、四一九頁。
- (61) 前掲藤田大誠『大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―』二九四―三〇二頁を再構成した。
- (62) 伊能頼則『大嘗祭儀通覧（伊能頼則自筆本影印版）』（『香取群書集成』第四卷、香取神宮社務所、昭和五十九年）一二二頁。
- (63) 前掲伊能頼則『大嘗祭儀通覧（伊能頼則自筆本影印版）』一二三、一二四頁。
- (64) 前掲伊能頼則『大嘗祭儀通覧（伊能頼則自筆本影印版）』一二五頁。
- (65) 井上頼圀『大嘗祭儀通覧序』（伊能頼則『大嘗祭儀通覧』如蘭社事務所、大正二年）序二頁。
- (66) 近世の国学者である荷田春満や本居宣長、水戸学の会沢安、神祇省官脳の福羽美静と門脇重綾の大嘗祭観については、前掲掲田秀章『維新期天皇祭祀の研究』二九〇―二九三頁を参照のこと。近代国学の系譜については、前掲藤田大誠『近代国学の研究』を参照。なほ、矢野玄道や角田忠行をはじめとする平田派国学者（気吹舎）の大嘗祭観に対する検討も重要であるが、ここでは触れない。福井款彦『矢野玄道の大嘗祭研究―「古史伝」二十九巻の統攷をめぐる―』（前掲皇學館大學神道研究所編『続大嘗祭の研究』）などを参照。
- (67) 『法令全書 明治四年』（内閣官報局、明治二十一年）三頁。以下も同様。
- (68) 小中村義象『皇家大礼考』（『学藝志林』第一〇〇冊、明治十八年、「皇家大礼考 恒例篇 天」として東京大学附属総合図書館所蔵『陽春廬（引用者註・盧）草稿』にも所収）、『圖書寮記録 中編 天』（宮内省図書寮、明治二十年十二月）巻一「皇家古礼考 臨時篇」、巻二「皇家古礼考 恒例篇」。

- (69) 前掲『圖書寮記録 中編 天』巻一「皇家古礼考 臨時篇」一丁。
- (70) 小中村義象「御即位の大礼」(『皇典講究所講演』第六、明治二十二年)、同「大嘗の大礼」(『皇典講究所講演』第六、明治二十三年)。
- (71) 前掲小中村義象「御即位の大礼」二二頁、同「大嘗の大礼」一頁。
- (72) 所功「『登極令』の成立過程」(前掲同『近代大礼関係の基本史料集成』) 二二七頁。
- (73) 明治二十二年一月十八日の枢密院会議において、伊藤博文議長の提案により、即位の礼と大嘗祭の規定が別立ての二つの条文であつたものを統合して一条に纏められてゐる(国立公文書館所蔵「枢密院会議筆記 廿二年一月十八日午後」)。
- (74) 所功「多田好問『登極令義解』草稿の紹介」(皇學館大學神道研究所編『続大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、平成元年) 三五九〜四三一頁。
- (75) 『大礼の要旨』(文部省、大正四年) 一頁。
- (76) 竹島寛「御大礼に関する講話」熊本県神職会、大正四年十月) 一頁。これは大正四年八月、神宮皇學館教授・竹島寛が熊本県神職会主催の神職講習会において、即位礼と大嘗祭を「大礼」や「大典」と捉へて概説したもの。同年十月にはその記録が小冊子に纏められてゐるが、その冒頭の記事には、「幸に文部省の編纂になれる大礼の要旨と併せ之を閲読せらるゝ、あらば読者の得る所蓋し鮮少なからざるべし」(一頁)とある。
- (77) 牛塚虎太郎「御大礼に就て(上)」(『神社協会雑誌』第一四年第一〇号、大正四年) 八頁。
- (78) 三浦周行「大礼の法制」(『京都法学会雑誌』第一〇巻第一一号、大正四年) 八、一一頁。
- (79) 前掲藤田大誠「皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質」を参照。
- (80) 前掲高木博志「近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―」一三四頁。
- (81) 賀茂百樹「通俗講義登極令大要」(大橋朗、大正元年十月十日発行、會通社、大正二年三月十五日再版) 初版本二頁。
- (82) 前掲賀茂百樹「通俗講義登極令大要」 初版本六三、六四頁。
- (83) 前掲高木博志「近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―」一三一、一三二頁。
- (84) 前掲賀茂百樹「通俗講義登極令大要」 初版本三一、三二、六〇頁。
- (85) 植木直一郎「古代及び現代の即位の大礼」(問部里次郎編輯『講演集』會通社、大正二年) 一九頁。

(86) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』についての考察は、賀茂百樹著（藤田大誠監修）『復刻 通俗講義登極令大要』（神社新報社、平成三十年）の冒頭に収録された藤田大誠「監修の辞」、前掲同「大正大礼前史における大嘗祭解釈―賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に―」においてすでに詳しく論じてゐるが、「近代国学と皇位継承儀礼」について「大正大礼」を中心に論ずる本稿における行論の關係上、再構成し改めて本稿に組み入れてゐることをお断りしておく。なほ、本稿における同書からの引用では、傍点は除いた。

(87) 賀茂百樹の経歴やその言説・思想については、藤田大誠「国家神道と靖國神社に関する一考察―神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一号、平成十九年）において詳述したことがある。なほ、別格官幣社靖國神社宮司となる賀茂百樹といふ人物が、その生前において社会的にどのような交友を持ち、如何なる評価を受けてゐたのかについて窺ふための好個の資料としては、彼の還暦祝ひのために編まれた冊子『春祝』（昭和四年一月二十五日発行）が挙げられる。高山昇（稲荷神社宮司）・桑原芳樹（皇典講究所専務理事）・谷田文衛（陸軍中將）・横山正恭（海軍少將）・樺本憲昌（氣比神宮宮司）・吉村清享（津島神社宮司、編輯・発行を担当）が中心になつて企画・編纂されたこの「賀茂百樹大人還暦祝詞集」を繙くと、全国各地の神道人や学者、軍人、歌人を中心とする錚々たる面々が（男女問はず）、和歌（五百五首）、漢詩（二十四篇）、俳句（五十三句）、書画文章の類（三十七葉）の計六百十九点を寄せて彼の還暦を祝福してゐたことが知られる（同書には賀茂自身が草した「略歴」も収録されてゐる）。ここには吉村清享が末尾の文で記した如き「斯道の先覚」としての賀茂百樹、即ち神道・国学の大家としての彼の確固たる存在感が見て取れよう。

(88) 賀茂百樹『中今亭雜歌』（中今亭、昭和十四年）に掲載された「中今亭編著目録」に拠れば、『登極令講義』一卷（明治四十四年著）なる著作名が挙げられてゐるが、これは後に『通俗講義登極令大要』に繋がるものなのかもしれない。

(89) 所功「賀茂百樹講義『登極令大要』の紹介」（『京都産業大学世界問題研究所紀要』第九卷、平成元年）前掲同「近代大礼關係の基本史料集成」第七章「賀茂百樹講義の『登極令大要』」。

(90) 上杉慎吉「登極令謹解」（『法学協会雑誌』第二三卷第一号、大正四年十一月）、同「国体憲法及憲政」有斐閣書房、大正五年に所収）。

(91) 所功「多田好問『登極令義解』草稿の紹介」（皇學館大學神道研究所編『続大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、平成元年）にて全文が翻刻されてゐる。

- (92) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』再版本一、二頁。
- (93) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』再版本二、三頁。
- (94) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』初版本三頁、再版本五頁。
- (95) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』初版本一九、二二頁、再版本二〇、二二頁。
- (96) 前掲賀茂百樹『通俗講義登極令大要』初版本二八、二九頁、再版本二九、三〇頁。
- (97) 賀茂百樹「登極ノ御事ニ就テ」(『偕行社記事』第四六四号附録、大正二年八月五日)。なほ、昭和大礼(即位礼・大嘗祭)の半年ほど前にも、賀茂百樹の講話記録「登極ノ精神」が二回に分けて活字化されてゐる(『将官談話会月報』第一一二、一一三号、昭和三年五月一日、六月一日)。ここでも三大神勅を軸に論じられてゐるが、「天皇登極ノ御儀ハ天津日嗣知看做サムトシテ日ノ御子ノ天津高御座ニ登リ給フ御儀デ、是ニ由テ国家ノ性命ヲ継続シ是ニ由テ国家ノ中心ヲ明晰ニスル所以ノモノ」や「登極ノ精神ハ神漏伎神漏美神ノ御言ヲ生命トシテノ皇祖の御徳ヲ御実行遊サルル所ニ存在スルト申スノデアリマス」の如き、「性(生)命」といふ特徴的な言辞も見られる。
- (98) 賀茂百樹「大嘗に預る神祇」(『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年)九六、九七頁。
- (99) 前掲賀茂百樹「大嘗に預る神祇」九七、九八頁。
- (100) 前掲賀茂百樹「大嘗に預る神祇」九八、九九頁。
- (101) 賀茂百樹『国体講演 日本魂の生る樹』(賀茂百樹、明治四十三年)、同編『靖國神社事歴大要』(国見館、明治四十四年)、同『靖國神社の例祭日を国の休日と定め国民をして報効の実を挙げ、国防の念を起さしめ、尚武の風を振作せられたき儀』(「神祇及神祇道」第四卷第三号、大正十四年)、同「国家の生命と靖國神社祭神(上)」(『皇国時報』第四五三三、昭和七年)、靖國神社臨時大祭に方りて(陸軍省調査班、昭和七年)、『靖國神社祭神祭日略』(靖國神社社務所、昭和七年)、靖國神社忠魂史」第一卷(靖國神社社務所、昭和十年)、『靖國神社御祭神遺族の栞』(靖國神社社務所、昭和十年、七版昭和十四年)などを参照。また、前掲拙稿「国家神道と靖國神社に関する一考察―神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって―」では、この点について詳しく論じてゐる。
- (102) 岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』(吉川弘文館、平成三十一年)二五九頁。また、大嘗祭祭神論については、田中初夫『踐祚大嘗祭 研究篇』(木耳社、昭和五十年)、真弓常忠「大嘗宮の祭神」・前掲西川順土「近代における大嘗祭」(前掲皇學館

大學神道研究所編『大嘗祭の研究』、加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』（思文閣出版、平成十一年）第一章「近年の日本古代即位儀礼研究の動向と課題」、木村大樹『古代天皇祭祀の研究』（吉川弘文館、令和四年）第一部「神饌供進儀の研究」第一章「天皇祭祀の祭神」などを参照。なほ、前掲高森明勅『天皇と民の大嘗祭』二三六―二四二頁では、本来は天照大神一柱であつたが、中世の後鳥羽天皇以降、「神祇令」即位条を大嘗祭のこととした『令義解』の説を採り、天照大神に加へて天神地祇をも祀るとする祭神観が現れたと考察してゐる。

- (103) 前掲齊藤智朗「近代における皇室制度と御代替」二〇四―二〇八頁。また、同「近現代における大嘗祭の祭神と神社奉整」〔神道宗教〕第二五四・二五五号、令和元年）も参照。

- (104) 前掲齊藤智朗「近代における皇室制度と御代替」二〇六、三〇〇頁。

- (105) 前掲齊藤智朗「近代における皇室制度と御代替」二〇六―二〇八頁。前掲小中村義象「皇家古礼考 臨時篇」第二章「大嘗会」では、冒頭に「令義解」を引き「大嘗祭ハ天皇位ニ即キ玉ヒテ天神地祇ヲ祀ラセ玉フ大祀」（一五丁）とする一方、「按スルニ本書（引用者註・江次第）ニ据レバタ、天神地祇トノミ云ヒテ未何レノ神ナルヤヲ詳ニセス」として、『続神皇正統記』や『御代始抄』、『季瓊日録』、「職員令神祇官条ノ大嘗ノ義解」、「令抄」から天照大神祭神論を導き出してゐる（二八丁）。

- (106) 前掲小中村義象「大嘗の大礼」一、二、一六頁。

- (107) 池邊義象「御即位礼并に大嘗祭の沿革」〔教育界〕第一三卷第六号、大正二年四月三日）七頁。

- (108) 池邊義象「皇室」〔博文館、大正二年八月四日）一三二頁。

- (109) 池邊義象「御即位礼と大嘗祭」〔維新史料編纂会 講演速記録〕第八輯、大正三年十二月）一〇三頁。

- (110) 池邊義象「御大札雑説」〔御即位礼画報〕第六卷、御即位礼記念協会、大正三年六月十五日）一二頁。

- (111) 河野省三「悠紀殿主基殿祭神考証」〔御即位礼画報〕第三卷、御即位礼記念協会、大正三年三月二十日）六三―七一頁。また、同「悠紀殿主基殿の御祭神」〔神社協会雑誌〕第十三年第六号、大正三年六月十五日）は宮地直一から求められて書いた同趣旨の論考であり、結論にも変はりはないが、典拠の提示をより充実させた立論となつてゐる。さらに昭和六年前にも同「古代の大嘗祭―令義解に対する私見―」〔國學院雑誌〕第三四卷第一〇号、昭和三年）で同様の主題を論じてゐる。なほ、河野が紹介した『大嘗会神饌仮名記』は、前掲池邊義象「御大札雑説」や三宅米吉『御即位礼ト大嘗祭』（石黒魯平、大正五年）九四、九五頁にも引かれてゐる。

- (112) 池邊義象・今泉定介共編『御大礼図譜』（博文館、大正四年八月四日）三、四頁。本書は、大礼関係の諸図のみならず、附録として一条兼良『御代始鈔』や荷田在満『大嘗会便蒙』などが翻刻掲載されてゐる。
- (113) 植木直一郎「古代及び現代の即位の大礼（神職養成部同窓会に於て）」（『全国神職会会報』第一七七号、大正二年七月二十五日）三六頁。前掲間部里次郎編輯『講演集』収録のものと同内容である。
- (114) 植木直一郎『皇室の制度典礼』（小林又七本店、大正三年二月二十五日）一〇七、一〇八頁。また、同「御大礼要義」（『國學院雜誌』第二一卷第一〇号、大正四年）四七頁も参照。
- (115) 櫻井東花「御大礼通儀（承前）」（『全国神職会会報』第二〇一号、大正四年七月二十五日）九、一〇頁。
- (116) 白鳥穗村生「大嘗祭」（『神社協会雜誌』第一二年第一号、大正二年十一月十五日）三三頁、牛塚虎太郎『大礼要義』（博文館、大正三年一月二日）五、八九頁、和田英松「大嘗祭に就て」（『明治聖徳記念学会紀要』第三卷、大正四年四月三日）六八、九二頁、和田千吉「即位礼と大嘗祭」（『太陽』第二一卷第八号、大正四年六月十五日）二頁、関根正直「即位礼大嘗祭大典講話」（東京宝文館、大正四年四月十九日、七月十五日訂正四版）一三八―一四四頁、山田孝雄『御即位大嘗祭大礼通義』（東京宝文館、大正四年九月五日）二九頁、佐伯有義「御大礼に関する儀式及び典礼」（『國學院雜誌』第二二卷第九号、大正四年九月十五日）一一五頁などを参照。
- (117) 大宮兵馬『大典の根本義』（奥付無し、大正四年十月下旬）七四―七九頁。同「大典の根本義」（『御即位礼画報』第八卷、御即位礼記念協会、大正四年十一月十日）、同「大典の根本義」（『全国神職会会報』第二〇六、二〇八、二〇九、二一二、二一三号、大正四、五年）も同様。
- (118) 藤岡好古「悠紀主基考」（『神社協会雜誌』第一四年第九号、大正二年九月十五日）一一―一五頁。
- (119) 目黒和三郎「大礼号発刊の辞」中島博光「大礼の真意義を奉体せよ」前掲賀茂百樹「大嘗に預る神祇」（『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年六月二十五日）。
- (120) 河野省三「神国の御大礼」（『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年六月二十五日）一八九頁。
- (121) 関根正直「祭農一致の大精神」（『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年六月二十五日）七一、七二頁。また、同「御即位礼大嘗祭に就て」（『神社協会雜誌』第一四年第六号、大正四年六月十五日）も同内容である。
- (122) 三浦周行「大礼と君民関係」（『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年六月二十五日）八三頁。

- (123) 三浦周行『即位礼と大嘗祭』（京都府教育会、大正三年三月二十三日）七〇一九頁（引用した箇所は一七頁）。
- (124) 室松岩雄編『国民奉祝御大典早わかり』（御大典奉祝会、大正四年四月二十五日）五頁。
- (125) 萩野由之「大嘗祭に就て」（『東亜の光』第九卷第四号、大正三年四月）一〇三頁。これは『神社協会雑誌』第一三年第四号（大正三年四月二十日）にも転載されてゐる。
- (126) 前掲西川順土「近代の大嘗祭」三八九、三九〇頁。
- (127) 前掲三浦周行『即位礼と大嘗祭』二三七―二三九頁、櫻井秀『即位大嘗典礼史要』（博育堂、大正四年四月二十二日）一六六―一六八頁、三矢重松「民間の新嘗―遺風の調査を望む」（『國學院雜誌』第二二卷第八号、大正四年八月十五日）九―二〇頁。
- (128) 和田英松「御即位礼大嘗祭の沿革」（『國學院雜誌』第二二卷第九号、大正四年九月十五日）七八頁。この論考は、同『國史国文の研究』（雄山閣、大正十五年）に収録されてゐる。
- (129) 八代國治「御大礼の意義」（『國學院雜誌』第二二卷第九号）五七、五八頁。
- (130) 関根正直校閲・加藤貞次郎謹述『即位大嘗御大礼講話』（国民書院、大正四年十二月二十七日）一三三頁。
- (131) 明治天皇崩御から大喪儀、明治神宮造宮への展開、経緯については、前掲藤田大誠「青山葬場殿から明治神宮外苑へ―明治天皇大喪儀の空間的意義―」、前掲藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』を参照。
- (132) 大正大礼の基礎的な記録は、高木八太郎編『大正大典史』（帝国教育会、大正四年）、鈴木暢幸・小松悦二編『御即位式大典録』後編（御即位大典紀念会、大正四年）、『御大礼記録』（朝日新聞合資会社、大正五年）、『大正大礼京都府記事 警備之部』（京都府警察部、大正五年）、『大正大礼京都府記事 庶務之部』上・下（京都府、大正六年）、『悠紀斎田記録』（愛知県、大正五年）、『主基斎田記録』（香川県、大正七年）、大礼記録編纂委員会編纂『大礼記録』（内閣書記官室記録課、大正八年）、国立公文書館所蔵『大礼記録』全百二十八卷、宮内省圖書寮編『大正天皇実録 補訂版 第四 自明治四十五年・大正元年至大正四年』（ゆまに書房、令和元年）などがある。以下の大礼に関する記述は、断り無き限りこれらに拠る。
- (133) 國學院出身の室松岩雄が代表を務める大日本協会編『今上即位勅語及寿詞謹解』（大日本協会、大正五年）や寛克彦『御即位礼勅語と国民の覚悟』（清水書店、大正五年）は、大正即位礼の勅語の詳細な註釈。後者は「万歳」ではなく、「弥栄」

と高唱する方が相応しいと主張する。

(134) 前掲所功「多田好問『登極令義解』草稿の紹介」三五九〜四三一頁。

(135) 和田英松『国史国文の研究』（雄山閣、大正十五年）七五頁。初出は同「御即位礼大嘗祭の沿革」（『國學院雜誌』第二一卷第九号（御大礼号）、大正四年九月十五日）。大正三年三月八〜十六日に開催された皇典講究所・國學院大學主催の御大礼講演会（同所・同大の講堂で開催）での講演（『御大礼講演会』『國學院雜誌』第二〇卷第三号、大正三年三月十五日）。同講演会では、佐伯有義、関根正直、松本愛重、清水澄も講演してをり、いづれも翌年九月発行の同誌御大礼号に掲載されてゐる。

(136) 再版本を翻刻した前掲賀茂百樹著（藤田大誠監修）『復刻 通俗講義登極令大要』三九、五五、五六頁。河野省三「御即位礼の「寿詞」に就いて」（『全国神職会会報』第八四号、大正三年二月二十五日）では、同書は「登極令を親切に解釈して、陳勝呉広（引用者註・物事の先駆といふ意味）とも称すべき価値ある位置を占めてをる」と評されてゐる。

(137) 阪本是丸「近代の皇室祭儀と国家神道」（大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』日本教文社、平成元年）二七八、二七九頁。

(138) 宮地直一「御大典と神社」（『御即位礼画報』第五卷、御即位礼記念協会、大正三年七月二十五日、再版大正四年二月二十五日）六四〜六七頁。また、前掲阪本「近代の皇室祭儀と国家神道」二九七頁で紹介する如く、宮内省掌典の佐伯有義は、大正三年一月二十六日公布の勅令第十号「官国幣社以下神社祭祀令」第二条（祈年祭・新嘗祭・例祭・遷座祭・臨時奉幣祭・靖國神社合祀祭を大祭とした）の「臨時奉幣祭」に関する注釈の中で、「官国幣社に於て、臨時奉幣の場合は極めて少い。法令にて規定せられてゐるのは、登極令第十二条に、大嘗祭当日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿並官国幣社ニ奉幣セシムとある是だけである」と指摘してゐる（『祭祀令注釈』会通社、昭和九年、一二五頁）。なほ、年間恒例における相互関係では、明治四十一年九月十八日公布の皇室令第一号「皇室祭祀令」に新嘗祭（大祭）当日と祈年祭（小祭）当日における神宮及び官国幣社への奉幣（第七、十五、二十三条）の規定がある。いづれにせよ、皇室祭祀令・神宮祭祀令・官国幣社以下神社祭祀令といふ別立てになつてゐることからも明らかなやうに、それぞれ独自の由来と性格を持つ。それ故、祈年祭・新嘗祭・例祭を軸とする大正三年の官国幣社以下神社祭祀令は、「皇靈祭祀」を軸とする皇室祭祀令の内容を基準として整備された訳では無い（但し、法令整備の動機は皇室祭祀令制定にある。『神社局時代を語る』神祇院教務局調査課、昭和十七年、一七二頁、

高原光啓「大正三年神社祭祀制度の整備過程」『國學院雜誌』第一〇五卷第八号、平成十六年を参照。しかしながら、大正三年三月二十七日の内務省訓令第二号「神宮並官国幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式」では、官国幣社以下神社における恒例式として、皇室祭祀である春季・秋季皇霊祭、神武天皇祭、明治天皇祭（先帝祭）、神宮祭祀である神嘗祭それぞれの「遥拝」と大祓が規定されてゐるやうに、皇室・神宮・一般神社三者間の相互関係は密接であるべきとの方向性、理想は当然あつた。問題は、近代においてそれがどこまで現実化したのかといふ点にあらう。

(139) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第三十九編・大正四年・第一卷三・皇室門三・即位大礼三「即位礼及大嘗祭ノ当日神宮ニ於テ行フヘキ祭祀ニ関スル件」○即位礼及大嘗祭ノ当日官国幣社以下神社ニ於テ行フヘキ祭祀ニ関スル件ヲ定ム」。

(140) 「即位礼並大嘗祭当日祭祀式」(『神社協会雜誌』第一四年第一〇号、大正四年十月二十五日)、「府県社以下神社祈年新嘗祭神饌幣帛料の供進」(『神社協会雜誌』第一二年第一二号、大正二年十二月十五日)。同号掲載の「解疑」には、「(問) 本年の大嘗祭は十一月十四日なれば諸神の新嘗祭も同日にすべきか又新嘗は予定定めたる日に執行し十四日には別に奉幣あるべきか聞かまほし。(答) 十一月十四日又は十五日の中に大嘗祭当日祭を行ふべし別に新嘗祭は執行するに及ばず。大嘗祭当日祭には神宮並官国幣社には奉幣あり府県社以下神社中神饌幣帛料供進指定神社には幣饌料の供進あり」(〽は改行を示す。以下も同様)とあり、彙報「本年の新嘗祭」では、同年九月十三日の内閣告示第四号にて「本年ハ十一月十四日ヲ以テ大嘗祭ヲ行ヒ新嘗祭ハ之ヲ行ハセラレサルニ付同月廿三日ハ休日ニ非ス」とされたことを紹介してゐる(勅令第百六十一号により、大礼に関する休日は、即位礼の十一月十日、大嘗祭の十四日、大饗第一日の十六日とされた)。なほ、大正二年十一月二十二日公布の内務省令第十五号では、明治三十九年四月三十日公布の勅令第九十六号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」で規定された指定神社に対する神饌幣帛料が例祭に限られてゐたものを、官国幣社同様、祈年祭・新嘗祭にも供することに範圍を拡張したことに大きな意義があつた(大正三年四月一日施行)。この措置について当時の原敬内相は、「惟ふに国家宗祀たる実を昭かにし祭祀の途を鄭重ならしめられむの主旨なるべし、神職界多年の宿望も、こゝに始めてその解決を見るに至りしといふべし」と述べてゐる。

(141) 「御大礼挙行ニ付訓令」・「御大礼に関する神宮の祭祀」(『神社協会雜誌』第一四年第一一号、大正四年十一月二十五日)。また、同号の「解疑」には関連する二つの質疑があるため、紹介する。①「(問) 毎年秋季の大祭は新嘗祭と称すること明文あれども今般勅令百九号を以て規定せられたる大嘗祭当日神社に於て行ふ大祭は其名目を何といふべきか大嘗祭と称して

差支なきか（冷血生）／（答）新嘗祭は皇室に於て行はせらるる時にも神社に於て行ふときにも同一の名称なりされば大嘗祭は之を異にして主上自ら行はせらる、際に限る名目なりされば古来神社にありては大嘗祭を行ふといふの慣例あることなし今回の勅令に当日の祭祀につき特定の名称を附せられざりしは這般の理由あるに因りしことならむし強ひて名目を称せむとする時は大嘗祭当日祭又は大嘗祭奉幣祭など、いふべきか。②（問）御即位並大嘗祭当日の祭祀祭（引用者註・削除）に町村長神饌幣帛供進指定なき神社に於ても町村長臨席すべきものか（茨城盲目生）／（答）幣帛料供進指定せられざる神社には町村長供進使として参向するを得ざれども祭典に参列することは最も好ましき次第なり。なほ実際には十一月十四日乃至十五日において、「大嘗祭」や「大嘗祝祭」、「大嘗当日祭」などの名称で行はれた（『各地通信』『神社協会雑誌』第一四年第二二号、大正四年十二月十五日）。

〔142〕前掲『御大礼記録』四一二頁。

〔143〕各地の多様な奉祝事業を紹介した「大礼と神職会」（『全国神職会会報』第一八四、一八五号、大正三年二月二十五日、三月二十五日）などを参照。

〔144〕目黒雨峰「大正維新劈頭に於ける斯界の四大綱領」（『全国神職会会報』第一八三号、大正三年一月二十五日）。なほ、かかる神社といふ場を用ゐた農業に関する実践的な取り組みに対しては、農商務省官僚の小平権一が「農村と神社」（『大日本農会報』第四一三号、大正四年十一月十日）において、神社を通じて行ふ品評会、表彰式、種苗の配布など、「農村神社と農村改良と密接せしめつ、ある例は決して少くない、此くの如く農村民が農村神社を中心として各自の真面目を發揮すれば農村の一体たることは当然である此くして差し当りの利害を離れ真に向上共同一致せしむることが出来る」と評価してゐる。

〔145〕目黒雨峰「再び祈年新嘗に就いて」（『全国神職会会報』第八四号、大正三年二月二十五日）。なほ、同号に掲載された河野省三「御即位礼の「寿詞」に就いて」は、登極令附式に規定された「即位礼当日紫宸殿ノ儀」における首相の「寿詞」（明治大嘗会では豊明節会で福羽美静が天神寿詞を奏したが、これは登極令に規定されず、大饗第一日ノ儀における勅語に対しての首相による「奉対」の詞となつた）は、鈴木重胤や池邊義象の議論を踏まへ、大嘗会における所謂「中臣寿詞」（天神寿詞）とは別物であり新たに作成することが必要と論じ、さらに同じく同号掲載の櫻井東花「即位式の寿詞と大嘗祭の寿詞と——登極令の寿詞は如何なる体依るか——」は、寿詞の文体は大嘗祭で用ゐられてゐた祝詞体が相応しい旨を示唆してゐる。実際の大正即位礼における首相の寿詞は、祝詞文では無かつた。

(146) 中島博光(水川神社宮司)が執筆した『祈年祭及新嘗祭之意義』(埼玉県神職会、大正三年四月十五日、同年六月二十日再版)六六、七三、七四、七七頁。

(147) 山本信哉「祈年祭と大嘗祭との関係」(『國學院雜誌』第二一卷第一〇号、大正四年七月十五日)。同じ論考は『御即位礼画報』第九卷(御即位礼記念協会、大正四年十二月二十八日)にも掲載。

(148) 「皇室祭祀令改正」(『全国神職会会報』第八五号、大正三年三月二十五日)、八束清貫「皇室祭祀百年史」(『明治維新神道百年史』第一卷、神道文化会、昭和四十一年)八三頁、鎌田純一「皇室の祭祀」(神社本庁研修所、平成十八年)四三、四四頁を参照。

(149) 長谷晴男「神社祭祀沿革史」(『明治維新神道百年史』第三卷、神道文化会、昭和四十一年)三六五頁、阪本是丸「明治以降神社祭祀制度について(下)」(『神社本庁教学研究所紀要』第二号、平成九年)、前掲中島「祈年祭及新嘗祭之意義」一、五頁を参照。特に、大正大嘗祭を前にして内務省令第十五号が公布されたことは神社界に大きな刺激と諸活動への勢ひを与へた。宮西惟助「府県郷村社祈年新嘗両祭に神饌幣帛料の供進」・目黒雨峯「府県社以下両祭奉幣に就て私見」(『全国神職会会報』第一八二号、大正二年十二月二十五日)を参照。ただ後者では、府県社以下神社の神饌幣帛料供進が未だ「供進することを得」や「定額以内」といふ任意規定であること、さらには大正三年四月一日施行のため、同年は祈年祭には適用されず「この美挙の実施を見ざる事」について改善を求めている。

(150) 山崎延吉「御即位記念事業と農民」(『神社協会雑誌』第一三年第一号、大正三年一月十五日)。この翌月、悠紀地方として愛知県が選ばれ、碧海郡六ツ美村の田が斎田となるが、愛知県農会では大札記念として『農家の指針』(愛知県農会、大正四年八月四日)を編み、第二章「御即位記念事業」の第一節として同会幹事の山崎による『神社協会雑誌』と同文の論考が「御神田の設置」との表題で再録されている。また、同書第三章「大嘗祭と斎田」では、第一節に前熱田神宮宮司の角田忠行(平田派国学者)による「大嘗祭の事」なる短文、第二節に「斎田」として、愛知県内に悠紀斎田が卜定された経緯とその後の展開に就いて説明がなされている。なほ、「悠紀斎田ニ関スル委員」にも任命される山崎延吉については多数の研究があるが、さしあたり、岡田洋司「農本主義者山崎延吉」・『皇国』と地域振興―(未知谷、平成二十二年)を参照のこと。

(151) 目黒和三郎「歳首の感と吾人の抱負―大正四年度斯界の事業は如何?―」(『全国神職会会報』第一九五号、大正四年一月二十五日)。

- (152) これらの課題は、大正初年の『全国神職会会報』にて盛んに取り上げられるなど、それぞれ重要な意味を持つが、本稿では措く。拙稿「国家神道体制成立以降の祭政一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐって―」（阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年）、同『近代国学の研究』第八章「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克―八神殿奉斎問題と神道人・国学者―」、同「神社対宗教問題に関する一考察―神社参拝の公共性と宗教性―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第七号、平成二十五年）を参照。
- (153) 仁木大次「大典記念事業を起すに就いて」（『神社協会雑誌』第一四年第三号、大正四年三月十五日）。
- (154) 「御大典の神社記念施設」（『神社協会雑誌』第一四年第一号、大正四年一月十五日）。
- (155) 櫻井東花「本会通常會記事」（『全国神職会会報』第一九八号、大正四年四月二十五日）。
- (156) 「御大礼と本会」（『全国神職会会報』第一九八号、大正四年四月二十五日）。
- (157) 「即位礼大嘗祭に関する決議」（『神社協会雑誌』第一四年第四号、大正四年四月十五日）、前掲「御大礼と本会」。
- (158) 「新に昇格せられし神社」・「官国幣社昇格並祭神増加」（『神社協会雑誌』第一四年第一号、大正四年十一月二十三日）。
- (159) 雨峯生「皇典講究所の御大礼奉祝方案成る」・「国民的奉祝方案」・「二府七県聯合神職會議案」（『全国神職会会報』第二〇三号、大正四年九月二十五日）、「御大礼奉祝方案」（『國學院雑誌』第二二卷第一〇号、大正四年十月十五日）。
- (160) 「御大礼奉祝」（『國學院雑誌』第二二卷第一号、大正四年十一月十五日）。
- (161) 日黒雨峰「大礼当日国民一般の奉祝方法に対する希望」（『全国神職会会報』第二〇〇号、大正四年六月二十五日）、同（和三郎）「再び大礼当日国民一般奉祝方法に対する希望を述べ」（『全国神職会会報』第二〇一号、大正四年七月二十五日）、前掲同「皇典講究所の御大礼奉祝方案成る」。
- (162) 前掲目黒「再び大礼当日国民一般奉祝方法に対する希望を述べ」。
- (163) 三浦周行「御大典と君臣の關係」（『経済時報』一五五号、大正四年十一月）。
- (164) 前掲「大礼記録」七六九、七七〇頁。
- (165) 鍋島直大「寿詞」（『國學院雑誌』第二二卷第一号、大正四年十一月十五日）。
- (166) 会報子謹識「吉詞」・鍋島直大「賀表」（『全国神職会会報』第二〇五号、大正四年十一月二十五日）。
- (167) 目黒和三郎「二大礼によりて国民の得たる賜物」（『全国神職会会報』第二〇五号、大正四年十一月二十五日）。

(168) 目黒和三郎「大嘗祭当日祭仕奉りて」・櫻井東花「無格社の大嘗祭日」(『全国神職会会報』第二〇五号、大正四年十一月二十五日)。櫻井東花(稻麿)については、半田竜介「皇典講究所・國學院大學の神職養成と大日本神祇学会の出版活動」(『校史』第二十七号、平成二十九年)を参照。

(169) 素戔鳴尊神社所蔵『自明治四十三年至大正六年 往復雜件綴 村社素戔鳴尊神社』、「御大札奉祝方案」(『大阪國學院錄事』第四卷第二号、大正四年十月三十一日)、「即位当日奉祝式」(『大阪國學院錄事』第四卷第三号、大正四年十二月二十七日)。なほ、大阪府下各神社の「御大札記念事業」の内容と実績については、『大正四年神職大会諮問ニ対スル答申概要』(奥付なし)に一覽で報告されてゐる。その他、大正大札前後における大阪國學院の動向の詳細については、前掲藤田大誠『大阪國學院史―創立百三十五年・通信教育部開設四十年―』(一般財団法人大阪國學院、平成二十九年)一三二―一三四頁を参照。

(170) 『大札奉祝記』(石川県金沢市役所、大正五年三月一日)二九―三三、六〇、八三―八七頁。

(171) 「御即位式当日に於ける各地奉祝状況」・「大嘗祭当日各地奉祝の状況」(『太陽』第二二卷第一四号、大正四年十一月二十五日、前掲『大札記録』七七―八三七頁、前掲『御大札記録』四〇〇―四一〇頁などを参照)。

(172) 櫻井東花「臨時記念大会記事 京都に於ける盛況」(『全国神職会会報』第二〇六号、大正四年十二月二十五日)。

(173) 塚本清治「諸君自ら仕向けよ」・萩野由之「御大典後の感想」(『全国神職会会報』第二〇六号、大正四年十二月二十五日)。

(174) 目黒和三郎「兼務社制限論」(『全国神職会会報』第一〇八号、大正五年二月二十五日)を参照。

(175) 目黒和三郎「大正五年吾人の任務」(『全国神職会会報』第二〇七号、大正五年一月二十五日)。

(176) 目黒和三郎「仏徒の反省を促す 大札奉祝の誠意を惹る」(『全国神職会会報』第二〇六号、大正四年十二月二十五日)。

(177) 前掲目黒和三郎「仏徒の反省を促す 大札奉祝の誠意を惹る」。なほ、櫻井東花「仏徒の不心得事件」(『全国神職会会報』第二〇七、二〇八、二〇九号、大正五年一月二十五日、二月二十五日、三月二十五日)は、当該問題における仏教側(特に西本願寺)の動きやそれに対する神風会・宮井鐘次郎の直接的反対行動などについて詳しくレポートしてゐる。

(178) 八代六郎「宗教家のために惜む」(『全国神職会会報』第二〇六号、大正四年十二月二十五日)、芳賀矢一「御大札と仏教徒」・山田新一郎「神社対仏教時局観」(『全国神職会会報』第二〇七号、大正五年一月二十五日)、目黒和三郎「谷本博士に誨ゆ」・當山春三「仏徒の騷擾」(『全国神職会会報』第二〇八号、大正五年二月二十五日)、北能山人「国家本位の宗教」(『全国神職会会報』第二〇九号、大正五年三月二十五日)、田川生「民を私する西本願寺」(『全国神職会会報』第二〇九、

二一〇、二一一号、大正五年三月二十五日、四月二十五日、五月二十五日。

(179) 吉田静致「宗派的儀式と民族的慣習」(『神社協会雑誌』第一五年第五号、大正五年五月十五日)。

(180) 塚本清治「神社に関する注意(一月十三日地方改良講習会講演)」(『全国神職会会報』第二〇八号、大正五年二月二十五日)。

(181) 目黒和三郎「各地神職総会と全国神職大会」(『全国神職会会報』第二〇九号、大正五年三月二十五日)、同「研究機関の設置必要を論ず」(『全国神職会会報』第二一〇号、大正五年四月二十五日)、櫻井東花「全国神職会通常会記事」(『全国神職会会報』第二一一号、大正五年五月二十五日)を参照。

(182) 因みに、仏教界も「大典奉祝」の関連出版物作成に精を出してゐた。例へば、沼法量「御大典と真宗」(仏教学会、大正三年)、新布教編輯局『大典と仏教』(法藏館、大正四年)など。特に後者の『大典と仏教』は、「御即位式並大嘗会と国民の覚悟」をテーマに数多くの仏教者が筆を執つてゐる。

(183) 国立公文書館所蔵『公文雑纂』大正五年・第二十六卷・帝国議會四「衆議院議員龍口了信提出宗教尊重ニ関スル質問ニ対スル内務文部両大臣答弁書衆議院議長へ回付ノ件」。また、『官報号外 大正四年十二月二十二日 第三十七回衆議院議事速記録第十号』、前掲櫻井東花「仏徒の不心得事件」を参照。

(184) 当時貴族院書記官長で大礼時は大礼使事務官も務めた柳田國男は、暗に龍口了信の質問書を取り上げ、神社と宗教の区別に対しては「その要求に應ずることは髯の生えた人にも六つかしからうと思ふ。なぜかと言へば神社は宗教其物だから二つに分けやうが無い。(…中略…)此の如き評判が元になつて農民が其の頼む所を失ふやうなことがあつては笑止である」、また、「地方官吏が民家に神棚を必ず備へることを勧誘」したとの主張に対しては、「初耳の話である。今回ほど善政の種類の複雑であつた大嘗会の年も空前であらう。(…中略…)但し大正昭代の隆盛に謳歌しつゝも依然として旧態に纏綿し、時勢の変遷が別箇の将来を予期して居ることを教へようとしなかつたのは、我々一派よりも更に始末の悪いチヨン鬚である」と皮肉を述べてゐる(『神社と宗教』・「所謂記念事業」『郷土研究』第三卷第一〇号、大正五年一月一日、『柳田國男全集』第二十五卷、筑摩書房、平成十二年に所収)。

(185) 前掲山田新一郎「神社対仏教時局観」。

(186) 『大礼記録』三〇一、三〇九、五二九頁。神道・仏教の総代は管長會議で決定し、大正四年七月二十八日を以て文部省宗教局に報告し、同局が大礼使長官に報告したものであつた。神道各派総代の予備候補者は柴田礼一(実任教管長)であつた。

仏教各派総代は当初、大谷光演（真宗大谷派管長）、予備候補者は石川素童（曹洞宗管長）と山下現有であったが、大谷と石川は病氣または高齢を理由に参列を拝辞したため山下が総代となった。また、大饗宴第二日の夜宴に華族として参列を許された真宗各派の僧侶は、幼少や僧服着用が許可されなかったこと（爵服着用）を理由に参列を拝辞したため、結局仏教僧侶は一人も参列しなかった。仏教各派は決議の上、大札奉祝のために正統大藏經・統藏經を献上、各派管長や重役門跡、由緒寺院住職が京都行幸・還幸の奉送迎を行ひ、即位札・大嘗祭当日はそれぞれ葬儀を遠慮した。前掲『御大札記録』四一二、四一三頁を参照。因みに、大正大札前に宗教教団やその関係者が奉祝出版を行った事例として、『御大典と天理教』（道友社編輯部、大正四年八月二十五日）、真宗大谷派（東本願寺）の『御大典と真宗』（仏教学会、大正三年三月十六日）や新布教編輯局編『大典と仏教』（法藏館、大正四年八月二十日発行、十月五日第三版）、真言宗豊山派延命寺の川井精春『大正之宗教』（豊山公論社、大正四年十月二十七日）、祖風宣揚会編『皇室と真言宗』（六代新報社、大正四年十一月一日）などがある。「大札記念」の論考を掲載した雑誌も多いが、例へば、浄土宗大本山黒谷金戒光明寺事務所が発行する『紫雲』第三三号（大正四年十一月十一日）には、鷺尾淳宏「御大典と念仏」が即位奉祝に当たり「正々堂々念仏をとなへて御聖寿の無窮を祈りてこそ念仏行者」と述べられてをり、浄土真宗本願寺派（西本願寺）関係の布教叢誌社が発行する『信仰界』第二八卷第一号（大正四年十一月一日）の社説「皇室・仏教相関の今昔」には、「吾人は今度御大典に際して当路有司の対仏教者の態度に、衷心平かならざる一人ではあるが、而も必ずしも、理由なき侮辱とも断言する能はざるものである。たゞこの際仏徒特有の忍徳を発揮して、祝すべきは祝し慶すべきは慶すると共に、他日実力上の発展と雪辱とを期すべきであります」と記されてゐる。

(187) 「大札使彙報」（『官報』第九六一号、大正四年十月十四日）三一頁、目黒和三郎「御大札行幸還幸の両儀につき奉送迎の列に加る事を得た基督教師」（『全国神職会会報』第二〇四号、大正四年十月二十五日）。

(188) 前掲藤田大誠「大嘗祭をめぐる政教問題の回顧と展望」を参照。

(189) 「昭和太礼」以降の大嘗祭論については、塩川哲朗「真床襲衾」をめぐる折口信夫大嘗祭論とその受容に関する諸問題」（『國學院大學校史・学術資産研究』第一号、平成三十一年）が詳しい。

(190) 櫻井稲麿『即位札及大嘗祭の意義』（埼玉県神職会、大正二年十二月二十五日）一頁。

【附記】

本研究は、JSPS科研費JP二四K〇三四〇三の助成を受けたものである。また、令和六年度國學院大學国内派遣研究の研究課題「神道・国学の近現代通史叙述に向けた研究基盤の構築」、令和六年度の皇學館大學研究開発推進センター神道研究所（第一部門「神道思想」）共同研究員、神社本庁総合研究所特別研究員、明治神宮國際神道文化研究所客員研究員としての成果の一部でもある。

